

海洋安全保障情報季報

第20号 (2017年10月-12月)



目次

I. 2017年10～12月情報要約

1. 軍事動向
2. インド洋・太平洋地域
3. 国際関係
4. その他
5. 北極海関連事象

II. 解説

1. スターリンの時代のソ連が推進した大海軍建設について

本季報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

リンク先 URL はいずれも、当該記事参照時点でアクセス可能なものである。

発行責任者：角南篤

編集・執筆：秋元一峰、上野英詞、倉持一、熊谷直樹、高翔、関根大助、山内敏秀

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

アーカイブ版は、「海洋情報 From the Oceans」<http://www.spf.org/oceans> で閲覧できます。

送付先変更および送付停止のご希望は、海洋政策研究所 (fromtheoceans@spf.or.jp) までご連絡下さい。

『海洋情報季報』は『海洋安全保障情報季報』に改称いたしました。

・ 2017 年 10～12 月情報要約

1 . 軍事動向

10 月 10 日「米海軍、トランプ政権下で 4 回目の『航行の自由』作戦実施」(Reuters.com, October 11, 2017)

ロイター通信が 10 月 11 日に報じるによれば、米海軍の誘導ミサイル駆逐艦、USS *Chafee* は 10 月 10 日、南シナ海で中国が実効支配する西沙諸島周辺海域を航行した。3 人の米海軍当局者がロイター通信に語ったところによれば、今回の航行は、中国による西沙諸島に対する「過剰な海洋権限の主張」に対抗するための通常の航行であるとしている。USS *Chafee* は、中国が領海と主張する海洋自然地勢から 12 カイリ以内の海域には入らなかった。

中国国防部は 10 月 11 日、戦闘艦 1 隻、ジェット戦闘機 2 機及びヘリコプター 1 機が、中国の主権と安全を冒す「挑発的な」行為として、米艦に退去を求めたと語った。

記事参照：U.S. warship sails near islands Beijing claims in South China Sea - U.S. officials

【関連記事】

「マティス米国防長官、中国の主権侵害主張を拒否」(The Washington Free Beacon.com, October 13, 2017)

マティス米国防長官は 10 月 13 日、マニラ訪問途次の機中で、10 日の誘導ミサイル駆逐艦、USS *Chafee* の航行は合法的で、中国の主権を侵害していないとして、中国の主張を拒否した。マティス長官は、「我々は、航行の自由を維持するために、世界のどの海域でも、国際法を厳密に遵守して、こうした航行を実施している」と語った。今回の航行は、トランプ政権下で 4 回目の「航行の自由」作戦で、マティス長官が進める、南シナ海における軍艦の航行の定常化計画の一環である。

記事参照：Mattis Rejects Chinese Claim U.S. Warship Violated Sovereignty

10 月 10 日「北朝鮮抑止のため日韓は核武装すべきーシンガポール前外務次官」(The Washington Post.com, October 10, 2017)

シンガポール前外務次官 Bilahari Kausikan は、10 月 10 日付の米紙、The Washington Post (電子版) に、“To deter North Korea, Japan and South Korea should go nuclear” と題する論説を寄稿し、北朝鮮を抑止するために日韓両国は核武装すべきとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 北朝鮮は既に、事実上核保有国となった。平壤は早晩、米本土を直接脅かす核弾頭搭載 ICBM を保有するであろう。北朝鮮が米本土を直接脅かすことができるようになれば、アメリカは東京を助けるためにサンフランシスコを犠牲にできるか、という疑問が出てくる。もちろん、答えはノーである。北東アジアでは、中国も、核戦力を近代化しており、何れ信頼できる第 2 撃能力を持つことになる。数十年前のヨーロッパで見られたように、北東アジアに対するアメリカの拡大抑止力は、次第に浸食されていくであろう。北東アジアは、1950 年代のフランスや 60 年代の英国のような対応をすることになる。日本は、独自の核抑止力を迅速に開発できる能力を持っており、今や、何時決断するかの問題になっている。東京は、数十年にわたって、アメリカの黙認と恐らく支援の下、この事態に備えてきた。日本が決断すれば、韓国も追随するはずである。日

韓両国とも核保有国になることを熱望しているとは思わないし、ワシントンもそうである。しかし、日米韓3カ国にとって、核保有は少なくとも悪い選択肢ではない。フランスも英国も NATO 内に留まっているように、核保有した日韓両国はアメリカ主導の北東アジア同盟体制内に留まるであろう。しかし最終的には、アメリカ、中国、ロシア、日本、韓国そして北朝鮮の6カ国の相互確証破壊能力による均衡態勢が北東アジアに構築されることになろう。

- (2) 当然ながら、均衡態勢の構築に至る過程は、日本の核武装を含めて、極めて困難で、緊張したものとなろう。しかしながら、如何に困難であろうとも、一度6カ国の均衡態勢が構築されれば、安定をもたらすであろう。北朝鮮を含めて、6カ国は全て合理的で、政治が機能している。6カ国による北東アジアの均衡態勢は、現状凍結をもたらすであろう。このことは、中国の修正主義的野心に対する絶対的な障害となろう。少なくとも中国にその野心を現状レベルで止めさせることは、米中関係と日中関係をより安定させることになり、引いては東アジアを一層安定させることになろう。現状凍結はまた、朝鮮半島統一というキメラ（幻想）に終止符を打ち、より健全な南北関係をもたらすであろう。しかしながら、この新しい均衡態勢は、台湾に独自の核オプションの検討を促すことになりかねない。台北は1960年代に核への野心を抱いていたが、アメリカに廃棄させられた。台湾の独自の核オプションへの回帰は極めて危険なものとなろう。中国が対米戦争のリスクを覚悟しなければならない問題の1つが台湾であり、台湾の独立を許せば、中共政権は生き残れない。台湾はアメリカの黙認がなければ核能力を取得できず、従って、アメリカは、台湾の核武装を許容しないことを中国に再保証することが極めて重要である。
- (3) 北朝鮮の非核化は夢物語だが、アメリカは、北朝鮮との平和条約締結の見返りに、そのミサイルと核能力を規制し、核拡散活動を止めさせることは、困難だが、不可能ではないであろう。2つの困難があるが、何れも克服できないわけではない。
- a. 第1に、平壤が検証可能な凍結に合意しても十分に安全と感じる核能力レベルはどの程度のレベルか、そしてそうした取引がワシントン、東京そしてソウルで政治的に受け容れられるであろうか。交渉が実際に始まってみなければ分からない、というのがこれに対する答えである。
 - b. 第2に、平和条約には、新たな収入源として平壤に対する継続的な経済援助の提供が含まれなければならない。北朝鮮は、金目当てに核ミサイル技術を中東諸国に輸出してきた。悪行に褒賞を与えると批判する人もいよう。実際、その通りである。北朝鮮の唯一の願望は、生き残りである。事実上の核保有国との平和条約は、世界で最も経済的に活発な地域、北東アジアにおける安定に対する高くない代価である。

記事参照：To deter North Korea, Japan and South Korea should go nuclear

【関連記事1】

「日本は核保有を望んでいるのか RSIS 専門家論評」(RSIS Commentary, October 17, 2017)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 上席研究員 Richard A. Bitzinger は、10月17日付の RSIS Commentaries に、“Does Japan Really Want To Go Nuclear?”と題する論説を寄稿し、日本の核武装は現実的ではないとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 最近、日本の核武装は地域の安全保障にとって効果があるかもしれない、とする論説が見られる。例えば、米ハドソン研究所の Walter Russell Mead は、アジアに対する安全保障コミットメントが不明確に揺らぐトランプ政権の「太平洋からのアメリカの撤退」により、日本は自ら

の「核武装」が最善の選択という結論に至るかも知れないと論じている*。また、シンガポール前外務次官 **Bilahari Kausikan** は、日本と韓国は核軍備すべきであり、問題は持つか持たないかではなく、何時になるかであると論じている（前掲論説参照）。実際、もしアメリカが「核の傘」による安全保障を日本から引き上げるとすれば、東京は、核保有国になることを真剣に検討するかもしれない。更に言えば、日本には原子爆弾を比較的短期間、月単位、最大でも数年以内に開発する技術的能力があると一般的に考えられている。しかし、問題の核心は、日本は本当に核保有国になることを望むのかということである。

- (2) そもそも日本が核保有国になるのは、多くの者が考えるよりも遙かに難しい。それは単に原子爆弾を製造するだけの問題ではない。もし日本が核兵器を製造し、実験をした場合、アジア全体及び世界各国から大きな反響が起こるであろう。しかも、日本が信頼に足る核抑止態勢を構築するには非常に多くのことが必要になる。
- a. 第 1 に、日本は、核能力を繰り返しテストする必要がある。確かに、スーパーコンピュータで核爆発の幾つの特徴を模擬実験できるが、信頼に足る核戦力を構築するためには、恐らく数年の間に何度かの核実験を実施しなければならないであろう。
 - b. 第 2 に、核兵器をどのように配備するのか。航空機か、しかし日本には核搭載能力を有する航空機や爆撃機もない。航空自衛隊は恐らく核兵器も運搬可能な F-15 などの米国製戦闘機を運用しているが、これらの航空機を核兵器搭載可能にするには、「ブラックボックス」（電子機器とソースコード）を開くためにアメリカの許可が必要となるが、それは実現困難である。核兵器をミサイルに搭載することも可能であるが、そのためにはミサイルに搭載可能なように核弾頭を小型化する必要があり、ミサイル自体の開発も必要である。日本は活発な宇宙ロケット産業を有しているが、それは核兵器用のロケットとは異なっている。核搭載用に特化した固体燃料式ミサイルは、ほとんど最初から開発する必要があるだろう。
 - c. 第 3 に、ではどこに配備するのか。日本は、これらのミサイルを地震の影響を受けやすいサイロか、あるいは移動式発射装置に搭載するのか。日本は国土面積が小さい上に人口の多い国であり、特に敵の先制攻撃にとって絶好の高価値目標となるこれらの兵器を、国内のどの地域が受け容れるのか。
 - d. 第 4 に、日本はこれらのミサイルを潜水艦に搭載することも可能だが、水中発射用の特殊な潜水艦発射用ミサイルが必要となる。また、恐らく原子力推進の新たな潜水艦（SSBN）の建造が必要となるが、このためには、小型で極めて安全な原子炉の開発という克服すべきもう 1 つの技術的なハードルがある。これらは全て安価ではない。英国は、*Vanguard* 級 SSBN 4 隻からなる艦隊を編成するために 150 億ポンドの費用をかけ、アメリカから Trident II 潜水艦発射弾道ミサイルを購入した（ワシントンは恐らく、東京に対しては同じようにはしないであろう）。
 - e. 第 5 に、日本は、核兵器のための総合的な支援インフラを構築しなければならないであろう。核兵器の保全のために、航空基地、海軍の拠点には特に厳重な保管施設を整備する必要がある。核技術者は、これらの爆弾、弾頭を適切に維持整備し、取り扱うよう訓練されなければならない。
 - f. 第 6 に、日本は、核兵器の運用のための特殊で高度な指揮統制システムとともに、核攻撃の兆候を察知する早期警戒システム（衛星やレーダー）を開発しなければならないであろう。加えて、無許可の作動状態化や暴発を防止するために、許可制核弾頭安全装置解除機構

(PALs) と呼ばれる安全装置を弾頭毎に装備する必要があり、PALs はそれ自体がハッキングされることを防止するために高度に暗号化されなければならない。

- g. 更に、東京は、核兵器を作動状態にして使用するための手順書も作成する必要がある。恐らく、総理大臣が発射コードを含む「核のフットボール」を管理するとともに、実際に核兵器使用の最終的な権限を持つことになる。しかしながら、潜水艦発射の核戦力については、「2人ルール」をもってしても、論理的には SSBN の艦長には自らの権限で発射する裁量があり得る。このような細部の問題も解決されなければならない。
- (3) しかし、何よりも重要なことは、日本は、核保有に伴うこうした全ての課題に自ら取り組まなければならないということである。アメリカが援助することは絶対でない。信頼に足る核戦力を保有するには何兆円もの費用がかかり、しかも完成までには何十年もかかるであろう。その間、何が起こるか。日本国民は、巨大で高額な核兵器プログラムに賛同するであろうか。核兵器に関する限り、日本には、核兵器による攻撃を受けた唯一の被爆国としての特別な感情がある。こうした感情は、「核武装化」への道において克服し難いものである。日本の核武装は想像できないことではないが、同時にそれは、大規模な政治的混乱を引き起こすことなく、安価に手早く実現できるようなことではないのである。

記事参照 : Does Japan Really Want To Go Nuclear?

備考* : Does Trump Want a Nuclear Japan?

【関連記事 2】

「核武装化した北東アジア、何故日韓を含めても抑止が機能するのか RSIS 専門家論評」(RSIS Commentary, October 23, 2017)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) の Graham Ong-Webb、Nah Liang Tuang 両研究員は、10月23日付の RSIS Commentary に、“Nuclearised Northeast Asia: Why Including Japan, South Korea May Work”と題する論説を掲載し、前掲のシンガポール前外務次官の論説に関して、日韓の核保有という考え方は核抑止理論上合理的なものであるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) シンガポールの前外務次官 Bilahari Kausikan は「北朝鮮抑止のために、日韓は核武装すべき」と題する示唆的な論説を米紙に寄稿している（前掲論説）。このタイトルは Kausikan の提言の核心を完全に反映している。実際、彼の分析は、実にしっかりした知的基盤に立脚しており、Hans Morgenthau や Kenneth Waltz らの国際政治の理論家によって説明される核抑止理論のみならず、核兵器がもたらした変革の意義に対する彼の理解を示している。しかしながら、彼の論説は、モラルの放棄という観点から、世界の世論の多くから騒動を引き起こす可能性が極めて高い。核不拡散に対する強固な国際的支援が示すとおり、核兵器については、日本人や韓国人も含め忌まわしいものと見なされており、Kausikan 自身も「日韓が核保有国になることを熱望しているとは思わない」と述べている。また、核抑止のメカニズムについて知識にない人々から、彼の提言—より多くの核保有国による安定化の概念—が誤解されてしまうという懸念もある。
- (2) 核兵器の登場は、戦争の本質、そして恐らく国際関係そのものにも根本的な変化をもたらした。核抑止の専門家が述べるとおり、過去の通常兵器による戦争の目的は戦って勝利することであったが、幾つかの国が核兵器を保有した以降においては、戦争の主目的はそのような衝突を絶

対に避けることになった。単純に言えば、ある国家が核兵器保有を選択する唯一の理由は、他の核兵器保有国がそれを使用するのを止めさせることにある。Waltz は 1981 年に発表した、“The Spread of Nuclear Weapons: More May Be Better” と題する論文で、核兵器がもたらした革命の意義を論じている。Waltz は、まず第 1 に「核兵器は戦争のコストを驚くほど高くし、それ故に、そのような兵器の使用につながるかもしれない、あらゆる戦争の開始を国家に躊躇させるようになった」と主張した。そして第 2 に、「核兵器は、大国間の平和の維持に役立ってきたし、また他の少数の核保有国も軍事的冒険に乗り出すようなことがなくなった」と指摘した。実際、核の瀬戸際政策を踏み越えて、緊張関係にある核兵器保有国同士が核戦争を始めたことは一度もなかった。

- (3) Waltz 自身は、その安定化の効果にも関わらず、「相互確証破壊」(MAD) を「異常」と見なす世論の批判にさらされた。Waltz は、「抑止とは、文字通り威嚇によって誰かが何かをすることを止めさせることを意味する」のであれば、「核兵器による抑止戦略は、国家が安全保障を確実にするために戦うことを不要にし、戦争の大きな要因を除去する」と主張した。Waltz は、核保有国の増加が核兵器の脅威を相殺する効果を作り出すと示唆している。このことは、正に Kausikan 前外務次官が前掲論説で、北朝鮮、韓国そして日本の地域的対立を安定化させるために、「6 カ国による相互確証破壊の均衡態勢の構築プロセスが如何に困難であっても、一度これが確立されれば安定するであろう」として、提言していることである。戦略文化の違い、特にもしある国が好戦的な歴史を持つ国として知られている場合はどうであろうか。英ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス教授 Barry Buzan は、核兵器の巨大な破壊力は「文化や価値観の違いを超越するほど十分に大きい」と指摘している。Buzan は、1980 年代の著作で、「戦争の人的、物的コストに敏感と考えられていた西側のソフトな文化と、ソ連あるいは中国などこれら問題には鈍感と考えられていたハードな文化との相違は、社会全体がたちまち蒸発するような脅威がある場合には消え去るであろう」と述べている。
- (4) 技術的には、太平洋国家であるアメリカを別にして、中国、日本、北朝鮮、韓国及びロシアからなる核武装化した北東アジアは、相対的に堅固な地域的「核抑止による安定」を生み出す可能性が高い。今後の課題は、技術的なものではなく社会的、政治的な問題である。核武装化した北東アジアが受け容れられるには、現在の相互認識を改めるとともに、地政学的、制度的取り決めを調整するなど、地域自体の変革が必要であろう。更に、現状維持を永続化させるためには、平壤に対して、国境を越えた核拡散は決して容認されないということを明快に了知させておく必要がある。同様に重要なことは、北朝鮮の現有核戦力は軍事的な冒険主義や国家支援テロを遂行する後ろ盾として容認されるものではなく、これらの行動はいずれも相互確証破壊に至る（対北朝鮮）軍事行動を正当化する「レッドライン」となるであろう。このことを金正恩政権に確信させることは、(根気のいる) 知覚的で政治的な課題となろう。
- (5) 結局のところ、国際社会は、核兵器による変革を元に戻すことはできない。核武装化した北東アジアが実現するとすれば、それは、非核保有国である日本と韓国に対する現在の核攻撃の脅威よりはましな結果である。核武装化した北東アジアは、間違いなく慎重な対処を要する態勢だが、グローバルな影響を及ぼす地域的な大災厄を回避する 1 つの選択肢ではある。

記事参照：[Nuclearised Northeast Asia: Why Including Japan, South Korea May Work](#)

10月13日「パキスタンの海洋配備核戦力のリスク」(The Diplomat.com, October 13, 2017)

Web誌、The Diplomat 編集長 Ankit Panda は、10月13日付けの同誌に、“The Risks of Pakistan’s Sea-Based Nuclear Weapons” と題する論説を寄稿し、パキスタンの海洋配備核戦力のリスクについて、要旨以下のように述べている。

- (1) パキスタンは2017年1月9日、核弾頭装備が可能な Babur 3 潜水艦発射巡航ミサイル (SLCM) の発射試験を初めて実施した。この SLCM は、地上発射巡航ミサイル、Babur 3 の派生型で、パキスタンにとって初めての海洋配備核抑止力となろう。恐らく、この SLCM は当初、Agosta 90B 潜水艦と Agosta 70 潜水艦に搭載されることになろうが、最終的には、中国から購入する予定の Type 041 「元」級潜水艦に搭載されることになろう。(抄訳者注：Agosta 70 潜水艦は、1970年代にフランスで開発された通常型潜水艦で、2隻保有する。Agosta 90B 潜水艦は、1990年代に開発された Agosta 70 潜水艦の改良型で、AIP を搭載し、やや大型化された。パキスタンは3隻保有している。)
- (2) パキスタンは、核戦力の増強ペースで主敵であるインドを凌駕していることは既によく知られている。地上配備の Nasr 戦術弾道ミサイルのような、低威力の核システムは核使用の敷居を低くするとの懸念を高めてきた。核抑止力の海洋への展開は、全般的な戦略的安定にある程度貢献する。実際、海洋配備の抑止力の残存性は、パキスタンの地上配備核戦力に纏わる、いわゆる「使用するか、さもなければ無力化されるか」というプレッシャーを軽減することになろう。しかしながら、他方で、海洋配備核戦力は、インド・パキスタン関係の危機における安定性を悪化させる可能性がある。しかも、海洋配備核兵器は平時から非常に高い即応態勢で維持される必要があることから、パキスタンは海洋配備核兵器に特有の指揮統制上の問題に対処しなければならない。パキスタンはこれまで、核の指揮統制は高度に中央集権化されていると長く主張してきたが、このことが戦時あるいは危機に際して核装備可能な潜水艦部隊についても真実かどうかは疑問である。(潜水艦部隊に対する) 核使用権限の事前委任の誘惑は相当大きいかもしれない。
- (3) 指揮統制問題とは別に、海洋配備核兵器は危機における安定性を著しく悪化させる可能性つまり、危機の始めに、インドが先制攻撃を行う誘惑に駆られることがある。パキスタンの潜水艦部隊は海洋に広く展開するより、一定の聖域に留まらざるを得ないであろう。その意味するところは、平時の潜水艦の位置が知られているということであり、従って、インドの通常兵器による攻撃に対して脆弱であろう。他方で、インドにとっても、危機において探知したパキスタンの潜水艦が核兵器かそれとも通常兵器を搭載しているのかを識別できず、Babur 3 を搭載した核戦力と推定せざるを得ないであろう。言い換えれば、このことは、パキスタンの潜水艦部隊が危機の初期におけるインド軍の主要な目標となるだけでなく、パキスタンに対しても、地上配備の核ミサイルに纏わる使用するか、無力化されるかのプレッシャーを高めよう。例え、インドが意図しないエスカレーションを回避するために、パキスタンの潜水艦部隊を攻撃しないとしても、インドは少なくとも、パキスタンの最高指揮権限者が危機において海洋配備核抑止力と通信できるよう 2016年11月にカラチに建設された、超長波 (VLF) 送信所を目標とする価値があろう。もっともこの場合、ニューデリーは、パキスタンが潜水艦部隊に核使用権限を事前委任しておらず、イスラマバードの海洋配備核戦力が最高指揮権限者からの使用権限コードの送信を必要としているということに、ある程度確信が持てなければならないであろう。
- (4) Babur 3 の導入は、パキスタンにとって海上配備核抑止力に特有の古典的なジレンマをもたらしている。パキスタンは、第2撃能力の全面的な保全を重視するか、それともそれを戦時に使

用可能な戦力とするかを選択しなければならない。様々な理由から、パキスタンは、後者を選択すると見られる。この場合、パキスタンは、現在の不安定な国内の政情から見て、海洋配備核戦力が盗難や無許可使用のリスクに晒されるという、核の安全性のリスクを甘受せざるを得ないであろう。従って、全体的に見て、パキスタンの海洋配備核戦力という 3 本目の柱は、パキスタンの安全保障全体から見てマイナス効果になるであろう。

記事参照：The Risks of Pakistan's Sea-Based Nuclear Weapons

10 月 30 日「拡大 ASEAN 国防相会議、地域安全保障協力枠組みへの課題 RSIS 専門家論評」 (PacNet, Pacific Forum, CSIS, October 30, 2017)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 教授 See Seng Tan は、10 月 30 日付の PacNet に、“Can the ADMM-Plus Do “CUES” in the South China Sea?” と題する論説を寄稿し、ADMM プラス (拡大 ASEAN 国防相会議) が地域安全保障協力枠組みとして発展していくには南シナ海における CUES (洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準) 推進のための合同海上訓練などの計画実施が第一歩となるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) アジア太平洋地域における多国間安全保障への取り組みは、2010 年に拡大 ASEAN 国防相会議が創設されて以来、急速に進展してきている。オーストラリア、中国、インド、日本、ニュージーランド、韓国、ロシア、アメリカ及び ASEAN 10 カ国が参加する拡大 ASEAN 国防相会議の活動を通じた多国間安全保障協力は、この地域がこれまで独自に経験してきた以上に進展し、深化している。こうした成果を踏まえれば、拡大 ASEAN 国防相会議は、その参加国が南シナ海における CUES (洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準) の適用をテストし、例証する多国間海上共同訓練を実施する地域的枠組みとして機能しないと考える理由はない。拡大 ASEAN 国防相会議参加国の多くは、2014 年に青島で開催された西太平洋海軍シンポジウムにおける CUES 合意時の署名国である。また、中国と ASEAN 諸国は 2016 年 9 月に南シナ海における CUES を独自に策定した。そうした軍同士の協力の好事例を活用し、拡大 ASEAN 国防相会議は CUES の要素を組み込んだ海上安全保障合同訓練などを実施することで CUES を効果的に実行することができよう。
- (2) 2016 年 10 月、北京で開催された香山フォーラムにシンガポールの国防担当国務相 (当時) として参加した Ong Ye Kung は、CUES は拡大 ASEAN 国防相会議の全参加国を対象に拡大される必要があると述べている。更に、シンガポール国防相の Ng Eng Hen は、CUES の対象として「一般船舶」も含むよう拡大する (現状の CUES 合意は海軍艦艇や政府公船のみが対象) とともに、拡大 ASEAN 国防相会議参加国が地域の空域においても CUES と類似の手順を採用することを提案している。拡大 ASEAN 国防相会議が CUES を正式に採用すれば、論理的に次のステップとして海上合同訓練を通じてこの規範が履行されることになろう。そうした提案は決して不自然なものではない。拡大 ASEAN 国防相会議参加国とその各防衛関係機関は、各種の活動を通じて、信頼できない相手国とも相互に信頼関係を築き、同時に高度な軍事的相互運用性のレベルを確立してきた。拡大 ASEAN 国防相会議の支援の下に、多国間海上合同訓練の頻度とテンポが高まってきており、参加各国は既に、暗黙の内とはいえ、相互に CUES に類似した活動に関わってきているのである。従って、既に拡大 ASEAN 国防相会議によって計画されている多国間海上合同訓練を南シナ海における正式な CUES に基づく合同訓練へと発展させるのに大きな労力は要しないであろう。

- (3) しかしながら、このような提案を実現可能性のあるものにするに当たっては、拡大 ASEAN 国防相会議が実現できることと、できないことについて、明確に理解しておく必要がある。実際、南シナ海を巡る国家間の緊張が継続し、悪化さえするかもしれない中で、台湾を唯一の例外として、全ての領有権主張国は拡大 ASEAN 国防相会議参加国であり、従って、これらの諸国が拡大 ASEAN 国防相会議への関与の度合いを再考するということもあり得ないことではない。結局のところ、拡大 ASEAN 国防相会議もまた、ASEAN 地域フォーラムが悩まされて来た問題、即ち、少なくとも、戦略的抗争関係を ASEAN の多国間対話枠組みに持ち込もうとする大国の思惑からは逃れられるわけではない。例えば、2015 年 11 月のクアラルンプールにおける閣僚会合では、参加国間の意見の相違から当初予定されていた南シナ海に関する共同声明（強制的な内容ではなかったが）を破棄することを余儀なくされた。更に、参加国は、拡大 ASEAN 国防相会議の合同訓練を、防衛装備品とその能力を「誇示する」ことによって一種の抑止効果を狙うこともできよう。例えば、2014 年 3 月のマレーシア航空 370 便行方不明事案に際し、中国は 18 隻の軍艦と海警巡視船そして長距離軍用輸送機からなる部隊を捜索支援活動のために展開させた。CUES によるか否かを問わず、このような動機と行動は、むしろ他の方法によるよりも地域を不安定化させる可能性がある。
- (4) 基本的に、南シナ海における CUES 実行のために拡大 ASEAN 国防相会議の枠組みを活用することは、拡大 ASEAN 国防相会議の任務と権限を、非伝統的安全保障のメカニズムから従来の伝統的あるいは通常的安全保障上の課題を取り扱うメカニズムに、進化させていくという興味深い問題を提起する。ASEAN 地域フォーラムの不幸な成果の一つは、台湾海峡、朝鮮半島あるいは南シナ海いずれかを問わず、従来の安全保障問題を「忌避した」ことにあった。拡大 ASEAN 国防相会議が同様の運命を辿るか否かはまだ不明である。しかしながら、そうした結果を避ける第一歩としては、拡大 ASEAN 国防相会議を南シナ海における多国間の CUES 合同訓練実施の基本枠組みとして確立することであろう。

記事参照：Can the ADMM-Plus Do “CUES” in the South China Sea?

10 月 31 日「インド、新型 SSBN 保有へ」(The National Interest, October 31, 2017)

米シンクタンク、The Policy Education Center 研究員 Zacyary Keck は、10 月 31 日付の米誌 The National Interest の Blog に、“Watch out China: The Indian Navy Has a New Nuclear Missile Submarine” 題する論説を寄稿し、インドの新型弾道ミサイル搭載原潜 (SSBN) について、要旨以下のように述べている。

- (1) インドの 2 隻目の国産原子力潜水艦、INS Aridhaman は間もなく進水し、2 年間の海上公試を経て、インド海軍に引き渡される計画である。INS Aridhaman は、2016 年 8 月にインド海軍に引き渡された、インド海軍初の国産弾道ミサイル搭載原潜 (SSBN)、INS Arihant に続く SSBN である。INS Arihant の就役によって、インドは、SSBN を建造し、運用する国として、アメリカ、ロシア、英国、フランスそして中国に次ぐ 6 番目の国となった。このインド初の SSBN は、Sagarika (K-15) 潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) 12 基を搭載しており、その射程は 700 キロとみられる。インドの国防研究開発機構 (DRDO) は、より射程の長い SLBM、K-4 を開発中で、K-4 も INS Arihant に搭載されるであろう。しかし、INS Arihant はより大型の K-4 ミサイルを 4 基しか搭載できないであろう。同艦は、発射筒を 4 基装備しており、各発射筒に K-15 ミサイル 3 基を装填している。同艦はまた、魚雷と BrahMos 超音速巡航ミサイルを

含む、潜水艦発射巡航ミサイルを搭載可能である。

- (2) INS Arihant は主に訓練用として建造されたもので、4 隻の建造が計画されている Arihant 級 SSBN の乗組員を訓練する。INS Aridhaman は 1 番艦により多くの打撃力を搭載している。インドメディアによれば、INS Aridhaman は 8 基の垂直発射筒を装備し、24 基の K-15 ミサイルか 8 基の K-4 ミサイルを搭載できる。加えて、2 番艦は、1 番艦の 83MW 加圧式軽水炉より出力の大きい原子炉を搭載することになる。原子炉は燃料としてウランを使用し、軽水は冷却材及び減速材として使用している。これによって INS Aridhaman は静粛に行動し、約 2 カ月の持続潜航が可能で、潜航時は 24 ノットで航行できる。Arihant 級 SSBN は 技術的には国産艦だが、ロシアの Akula I 級攻撃型原潜 (SSN) の設計を基礎としている。インドは、過去にロシアから Akula I 級 SSN の貸与を受けていた。とはいえ、訓練艦ではない最初の国産 SSBN の進水は、インド海軍にとって重要な一里塚である。
- (3) SSBN の運用によって、インドは完全な核の 3 本柱戦力を完成する。一面では、SSBN は、この地域の戦略的安定にとって望ましい進展と見なし得る。何故なら、外洋で潜航哨戒中の SSBN は、奇襲攻撃に対して、航空機や地上配備ミサイルに比べ、はるかに非脆弱強固な戦力だからである。インドのように、あまり多くない核戦力を有する国にとって、このことは特に重要である。同時に、核の 3 本柱におけるこの新しい柱は、インドの核運用手順に大きな変化をもたらすであろう。インドは、核の先制不使用宣言政策を採っている国として、核弾頭とミサイルは分離され、別個に保管されているようである。他の 2 本、航空機と地上配備ミサイルは、必要になれば、別個に保管されている航空機やミサイルと核弾頭を結合させれば良いが、これは SSBN では不可能である。抑止効果を発揮するためには、ミサイルと弾頭は SSBN 搭載時に結合されている必要があり、これは先制不使用政策と矛盾することになる。このことは、最近、核抑止任務のための SSBN の哨戒を開始した、先制不使用政策を採るもう 1 つの国、中国が直面する問題でもある。ここから必然的に浮かぶ問題は、インド海軍の戦闘艦、特に最近、何件かの事故が発生している潜水艦部隊に核兵器を搭載することの安全性についての疑問である。
- (4) インドの SSBN の出現は、中国・インド・パキスタンのいわゆる核の三角地帯における拡大する技術的軍備競争の 1 例である。インドは 2012 年に、Agni-V 中距離弾道ミサイルの初の試験を実施した。このミサイルは中国全土をその射程内に収める。前述のように、中国は 2016 年のある時期から、SSBN による核抑止任務の哨戒を実施し始めた。中国はまた、MIRV 化弾道ミサイルを配備し始めた。インドも MIRV 化ミサイルを保有していないのであれば、何れインドも迎える道である。中印両国はまた、情報監視偵察の能力向上によって、そのターゲティング能力の向上にも努めてきた。他方、パキスタンは、インドの通常戦力による攻撃を無効にするため大規模な戦術核戦力の建設に重点を置いている。

記事参照 : Watch out China: The Indian Navy Has a New Nuclear Missile Submarine

10 月 31 日「ロシア海軍の展開日数、過去 5 年間で 3 倍に」(The Barents Observer.com, October 31, 2017)

- (1) ロシア海軍司令官、Vladimir Korolyov がロシア軍機関紙「赤星」とのインタビューで明らかにしたところによれば、ロシア海軍の展開日数は過去 5 年間で 3 倍になった。同司令官は、「水上艦艇についていえば、2013 年の展開日数は 5,900 日であったが、2014 年は約 1 万 2,700 日、2015 年は 1 万 4,200 日、2016 年は 1 万 5,600 日、そして 2017 年は既に 1 万 7,100 日になっ

ている」と語った。ロシア海軍はまた、世界の海洋への展開も活発化させている。コラ半島に根拠地を置く、最大の艦隊、北方艦隊は 2016 年から 2017 年に、空母 *Admiral Kuznetsov* と誘導ミサイル重巡 *Pyotr Velikiy* をシリア沖に派遣し、*Admiral Kuznetsov* の艦載機はシリア反政府勢力に対して 420 回の攻撃を実施した。同司令官によれば、シリアの目標に対する戦艦と潜水艦からの最新の精密誘導兵器による攻撃の成果については現在分析中で、その結果は訓練計画や教育課程に反映される。またロシア海軍の戦術演習回数は、2012 年には 200 回強であったが、2017 年には約 500 回となった。

- (2) 同司令官は、北極圏を担当する北方コマンドについて、「北極圏におけるロシアの国益を護る効果的な組織」であると、その重要性を指摘した。中核となる北方艦隊には、海軍砕氷艦 *Ilya Muromets* が 2017 年中に配備され、*Admiral Gorshkov* 級フリゲートの 1 番艦も北方艦隊の主基地、セベロモルスクに間もなく配備されることになっている。また、海軍の最大艦、空母 *Admiral Kuznetsov* と誘導ミサイル重巡 *Pyotr Velikiy* は近代化されることになっている。誘導ミサイル原子力巡洋艦 *Admiral Nakhimov* は現在、セヴェロドビンスク造船所で改修、近代化工事中である。また、同司令官によれば、同造船所で建造中の新型弾道ミサイル原潜 *Knyaz Vladimir* が近い将来進水予定であるという。就役すれば、*Bulava* 弾道ミサイル 16 基を搭載する。

記事参照：Russian navy triples deployment in five years

11 月 9 日「米海軍イージス弾道ミサイル防衛計画 議会調査報告書」(USNI News, November 9, 2017)

米議会調査局は、11 月 9 日、“Navy Aegis Ballistic Missile Defense Program: Background and Issues for Congress” と題する報告書を公表した。以下は、その Summary を訳出したものである。

- (1) 米国防省ミサイル防衛庁 (MDA) と海軍が進める、イージス弾道ミサイル防衛 (BMD) 計画は、イージス巡洋艦とイージス駆逐艦にミサイル防衛能力を付与する計画である。2018 年度予算案では、BMD 能力を持つイージス艦の隻数は 2018 年度末に 36 隻、2022 年度末に 51 隻が計画されている。その内、日本を母港としていた 2 隻の BMD 能力を有するイージス駆逐艦、*USS Fitzgerald* (DDG-62) と *USS John S. McCain* (DDG-56) は 2017 年 6 月と 8 月に日本近海とシンガポールでそれぞれ商船と衝突し、重大な損害を受けた。修理が完了するまでに恐らく 1 年かあるいはそれ以上かかると見られている。これら 2 隻の BMD 能力を持つイージス艦の一時的な喪失に対して、一部の専門家は、BMD 能力を持つイージス艦の所要隻数と運用可能数、特に西太平洋において BMD 任務を遂行できるイージス艦の隻数の減少を懸念している。
- (2) イージス BMD 計画は、その財源の多くが MDA の予算に含まれている。海軍予算は、BMD 関連計画に追加の財源を提供している。MDA の 2018 年度予算案は、イージス BMD の取得、研究、開発の財源として 21 兆 7,350 万ドルである。この予算案には、イージス BMD 計画の運用、保守整備、及び軍事建設費が含まれる。イージス BMD 計画に対し、議会が審議に当たって重視すべき諸点には、以下が含まれる。
- a. BMD 能力を持つイージス艦の所要隻数と運用可能隻数
 - b. 2017 年度予算の SM-3 Block I B 及び SM-3 Block II A ミサイルの計画数と比較して、2018 年度予算の取得計画数の削減提案
 - c. ハワイのイージス試験施設を、ハワイと米西岸を防衛するために実働の地上型イージス基地に転換するか否か

- d. 負担の分担—欧州の BMD 能力とその運用に対する、欧州諸国海軍の貢献と、米海軍の貢献とをどう分担するか
- e. 将来、海軍の終末段階の BMD の運用に寄与し得る、艦艇搭載レーザー、電磁レールガン及び超高速飛翔体の実現可能性と、それが艦艇搭載 BMD 迎撃ミサイルの要求基数に及ぼす影響
- f. イージス BMD 計画の技術的リスク、試験、評価の問題
- g. 中国の DF-21 対艦弾道ミサイルの大気圏内飛翔段階（終末最終段階）の飛行プロファイルを模擬したターゲットの不足

記事参照 : Navy Aegis Ballistic Missile Defense Program: Background and Issues for Congress

<https://news.usni.org/2017/11/21/report-congress-navy-aegis-ballistic-missile-defense>

Full Report

Navy Aegis Ballistic Missile Defense (BMD) Program: Background and Issues for Congress

<https://fas.org/sgp/crs/weapons/RL33745.pdf>

Congressional Research Service, November 9, 2017

Ronald O'Rourke, Specialist in Naval Affairs

11 月 22 日「米海軍の戦力構成と建艦計画 議会調査報告書」(Congressional Research Service, November 22, 2017)

米議会調査局は、11 月 22 日、“Navy Force Structure and Shipbuilding Plans: Background and Issues for Congress”を公表した。以下はその Summary の要旨である。

- (1) 355 隻の戦力レベル目標は、海軍が 2016 年に実施した、戦力構成評価 (a Force Structure Assessment: FSA) の結果である。海軍は、戦力構成目標を決めるために、数年毎に FSA を実施している。355 隻戦力レベル目標は、2015 年の戦力目標、308 隻に替わるものである。最近数年間の海軍の実際の戦力レベルは 270 隻から 290 隻の間であった。355 隻はトランプ大統領が選挙公約とした 350 隻に近いが、実際には 2016 年のオバマ政権当時の国家安全保障戦略と国家軍事戦略を反映した隻数である。
- (2) 308 隻戦力目標に比して、355 隻戦力目標は 47 隻、18%強の増強になるが、海軍が現有艦艇の就役年数を現行計画以上に延長し、そして最近退役した艦艇の再就役をしない限り、355 隻態勢を実現し、維持するためには、海軍の建艦 30 年計画で 47 隻以上の艦艇を建造しなければならないであろう。議会調査局 (CRS) は、30 年後の 2046 年度に 355 隻態勢を達成し、維持するためには、海軍の 2017 年度 30 年建艦計画 (2017 年度～2046 年度) で 57 隻から 67 隻の艦艇を建造する必要があると見積もっている。一方、議会予算局 (CBO) は、30 年後の 2047 年度に 355 隻態勢を達成し、更にその後 10 年間 (2057 年度まで) 維持するためには、海軍の 2018 年度 30 年建艦計画 (2018 年度～2047 年度) で 73 隻から 77 隻の艦艇を建造する必要があると見積もっている。CBO は、就役年数の延長や退役艦艇の再就役などによって、355 隻態勢は最遅で 2035 年度には達成できると見積もっている。

記事参照 : Full Report

Navy Force Structure and Shipbuilding Plans: Background and Issues for Congress

<https://fas.org/sgp/crs/weapons/RL32665.pdf>

Congressional Research Service, November 22, 2017

Ronald O'Rourke, Specialist in Naval Affairs

11 月 30 日「シンガポール、インドとの海軍協定締結」(The Diplomat.com, November30, 2017)

Web 誌、The Diplomat 共同編集長 Prashanth Parameswaran は、11 月 30 日の同誌に、“Why the New India-Singapore Naval Pact Matters” と題と題する論説を掲載し、シンガポールとインドとの間で締結された海軍協定について、要旨以下のように述べている。

- (1) シンガポールの Ng Eng Hen 国防相は 11 月 27 日から 29 日の間、第 2 回国防相対話メカニズム出席などのためにインドを訪問し、この間、両国の海上安全保障協力を加速する、新たに海軍協定 (The India-Singapore Bilateral Agreement for Navy Cooperation) が締結された。インドとシンガポールは、既に緊密な 2 国間関係にあり、この地域のパートナーである。両国の防衛協力は、この数年次第に強化されてきており、2015 年 11 月には防衛協力協定 (DCA) を締結し、2016 年 6 月には最初のシンガポール・インド国防相対話が行われた。今回の Ng Eng Hen 国防相のインド訪問によって、今後両国の防衛関係の促進が期待される。
- (2) 今回締結された新たな海軍協力協定は、両国のより広範な関係、特に海軍同士の関係強化にとって重要である。この協定によって、両国の全ての軍種間の協力協定が締結されたことになる。空軍同士は、2007 年に The Air Force Bilateral Agreement を締結し、2017 年 1 月の第 11 回シンガポール・インド防衛政策対話の開催時に更新された。陸軍間の 2 国間合意 The Army Bilateral Agreement は 2008 年に締結され、2018 年の更新される予定である。海軍協定の締結によって、シンガポール国軍は、現時点で全ての軍種間でインドとの 2 国間協定を締結した唯一の軍となった。
- (3) シンガポール・インド海軍協定は、特に海洋の領域で紐帯を深化させる。この協定は、海上安全保障における、合同訓練、双方の海軍施設への互訪問、相互後方支援を含む、幾つかの強力分野を規定している。この協定が今後どのように運用され、両国間の海洋安全保障の紐帯にどのような影響を及ぼしていくかが注目される。協定調印後のシンガポール・メディアの解説は、そのほとんどがインド海軍のチャンギ海軍基地 (抄訳注：シンガポール東部のシンガポール海峡に面して最新の海軍基地で、空母が接岸可能な岸壁を有し、米海軍は同基地のアクセス権を有している) へのより頻繁なアクセスを予想したもので、Ng Eng Hen 国防相はインドでの共同記者会見で、シンガポールは寄港を歓迎すると述べた。また、マラッカ海峡のよりシンガポールに近い海域や、アンダマン海のよりインドに近接した海域でのより複雑な合同訓練も実施されることになろう。
- (4) この協定はまた、海洋安全保障の領域で東南アジア諸国との一層協力を求めるインドの努力を促進させることになろう。ニューデリーは、その数が増えつつある ASEAN のパートナー国の 1 つで、東南アジア諸国との合同訓練の範囲を拡大し、より複雑な合同訓練への拡充を望んでいる。シンガポールは 2018 年の ASEAN 議長国として、インドと東南アジア諸国との海洋安全保障領域における協力の促進を手助けする立場にあり、このことは都市国家としてのシンガポール自身の利益となろう。

記事参照：Why the New India-Singapore Naval Pact Matters

12 月 1 日「インドの潜水艦建造計画 インド紙報道」(The Times of India.com, December 1, 2017)

インド紙、The Times of India (電子版) が 12 月 1 日付で報じるところによれば、インドは現在、急速に潜水艦建造計画を進めている。それによれば、最終的には、6 隻の攻撃型原潜 (SSN)、4 隻の

弾道ミサイル搭載原潜 (SSBN) 及び 18 隻の通常型潜水艦 (SS) が建造される。現在、インド海軍の潜水艦戦力は、13 隻の旧式 SS、1 隻の国産 SSBN (INS *Arihant*、2016 年就役)、及びロシアからリースした 1 隻の SSN (INS *Chakra*、国際条約により核弾頭ミサイルの搭載不可) からなる。4 隻建造予定の国産 SSBN の 2 番艦がビジャカパトナムで建造中であり、2018 年に進水予定である。更に、2015 年初めに安全保障閣僚会議で承認された、6 隻の国産 SSN の建造に着手している。

記事参照 : Eye on China: India steps up naval deployments, kicks off nuclear submarine project

12 月 9 日「対北朝鮮、米本土ミサイル防衛網の課題」(The National Interest, December 9, 2017)

アメリカの軍事専門家 *Sébastien Roblin* は、米誌、The National Interest のブログに 12 月 9 日付で、“THAAD Can't Destroy North Korea's ICBMs (but the Navy Might Have a Way)”と題する論説を寄稿し、北朝鮮の弾道ミサイルから米本土を防衛する上での課題について、要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカのミサイル防衛システムとしては、大気圏外を飛行中の ICBM を迎撃するために、既にアラスカとカリフォルニアに地上配備型ミッドコース (中間段階) 防衛システム (GMD) の発射基地がある。しかし、GMD の発射実験での目標命中率は半分を少し越える程度である。対照的に、「終末段階高高度防空」(THAAD) システムは、弾道ミサイルがその弾道終末段階において目標に向かって大気圏に突入した時にこれを撃破するよう設計されている。1 回のミサイル迎撃実験では失敗しなかった。しかし、ほぼ全ての情報源は、THAAD は短距離か中距離弾道ミサイルを撃破するよう設計されたもので、ICBM ではないということに一致している。大半の専門家によれば、ICBM に対する信頼に足る命中精度を持つには、THAAD は迎撃スピードも高度も未だ十分ではない。北朝鮮の最新の「火星 15」ロケットは、米本土を横断して飛行するのに十分な射程距離を持っていることを示した。THAAD の有効迎撃範囲は約 20 キロであり、朝鮮半島のような地理的に限られた地域を防衛するには十分だが、広大な北米大陸では、全ての主要な市周辺に THAAD を展開しないのであれば、国全体を防護するにはあまり役立たない。
- (2) では、北朝鮮の潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) に対して、米西海岸を防衛ことについてはどうか。北朝鮮は、何度かの実験失敗の後、2016 年 8 月に特別に設計された新浦級潜水艦からの「北斗星 1」SLBM の発射試験に初めて成功した。「北斗星 1」の正確な能力は不明だが、せいぜい準中距離弾道ミサイルと見られる。準中距離弾道ミサイルは、THAAD の設計において迎撃対象としたミサイルである。更に、米沿岸に近接して発射された SLBM は、ミッドコース迎撃を行うためには防衛側により少ない時間しか与えられず、終末段階で迎撃するミサイルが望ましい代替手段である。とはいえ、新浦級潜水艦は旧式のディーゼル潜水艦で、太平洋を横断するには苦勞するであろうし、推測される航続距離はわずか 1,500 カイリで、限られた水中持続力と音響上の隠密性しか持たない。現在の型式の新浦級潜水艦は、グアムのような太平洋に所在する米軍基地に対しては脅威となるかもしれないが、米本土を攻撃圏内に入れる海域にまで進出できるとは思われない。もっとも、ピョンヤンは、間違いなく潜水艦とミサイルを改良しつつあり、新型でより大型の新浦 C 級潜水艦は 2017 年後半に建造中の写真が撮影されており、改良型の「北斗星 3」も開発中と見られる。
- (3) 北朝鮮の弾道ミサイルが米本土の大都市に命中した場合には甚大な被害が予想されるので、議会で検討されている案の 1 つは米西海岸に第 3 の GMD 基地を建設することであるが、専門家は限られたメリットしかないとしている。もう 1 つの方法は、米本土防衛のために海軍の

SM-3Block II A 迎撃ミサイルを導入することである。SM-3 は最近、海軍の巡洋艦や駆逐艦、そして日本の護衛艦にも搭載されている。その地上配備型 Aegis Ashore は、日本と東欧防衛のため配備されることになっている。SM-3 は、準中距離弾道ミサイルや中距離弾道ミサイルに対する防衛を狙いとするものだが、SM-3 MK II A は THAAD のほぼ 2 倍の速力マッハ 15 で飛翔し、射程は遥かに大きく 200 キロを超える。国防省ミサイル防衛局 (MDA) や一部の専門家は、SM-3 が最高点を過ぎて、大気圏に突入する前の中間段階の終わりにあるミサイルを攻撃する、対 ICBM 任務は潜在的に実行可能と見ている。ある分析によれば、SM-3 を搭載した弾道ミサイル防衛 (BMD) 能力を持つ戦闘艦を 3 隻から 4 隻あれば、ほぼ米本土全体を覆域とする BMD を提供できるかもしれないという。もちろん、常に完全な迎撃に成功するというわけではない。

記事参照：THAAD Can't Destroy North Korea's ICBMs (but the Navy Might Have a Way)

【関連記事】

「米国防省ミサイル防衛庁、上昇・加速段階での迎撃を視野に」(USNI News, December13, 2017)

米国防省ミサイル防衛庁 (MDA) 副長官ジョン・ヒル少将は 12 月 13 日、戦略国際問題研究所 (CSIS) と米海軍協会共催の海洋安全保障対話での講演で、現時点で米本土は安全だが、MDA は深化し続ける脅威からどのように防衛するかに焦点を当てつつある、と述べた。更にヒル少将によれば、北朝鮮やイランのようにミサイル技術を強化しつつある国があることから、MDA の目標は、衛星と連携した戦闘艦配備と地上配備のレーダーと迎撃ミサイルによる強固で重層的な防衛システム網を構築し、維持することである。同少将は、弾道ミサイル防衛 (BMD) が成功するためには、ミサイル発射データの早期收拾が不可欠であり、MDA は、ミサイル駆逐艦に搭載されたイージス・レーダー・システムによって敵のミサイルが発射された時には、非常に早い段階でこれを探知する能力を有しているとして、「もし BMD 能力を持つ戦闘艦を適切な場所に前方展開すれば、早期に探知し、地上配備のミサイル防衛を発動できる」「前方展開した戦闘艦はきわめて速く (敵のミサイルを) 探知し、きわめて多くの迎撃ミサイルを発射できる」と強調した。

記事参照：Missile Defense Agency Looking to Intercept Ballistic Targets Earlier During Boost Phase

12 月 18 日「新たな大国抗争時代における海洋戦略 米専門家論評」(Hudson Institute, December18, 2017)

米シンクタンク Center for American Seapower 所長 Seth Cropsey と副所長 Bryan McGrath は、12 月 18 日付の米シンクタンク Hudson Institute のサイトに、“Maritime Strategy in A New Era of Great Power Competition” と題する長文の論説を寄稿している。本稿の筆者らは、その序で「アメリカは海洋国家として、遠隔地での危機に対処し、その危機がアメリカや同盟国、パートナー諸国の安全保障を損ねることを予防し、そして脅威が自国国境にまで及ぶ紛争に拡大しないように地理的に局限しておくために、海軍力を最も有用な手段として活用してきた。海洋における防衛は海洋戦略を必要とする。本稿は、海洋戦略の必要性を検証し、その選択肢を議論し、政策策定者に提言するものである」と述べている。以下は、本稿の要旨である。

- (1) アメリカは、数十年間世界の無敵のリーダーであったが、再び大国間の抗争に直面している。アメリカが主導してきた戦後秩序の制約の中で苛立ってきた、中国とロシアは、今やその軍事力を強化するとともに、アメリカの同盟国を含む周辺地域に侵略的な行動をとりつつある。そ

の上、中ロ両国は、アメリカの国益としばしば緊張関係にある自国の国益増進を狙いとして、自国の沿岸から遠く離れた海域での海軍作戦を重視しつつある。過去数十年の間、アメリカの国家安全保障戦略は大国との抗争に備える必要がなかった。今日の国際システムは、不均衡な多極化に向かいつつある。不幸なことに、現在のアメリカは、そのような国際環境を管理する準備ができていない。もしアメリカが世界の大国としての地位を維持したいのであれば、アメリカは今や、不可避免的に直面することになる事態に対して戦略的に備え始めなければならない。

- (2) アメリカ国民は、凋落するアメリカを見たいとは思っておらず、強力な軍事力を維持することによってアメリカの大国としての地位を維持したいと考えている。アメリカの経験に内在する矛盾は、アメリカが単なる大国ではなく、力と同程度に理想を重視する例外的な大国であることである。アメリカ国民は、対外公約を嫌悪しているにもかかわらず、両大戦、冷戦そして 9.11 の時のように、時に応じて立ち上がり、明白な脅威に対応することができる。従って、政策策定者の任務は、アメリカが大国の地位に留まることを確実にすることであり、そうすることによって、事が起これば、例外的な大国として行動することができるのである。
- (3) アメリカの政治指導者は、大国間の抗争が強まって行く環境下で、アメリカの地位を護り、高めていくことについて、より戦略的に考え始めなければならない。本稿は、このような目標追求に役立つ戦略は必然的に、この国の優れた地理的優位を国力に転嫁する、海洋に求めることになろう、と考える。アメリカの陸上国境はわずかに 2 カ国と接しているだけであり、しかも両国ともアメリカに友好的である。そして他の大国とは広大な海洋によって隔てられている。アメリカは、他の国にどの国とも違って、安全な地理的位置を享受している。西半球におけるアメリカと同じような支配的地位を占める、卓越した大国がアジアやヨーロッパにおいて台頭しないことを確かなものにしておくことが、この 1 世紀以上にわたって語られざる（しかし、粘り強く追求されてきた）アメリカの国家安全保障目標であった。アジアやヨーロッパにおけるアメリカの国益を護り、維持することはアメリカの政策の優先課題であり、海洋戦略は、そのための効果的なツールである。海洋戦略は大戦略の一部であり、米海大の John B. Hattendorf 教授の定義によれば、両者の関係は以下ようになる。「最も広い意味で、大戦略は、特定の国家目的を達成するための力の包括的な指針である。この枠内で、海洋戦略は、海洋における国益に関する国力の全ての領域に対する指針である。海軍はこの目的に貢献するが、海洋戦略は、純粋に海軍分野だけではなく、国力のその他の機能—即ち、外交、海上通商の安全と防護、漁業、EEZ の資源開発・環境保護・規制・防衛、沿岸防衛、国境の安全確保、沖合島嶼の防衛などが含まれる。」
- (4) 広大な海洋に囲まれた世界の支配的海軍国、アメリカにとって、首尾一貫した海洋戦略を開発し、実施することは全く適切なことである。大国間の抗争が再び生じてきた現在にあっては、それは不可欠であるが、不幸にも、現在のアメリカの海洋戦略はその役割を果たしていない。現在の海洋戦略は、大国間抗争を十分に視野に入れていない—何故なら、①大国間戦争を抑止するために通常戦力の重要性が高まっていることを認識していない、②大国と大国に相応しい目標にとって適切な通常戦力による抑止理論を持っていない、③効果的な抑止力として行動する海軍の戦力態勢を提示していない、④現在の戦略に由来する兵力組成はあまりに小さく、また効果的な後方支援が不足している、⑤伝統的にパートナーではないが、地理的に重要な国との海軍協力に十分な価値を置いていない、そして⑥適切な戦略を生み出し得る海事産業基盤への国の投資の必要性について沈黙している、からである。

- (5) 本稿は、海洋戦略について新しい思考を主張する。この新戦略は、自由世界のリーダーであるとともに、世界で政治的、軍事的、経済的そして外交的首座にある大国としてのアメリカの責任とは矛盾しないものである。この戦略は、復活した大国間抗争において、これらの首座としての地位を護り、維持することを追求していくことになる。アメリカは、中国とロシアによる侵略的な重商主義、地域拡張主義、そして確立された世界秩序の軽視に対抗するために、首尾一貫した決意を以て行動しなければならない。本稿は、抑止の新理論を主張する。即ち、ソ連の大規模な通常戦力による攻撃は核戦争へのエスカレーションの脅威によって抑止されてきたとする、冷戦期のアプローチを見直すことである。この論理では、当然にアメリカの通常戦力による抑止は戦略核抑止力に依拠しているということになる。しかし今日、「青天の霹靂」のような核攻撃は冷戦期に考えられていた以上にあり得ず、もし大国間の核の応酬が考えられるとすれば、行き詰まった通常紛争から核戦争に続く可能性の方が高いということになる。従って、核戦争を抑止するためには、通常戦争を抑止しなければならない。超大国間の核戦争あるいは通常戦争の何れをも抑止するためには、アメリカの軍事戦力の中で、シーパワー以上に重要な戦力はない。
- (6) アメリカの軍事力は、世界中で（敵を）壊滅させる態勢でなければならない。こうした態勢で配備された戦力は、敵が既に獲得した戦果を覆すためにより重装備の部隊が駐屯地や港湾から出撃する前に、（現在想定されている）ある程度の抵抗を試みるより、むしろ侵略の代価をつり上げながら、中国やロシアが限定的な侵略から成果を得ることを遅延させたり、拒否したりすることができる。これら部隊は、十分な能力と、最も可能性のある侵略目的の達成を遅延させたり、拒否したりするのに必要な特殊な能力を持つ、作戦地域の特性に適した仕様でなければならない。冷戦後における米海軍の戦力投射能力の重視は、この数十年間、比較的軽視されてきたシーコントロールも同様に重視される、均衡のとれたアプローチに拡充されるべきであり、従って、そのために必要とされる戦力組成は、これを反映するように計画され、取得されなければならない。
- (7) 首尾一貫した海洋大戦略は大国間の抗争に備えるために膨大なコストを必要とするが、このコストは、2つの大国を抑止するという課題に必要なレベルまでの強さを実現するために、何十年にもわたって負担していかなければならない。アメリカは、大戦略の目的を達成するために、海事産業や国防産業を含む、経済の各部門を再編成しなければならない。更に、海洋大戦略は、アメリカの同盟国との関係も、これら諸国の地理戦略的影響の重要性（既に軍事的に重要でない国もある）を確認し、促進することを含め、再評価しなければならない。世界の通商ルート、海上交通路そして海洋のチョークポイントは全て、アメリカの外交、国際関係の中において重視されなければならない。アメリカは豊かな国であり、効果的な海洋戦略を遂行する上で必要な資源は自ら賄うことができる。しかしながら、アメリカの大戦略の目的を追求するために十分な強さを獲得し、維持するためには政治的意志が不可欠であり、そしてその政治的意志は、行動することによって得られる利益と行動しないことによる代価を明確に説明できる、断固とした指導力を併せ持ったものでなければならない。歴史は、短期的な財政政策が海洋大国の衰退を導いた有益な事例を提供してくれている。

記事参照 : Maritime Strategy in a New Era of Great Power Competition

12月18日「米トランプ政権、初の『国家安全保障戦略』公表」(The White House, December 18, 2017)

トランプ米大統領は2017年12月18日、同政権初の「国家安全保障戦略」を公表し、包括的な国家安全保障政策を打ち出した。報告書は、アメリカの重要な国益の4本柱として、①国土、国民及び生活様式の防衛、②アメリカの繁栄の促進、③力を通じた平和の維持、④アメリカの影響力の促進、を挙げている。以下、同報告書の主な内容を紹介する。

- (1) 「力を通じた平和の維持」については、「強化され、刷新され、そして再生されたアメリカは平和を保証し、敵対行為を抑止する」として、以下の諸点を指摘している。
 - a. 我々は、世界最強の軍事力を維持するために、アメリカの軍事力を再建する。
 - b. アメリカは、新たな戦略的抗争の時代において、国益を護るために、外交、情報、軍事及び経済を含む、国家のあらゆるツールを活用する。
 - c. アメリカは、宇宙とサイバー空間を含む、多くの領域における能力を強化するとともに、これまで無視されてきた能力を再活性化させる。
 - d. アメリカの同盟諸国とパートナー諸国は、我々のパワーを拡充し、共有利益を護る。我々は、これら諸国に対して、共通の脅威に対処するために、より大きな責任を共有することを期待する。
 - e. 我々は、世界の主要地域—インド太平洋、ヨーロッパ及び中東におけるバランス・オブ・パワーをアメリカ優位に維持していく。
- (2) 「アメリカの影響力の促進」については、「アメリカは、我々の国益を促進し、人類の利益に資するために、その影響力を行使していく」として、以下の諸点を指摘している。
 - a. 我々は、アメリカ国民を護り、我々の繁栄を促進するために、海外における我々の影響力を引き続き強化していく。
 - b. アメリカの外交努力は、我々の国益を護り、アメリカにとって新たな経済的機会をもたらし、そして我々の抗争相手に立ち向かうために、2国間、多国間そして情報分野など、あらゆる分野において、より良い成果を上げるために最善を尽くすであろう。
 - c. アメリカは、自由市場経済、民間部門の成長、政治的安定そして平和を促進するために、志を同じくする諸国と連携していく。
 - d. 我々は、強力で、安定し、そして繁栄した主権国家を尊重する、法による支配と個人的権利を含む、我々の諸価値を護る。
 - e. アメリカ・ファースト政策は、平和で繁栄した社会の発展のための環境整備に貢献し得る積極的なパワーとして、世界におけるアメリカの影響力を推し進めるものである。
- (3) 中国とロシアについては、以下の諸点を指摘している。
 - a. 歴史における不変の要素はパワーを巡る抗争である。現代世界も同様である。アメリカとその同盟諸国、パートナー諸国に対して積極的に挑戦しているのは、主として3つのチャレンジャー—即ち、修正主義パワーの中国とロシア、ならず者国家のイランと北朝鮮、そして特にイスラム原理主義テロリストなどの国境を越えた脅威集団である。
 - b. 中国とロシアは、アメリカの価値観と国益とは正反対の世界を構築することを望んでいる。中国は、インド太平洋地域からアメリカを駆逐し、国家主導の経済モデルを国境を超えて拡大し、そしてこの地域を自らに有利な方向に再編しようとしている。ロシアは、大国の地位を回復し、その国境周辺に自らの影響圏を確立しようとしている。

- c. この数十年間、アメリカの政策は、中国の台頭と、その戦後国際秩序への統合を支援することが中国を自由化することになるとの信念に根ざしたものであった。我々の期待とは裏腹に、中国は、他国の主権を踏みにじってそのパワーを拡大してきた。中国は、アメリカに次ぐ、世界で最も能力のある潤沢な資金に裏付けられた軍事力を構築しつつある。中国の核戦力は増強され、多様化しつつある。中国の軍事力の近代化と経済的拡大は、1 つには、アメリカの世界水準の大学を含む、そのイノベーション経済へのアクセスの賜である。
 - d. ロシアは、世界におけるアメリカの影響力を弱体化し、同盟諸国やパートナー諸国と切り離すことを狙っている。その主戦場は、NATO と EU である。ロシアは、アメリカに対する現在最も深刻な脅威となっている核戦力を含む、新たな軍事能力に投資している。
 - e. 今や、大国間抗争が復活した。中国とロシアは、地域的にも、また世界的にも、自らの影響力を再び拡大し始めた。今日、両国は、有事においてアメリカのアクセスを拒否するとともに、平時において重要な通商活動の自由を妨害し得る、軍事力を配備しつつある。要するに、中国とロシアは、我々の地政学的優位に挑戦するとともに、国際秩序を両国にとって好ましい方向に変えようとしているのである。
- (4) インド太平洋地域については、以下の諸点を指摘している。
- a. 世界秩序に関する自由なビジョンと抑圧的なビジョンとの地政学的抗争が、インド太平洋地域において進行中である。この地域は、インド西岸から米本土西岸にまで広がる広大な地域で、世界で最も人口が多く、経済的にダイナミックな地域である。自由で開かれたインド太平洋におけるアメリカの関心は、建国期にまで遡る。
 - b. アメリカは中国との協調を求めているが、中国は、域内諸国を自国の政治及び安全保障アジェンダに留意するよう仕向けるために、経済的褒賞とペナルティー、影響力の行使、そして暗黙の軍事的威嚇などの手法を行使している。中国のインフラ投資と貿易戦略は、その地政学的野心を強めている。南シナ海における中国の人工島の造成とその軍事拠点化は、重要な通商を危険に晒し、他国の主権を脅かし、域内の安定を損ねている。中国は、この地域へのアメリカのアクセスを規制し、それによって中国が域内でフリーハンドを得ることを狙った、急激な軍事的近代化を推し進めてきた。域内諸国は、主権と独立を尊重する域内秩序を維持する共同努力における、アメリカの持続的なリーダーシップを求めている。
 - c. 域内のアメリカの同盟諸国は、北朝鮮などの共通の脅威に対処し、インド太平洋における相互利益を維持する上で、不可欠の存在である。我々は、重要な同盟国である日本の強力な主導的役割を歓迎し、支持する。我々は、主導的な大国として、また強力な戦略防衛パートナーとしてのインドの台頭を歓迎する。我々は、日本、オーストラリア及びインドとの 4 カ国協力の強化を求めていく。

記事参照：Full Report: National Security Strategy of the United States of America

【関連記事】

「『国家安全保障戦略』、シーパワーにとっての含意 米専門家論評」(Texas National Security Review, Hudson Institute, December 21, 2017)

米シンクタンク Center for American Seapower 副所長 Bryan McGrath は、Hudson Institute の Web サイトに 12 月 21 日付けで、“The National Security Strategy’s Implications for Seapower” と題する論説を寄稿し、12 月 18 日に公表されたトランプ政権初の「国家安全保障戦略」がアメリカの

シーパワーにとって如何なる含意を持つかに焦点を当て、要旨以下のように述べている。(文中の数字は「国家安全保障戦略」の引用頁を示す)

- (1) シーパワーの唱道者は長年に亘って、海洋の自由と、その自由こそが安全と繁栄という恩恵をもたらしてきた、と主張してきた。「国家安全保障戦略」(以下、2017 NSS と表記)は、「アメリカは長年に亘って、情報と通商が自由に流れる相互に連結した世界がもたらす恩恵を認識してきた」とした上で、「しかしながら、開かれているということは、コストを必要とする。何故なら、敵対勢力は、アメリカに害を及ぼすために我々の自由で民主的なシステムを利用するからである」と述べている(7)。ここに、アメリカのシーパワーを世界的に展開することで提供している世界規模での海洋の自由と、アメリカはしばしば利用されているというトランプ政権の視点との間には、基本的な緊張がある。この緊張は 2017 NSS では満足が行くようには解決されていない。
- (2) 2017 NSS は、中国とロシアを名指しして、新しい大国間の抗争の時代に入ったことを認めている。中国とロシアによる脅威とその目標を理解することは、軍事計画立案が部隊の適正な規模と組成を決定するのに役立つ。特に、「中国は、インド太平洋地域からアメリカを駆逐し、国家主導の経済モデルを国境を超えて拡大し、そしてこの地域を自らに有利な方向に再編しようとしている」(25)との記述は、注目される。インド太平洋地域からアメリカを駆逐するのは容易な任務ではないが、中国がこの目的を達成するために継続的に必要とする軍事力は海洋戦力である。もしアメリカが駆逐されないことを望むなら、アメリカのシーパワーは大き過ぎる重荷を背負わなければならない。2017 NSS は、アメリカのシーパワーにとって重要な意味を持つ、新たな通常戦力による抑止態勢について、次のように述べている。「もし敵対勢力がアメリカを攻撃すれば、我々は、彼らに懲罰を与えるだけでなく、彼らを打ち負かすことができ、またそうする意志があることを、彼らに納得させなければならない。我々は、潜在的な敵が軍事力の行使や、あるいは他の侵略的手段によってその目的を達成することはできないと彼らに納得させる、即ち(的的目的達成を)拒否することで抑止する能力を確実なものにしなければならない。」このことは、懲罰的抑止の重視から、拒否的抑止の重視への移行を示唆している。現在の通常戦力による抑止に対するアプローチは、中国やロシアがその近傍で達成可能な多くの重要だが限定された軍事目的に対しては効果がないであろう。言い換えれば、懲罰の脅威は抑止力としては不十分であり、敵に強いる侵略の代価をつり上げるためには、これらの地域における米軍部隊の侵略を拒否し、あるいは遅滞させる能力は増強されなければならない。これは理解しがたい変化ではない。事実、拒否的抑止は、迅速に(敵の)死命を制するように展開できる部隊を(事象の発生した)近傍に必要としている。これは、アメリカの前方展開シーパワーが有する基本的特性である。
- (3) 2017 NSS はまた、軍事力に関しては規模が重要であるとして、前政権を批判して、以下のように述べている。「我々はまた、我々の削減された能力—即ち、軍事的優位に立ち、戦果を固め、そして我々の望む政治的目標を達成するために十分な部隊を配備する能力—を技術で補完し得る、と間違っただけで考えていた。我々は、全ての戦争は遠隔地から、そして最小限の犠牲で闘い、そして迅速に勝利するであろう、と自らから確信していた。」(27)米海軍艦隊の増強に対する何年にも亘る批判は、個々の艦艇の性能が過去の艦艇のそれよりも格段に向上しているとして、少ない隻数でも十分であるという考えに依拠していた。2017 NSS は、「隻数か、性能か」という誤った選択に反対し、その両方がともに重要であると主張している。但し、軍事力の全ての

スペクトラムにわたって、量と質ともに重要かどうかは疑問である。2017 NSS は、「統合軍は、アメリカに対する全ての領域の脅威を抑止し、撃破できる能力を維持しなければならない」(29)と述べている。一見、この主張には異論がないであろう。もちろん、米軍部隊は、脅威の全領域を抑止し、打ち破ることができなければならない。しかし、このことは、厳しい選択をし、難しい質問に答えるのを回避するための隠れ蓑となるかもしれない。即ち、全ての脅威は同じように危険で、差し迫ったものなのか、そして我々はこれら脅威を同時に抑止し、打ち破ることができなければならないのか。これら質問に対する答えは「もちろん、否」である。

- (4) 2017 NSS は、戦略核戦力と核抑止力の重要性について論じている。戦略核抑止力の重視は、コストと優先順位が問題となる。興味深いことに、海軍部内では、優先順位については問題がないようである。リチャードソン海軍作戦部長は、弾道ミサイル搭載原潜に対する予算増は最優先事項である、と繰り返し述べてきた。しかしながら、通常戦力による抑止よりも核抑止力を優先することには、問題がある。先に本稿の筆者 (Bryan McGrath) は同僚の Seth Cropsey とともに、「新たな大国抗争時代における海洋戦略」と題する論説を発表した。そこで、我々は、以下のように述べた。「抑止の新理論を提起する。即ち、ソ連の大規模な通常戦力による攻撃は核戦争へのエスカレーションの脅威によって抑止されてきたとする、冷戦期のアプローチを見直すことである。この論理では、当然にアメリカの通常戦力による抑止は戦略核抑止力に依拠しているということになる。しかし今日、「青天の霹靂」のような核攻撃は冷戦期に考えられていた以上であり得ず、もし大国間の核の応酬が考えられるとすれば、行き詰まった通常紛争から核戦争に続く可能性の方が高いということになる。従って、核戦争を抑止するためには、通常戦争を抑止しなければならない。超大国間の核戦争あるいは通常戦争の何れをも抑止するためには、アメリカの軍事戦力の中で、シーパワー以上に重要な戦力はない。」(前掲論説、12月18日「新たな大国抗争時代における海洋戦略—米専門家論評」参照) 故に、通常戦力による抑止の新理論を重視することで、戦略核戦力の近代化が通常戦力により賢明に投入されるべき資源を過度に圧迫しないように配慮しなければならない。歴史的に見れば、世界中で影響力を発揮するための国家にとって最も効果的なツールの 1 つは海軍力であった。艦隊は、同盟国に対して我々が関与していることを思い起こさせ、潜在的敵に我々には護るべき利益があることを警告し、そして外交と、世界の人口の大半が住む沿岸域の開発とを支援する能力を提供する。しかし、2017 NSS では、こうした考えは事実上、無視されている。
- (5) アメリカ国民に国家の軍事力の再建を納得させるのであれば、大統領は指導力を発揮して国民を説得しなければならない。ほとんどのアメリカ人は 2017 NSS を読むことはないが、大統領の発言には多くが耳を傾けるであろう。そうであるが故に、モスクワと北京の修正主義体制が及ぼす脅威について、大統領が控え目な発言を続ける限り、そしてその権威主義的指導者を温かく迎え入れる限り、大統領の言動と彼が発表した 2017 NSS に見られる認識との矛盾は解消されず、従って、軍事力の再建も達成されないであろう。いずれにしても、2017 NSS は現実を物語っており、トランプ大統領がこれを承認したことは素晴らしいことである。

記事参照 : The National Security Strategy's Implications for Seapower

12月22日「ジブチにおける中国初の海外基地 米専門家論評」(China Brief, The Jamestown Foundation, December 22, 2017)

中国、アジア問題のコンサルタント John Fei は、12月22日付の米シンクタンク The Jamestown Foundation のサイトに、“China’s Overseas Military Base in Djibouti: Features, Motivations, and Policy Implications” と題する論説を寄稿し、ジブチに開設された中国初の海外基地はインド洋地域における中国海軍の更なる野心の先駆けとなるであろうとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国軍は、11月末にジブチで重要な実弾軍事演習を行った。国連決議に基づく海賊対処活動とは無関係な外国領土において地上で演習を実施したことは、人民解放軍の海外活動における重要な転機となった。同じ時期に、ジブチ大統領が訪中し、中国との間で経済、技術協力協定を締結した。中国のアフリカへの外交的、軍事的進出は、7月にジブチに初めての海外軍事基地が開設されたことによって、更に進展するであろう。一部の報道が伝えるように、中国がアフリカとインド洋地域に新たな軍事基地を開設するならば、ジブチ基地は、インド洋地域における中国海軍の更なる野心の先駆けとなるであろう。
- (2) 「アフリカの角」の先端に位置するジブチ基地は、スエズ運河とアデン湾の間の戦略的な位置にある。中国の36ヘクタールの施設には、数千人の兵員の受け入れが可能で、艦船とヘリコプターの修理施設を持つことになろう。約2万3,000平米の大規模な地下貯蔵施設を示唆する幾つかの証拠がある。中国の基地は、ジブチの Doraleh 多目的港地区の近くにあり、米軍の Camp Lemonnier の北西約7マイルに位置している。フランスと日本もジブチに施設を賃借しており、これらの拠点はアメリカと中国の基地の周辺に位置している。
- (3) ジブチにおける中国の軍事基地は、長年に亘って拡大する経済、海洋安全保障利益と、北京の「海洋シルクロード」の一部としてのアフリカとインド洋地域における戦略的関与の深化の前兆を象徴するものである。この基地の目的の一層の理解のためには、①アフリカへの中国人の移民とアフリカ大陸への北京の外交的関与の増大、②海洋軍事力の重視と海外在住市民の安全確保、そして③「一带一路構想」(BRI) の3つの視点が有益である。
 - a. ジブチの中国基地は、アフリカにおける中国の外交努力を支えるとともに、アフリカでの増加する中国市民を支援するための出先機関となる。最近のあるデータによれば、アフリカ大陸全体で1万社以上の中国ビジネスが営業しており、この内90%が民間企業と推定されている。アフリカでの中国の経済的関与の増大は、対外援助を伴う外交努力と、2,000人以上の中国人兵士の国連平和維持部隊への派遣によって裏付けられている。中国は、ジブチの基地を、これら部隊の兵站補給施設そして海賊対処部隊の海軍施設とすることを意図している。
 - b. ジブチの基地は、海洋軍事利益の高まる重要性を反映している。中共中央と軍は近年、海洋パワーを重視し、在外中国市民の保護を優先し始めた。
 - c. ジブチ基地は、BRI の「一帯」、海洋シルクロードに沿って重要な位置にある。BRI は、ユーラシア大陸でより広範な地域協力と経済発展を促進するとともに、中国と東南アジアを北インド洋沿岸、アフリカそして地中海に連結させる、壮大な事業である。アフリカでは、中国は、エチオピアとジブチを結ぶ鉄道建設に投資しており、またこれら両国間に天然ガスパイプラインを建設する計画もある。中国政府は、BRI を、経済的繁栄を拡大する平和的努力としているが、中国以外の専門家は、よくいえば北京にとっての新たな影響圏の構築するための手段、悪くいえば軍事的影響力を強める漸進的な手段と見ている。
- (4) 中国は、今後数年間、アフリカや中東に新たな海軍拠点や施設を建設することを意図している。

ジブチ基地は、こうした中国の支援施設ネットワークを構築する野心の第一歩である。ジブチにおける中国初の海外軍事基地は、アメリカの政策担当者にとって、機会とリスクの両方をもたらす。海軍基地の主な目的—即ち、中国の平和維持活動、対テロリズム、海賊対処活動、人道救援活動や災害救援活動のプラットフォームとしての機能は、米軍にとって、中国軍との信頼醸成訓練に参加する機会を増やすことになる。同時に、一方では海洋での誤算、誤解が増える可能性もある。中国の情報収集能力は、アフリカに長期的プレゼンスを維持することで、間違いなく強化されるであろう。このことはこの地域におけるアメリカの軍事活動および情報収集活動にとってリスクとなり、アメリカの諜報機関と国家安全保障共同体は、一層大きな警戒心を必要としよう。

記事参照：China's Overseas Military Base in Djibouti: Features, Motivations, and Policy Implications

2. インド洋・太平洋地域

11月1日「日比安全保障パートナーシップの意義 フィリピンの視点」(PacNet, Pacific Forum, CSIS, November 1, 2017)

比 The Ateneo de Manila University 講師 Lucio Blanco Pitlo III と The National Defense College of the Philippines (NDCP) 研究員 Mico A. Galang は、Pacific Forum の Web 誌、PacNet に 11 月 1 日付で、“The Philippines-Japan security partnership in a changing regional security environment” と題する論説を寄稿し、フィリピンの視点から、変化する安全保障環境下における日比安全保障パートナーシップの意義について、要旨以下のように述べている。

- (1) 日本は、米主導の地域安全保障体制の中で最も強力な防衛力を有し、トランプ政権の懲罰の下、防衛力に劣る東南アジア諸国の安全保障パートナーとして、より大きな役割が期待されている。日本は安倍首相の下で、フィリピンとの安全保障問題に関する関係強化に強い関心を持ってきた。日比両国ともアメリカとの長い同盟関係を維持する島国であり、海洋安全保障に共通の利害を有する。現在のところ、日比両国の安全保障関係は比較的限定的で、非伝統的安全保障問題に限定されている。日本の対比援助は、ソフトとハードの両面における能力構築支援で、主としてフィリピンの警察と沿岸警備隊を対象としている。
- (2) 日本は、フィリピンを含む地域安全保障関与を強めているが、幾つかの要因によって制約されている。
 - a. 第 1 に、憲法上の制約であり、海外における軍事活動の拡大に対する国内の反対勢力である。
 - b. 第 2 に、日比パートナーシップの更なる制度化には、フィリピン側に大きな制約がある。現在のところ、フィリピンが訪問部隊協定 (VFA) を結んでいる国はアメリカ (1999 年) とオーストラリア (2007 年) の 2 国のみだが、これらの協定は激しい国内論議と反対を経て実現したものである。
 - c. 第 3 に、域内における経済的存在を益々高めている、北京の反応に対する懸念である。2017 年に、中国は、日本を追い越して、フィリピンにとって最大の貿易相手国となり、中国からの観光客や投資が益々増大している。このため、海洋権限主張が競合していることから、マ

ニラは、西フィリピン海の自国の EEZ 内においてアメリカや日本、その他の国との合同哨戒活動を実施しないと決定することになるかもしれない。大国間の抗争から距離をおくというのが、ドゥテルテ大統領の外交政策である。

- d. 第 4 に、日本に対する戦争の記憶である。マニラは、「東のワルシャワ」といわれるほどに、戦争中大きな被害を受けた。
- (3) こうした制約要因にもかかわらず、日比安全保障協力は両国にとって大きな機会となっている。
- a. 第 1 に、日本は、米比間に生じるかもしれない対立の架け橋になり得る。
 - b. 第 2 に、日本は、もし域内の同盟諸国に対するアメリカの安全保障支援が低下するようなことになれば、それを補完し、更にはギャップを埋めることさえできる。東京は、『国家安全保障戦略』で示された「平和への積極的な寄与」政策の下、防衛力を強化するとともに、日米同盟と域内パートナー諸国との安全保障協力とを強化することによって、アジア太平洋地域における安全保障の改善を目指している。このため、日本は、国家安全保障会議を新設し、安全保障法制を成立させた。
 - c. 第 3 に、日本は、ReCAAP などを通じて、海賊対処などの非伝統的安全保障脅威対処のための地域安全保障協力を積極的に関与している。
 - d. 第 4 に、域内における日本の安全保障役割の増大に対するフィリピンの支援は、東京のイニシアチブに対する外交的な追い風となっている。例えば、日本が安全保障法制を成立させた時、フィリピンは直ちに支持を表明した。ドゥテルテ政権は、この支持を継承しており、自国領海内での東京との合同哨戒演習の実施にも積極的である。また、マニラは、VFA の必要性についても言及している。
 - e. 第 5 に、日比安全保障パートナーシップは有事における相互防衛を約束するものではないが、フィリピンは、最小限の信頼できる防衛力を構築するために、海空能力の構築に対する日本の継続的な支援を期待している。
 - f. 最後に、東南アジア諸国は台頭する中国の海洋における野心に対する対抗勢力として域外大国の関与を望んでおり、選挙を通じて政権基盤を固めた安倍政権は今後、これら諸国との安全保障協力を拡大して行くであろう。

記事参照 : The Philippines-Japan security partnership in a changing regional security environment

11 月 2 日「米越戦略的海洋パートナーシップの意義 ベトナムの視点」(Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, November 2, 2017)

ベトナムの The University of Social Sciences and Humanities 国際問題研究所所長 Truong-Minh Vu は、米シンクタンク、CSIS の Asia Maritime Transparency Initiative のサイトに 11 月 2 日付で、“Toward a U.S.-Vietnam Maritime Partnership” と題する論説を寄稿し、米越間の軍事協力が 1995 年の国交正常化以降、最高点にあるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 現在の米越軍事関係は、1995 年の外交関係の正常化以来、最も良好な状態にあるといえる。しかしながら、米越間の戦略的、軍事的和解は、トランプ政権下のアメリカがアジア太平洋地域への関与を低下させることを懸念する、ベトナム国民からはほとんど注目されなかった。ベトナムを含む多くのアジア諸国にとって、法と規範に基づく戦後システムは、空前絶後の繁栄と安定の時代をもたらし、このシステムを護るために協同してきた。高圧的で強大な（軍事、経

濟両面での) 中国の台頭は、トランプ政権の「アメリカ第一」主義と相まって、現在の地域構造を浸食し、アメリカの域内の同盟国やパートナー諸国を含む、中小国家の利益を脅かしかねないものとなっている。2つの超大国の狭間で慎重にバランスを取るというベトナムの戦略は近年、ASEAN 諸国の一部が中国主導の貿易圏や紛争解決メカニズムに積極的に加わるようになるにつれ、次第にその余波を避けることが困難になってきた。東南アジアにおける勢力均衡は水面下で徐々に中国優位へと変化しつつあり、ベトナム以上にそれを実感している国は恐らくないであろう。こうした多難な状況の中にあるにも関わらず、ベトナム国民は、米越間の軍事的パートナーシップの増大する重要性を忘れて一もっと正確に言えば見落として一いるように思われる。

- (2) 米太平洋軍は、対越武器禁輸が解除される以前から、ベトナムの安全保障における重要協力分野を提示していた。2011年9月に締結された2国間防衛協力の推進に関する了解覚書(MOU)には、安全保障援助と米越両軍間の教育交流も含まれていた。当然のことながら、順天分野は能力構築支援であった。2つの分野の支援が際立っている。即ち、1つはベトナム沿岸警備隊(VCG)の能力強化であり、もう1つはベトナムの国際平和維持活動の参加態勢を改善することであった。駐越アメリカ大使は5月22日、VCGに対して正式に45フィートの *Metal Shark* 級哨戒艇6隻を引き渡した。その4日後、ベトナムのグエン・スアン・フック首相がワシントンを公式訪問する直前に、アメリカ沿岸警備隊(USCG)は、ホノルルでVCGに航続距離の長い巡視船を引き渡した。以前の *Hamilton* 級巡視船、*Morgenthau* は、CBS-8020と命名され、VCGの現行装備で最大の巡視船となった。将来的により多くの同型船がVCGに供与されるとの話もある。USCGが主催する訓練プログラムも開始され、VCGの搜索救助任務や操船手順能力などの改善と強化が図られている。平和維持活動については、平和維持活動訓練センターが8月28日、米政府からベトナム国防省に引き渡された。このセンターに加えて、米政府は、ベトナムが初めての野戦病院を設置する支援も提供した。その後間もなく、ベトナム平和維持部隊は、南スーダン派遣前の準備態勢の一環として野戦病院の運用演習を実施した。
- (3) 以前から、本稿の筆者(Truong-Minh Vu)らは、南シナ海における海軍力に関して中国との非対称状況が拡大しつつあることを踏まえ、VCGはベトナムの海洋戦略において重要な要素となった、と指摘してきた。VCGは、平時における海軍の負担を軽減する手段として創設されたものであるが、現在では、国連海洋法条約で認められた海洋主権や管轄権の日常的な執行活動にも活用されている。従って、ベトナムは、VCGをベトナム領海への侵入に対抗する手段として、中国のいう「白い船隊」の活用法を真似ようとしている。このようなVCGの活用によって、単なる事故が危機にエスカレートした場合における、直接対決の軍事的、政治的コストを最小限に抑えられる。またVCGは、漁民を装う中国の海上民兵組織からベトナム漁民を護ることに役立つ。こうしたアプローチは、ベトナムが係争海域の効果的な管理を維持するとともに、中国の海上法令執行機関の圧力下で海上における不測事態に対処する上でも役立ってきた。
- (4) このように、米越間の軍事安全保障協力の大部分は、非伝統的安全保障領域に重点を置いてきた。ベトナムがVCGに対する投資を増大し、VCGを要とした統合海洋戦略策定の必要性が高まっている状況下で、アメリカは、決定的な支援を提供する用意がある。これまでのところ、2011年のMOUに従って、防衛協力が進められてきた。ベトナムの指導層は、2013年に締結された戦略的パートナーシップを通じて、より強固な2国間軍事協力の促進を支持している。ベトナム海軍や戦略の専門家は、ベトナムの海軍戦略、そしてより広範な海洋戦力間の協調戦

略について、議論を続けている。しかしながら、こうした戦略が実現するためには、国民と市民の専門家の包括的かつ積極的な参画が必要である。

記事参照：Toward a U.S.-Vietnam Strategic Maritime Partnership

11月2日「米印日豪4カ国連携構想、中国との連携が狙い インド専門家論評」(South China Morning Post.com, November 2, 2017)

インドのシンクタンク The Society for Policy Studies 所長 C. Uday Bhaskar (インド海軍退役准将) は、香港紙 South China Morning Post (電子版) に 11月2日付で、“Democratic alliance of the US, India, Japan and Australia wants to work with China – not contain it” と題する論説を寄稿し、米印日豪4カ国連携構想は海洋領域で中国を「封じ込める」真剣な試みではないとして、要旨以下のように述べている。

- (1) ティラーソン米 국무長官が 10月にワシントンで行った政策演説の中心テーマは「インド太平洋」概念で、長官は、インドと対比して、中国の「略奪的な」経済モデルと、責任を負わない大国としての中国の台頭にも言及した。「インド太平洋」概念において、アメリカとインドはグローバルな安定を両端から支える 2つのブックエンドと位置づけられている。これは、北京に対する挑発なのか。
- (2) ティラーソン長官は 10月末のデリー訪問中、海洋領域が世界最古の民主主義と最大の民主主義の間のより広範な 2国間交流の焦点であるとの見解を繰り返し述べた。パートナーシップの基本原則としての民主主義が結束を促している。民主主義諸国間の協調と、インド洋と太平洋という 2つの大洋の交わりという理念は、2007年8月に第1次政権当時の安倍晋三首相が、デリーのインド議会で演説した際に言及したものである。キャンベラを加えた四角形、4カ国による海軍間の連携が検討された。当時、北京は強い反発を示し、そのためこの構想は、インド、日本及びオーストラリア 3カ国における政治的な支援とコミットメントが希薄化したために、休眠状態にある。今回のティラーソン長官のデリー訪問を通じて、志を同じくする民主主義諸国が「インド太平洋」地域における自由を維持するためのステークホルダー（利害関係国）になるという構想が再び蘇った。そして、北京と東京の反応は予想通りであった。日本の河野太郎外相は、4カ国による高官会合を提案した。在ワシントンの中国大使は、「排他的なクラブ」の形成を非難し、このような方法で「中国を封じ込める」ことはできないと警告した。では、海洋領域で中国を「封じ込める」真剣な試みがあるのか、そしてこのための排他的クラブが形成されつつあるのか。何れの質問に対しても、答えは「ノー」である。
- (3) アメリカと、日本や最近ではインドのようなその同盟国は、航行の自由の原則を尊重する必要性を重視しており、国連海洋法条約と関連国際法の順守を求めている。中国は航行の自由の原則の受け入れを渋っており、これが南シナ海紛争の要因の 1つともなっている。アメリカとこれら諸国の目的は、第1のグローバル・コモンズである海洋領域（サイバーと宇宙空間が第2）の管理に関して、北京による相応の法令遵守を懲遷することである。従って、現在の目的は、中国を封じ込めではなく、むしろ合意に基づく利害関係国とすることである。「排他的クラブ」のレッテルも見当はずれである。この4カ国は全て、既に中国と極めて密接かつ包括的な貿易、経済関係を維持しており、如何なる形でも北京を排除ことなど考えてもいないからである。
- (4) 中国の深刻な不安を煽っているのは、中国の当時の胡錦濤主席が 2003年に言及した、「マラッカ・ジレンマ」である。これは、アメリカとそのパートナー諸国が、「インド太平洋」を通航す

る中国の貿易通商ルートの脆弱性に付け込むかもしれないという懸念である。その不安を和らげるために、北京は、ミャンマーとスリランカからグワダル（パキスタン）とジブチまでの、「真珠数珠つなぎ」戦略と称されるインド洋沿岸域における港湾ネットワークの建設整備に投資してきた。中国の現在の関心事は、アメリカによって主導される民主主義 4 カ国連携構想が、中国の夢の実現を阻む「ダイヤモンド・ネックレス」に決してならないようにすることである。真珠とダイヤモンドは、相互にせめぎ合う必要はない。

記事参照：Democratic alliance of the US, India, Japan and Australia wants to work with China – not contain it

【関連記事 1】

「民主主義国は中国の覇権からインド太平洋地域を護るために連携すべし インド専門家論評」
(Hindustan Times.com, November 17, 2017)

インドの地政学者 Brahma Chellaney は、11 月 17 日付のインド紙 Hindustan Times（電子版）に、“Democratic forces must join hands to protect Indo-Pacific from China’s hegemony” と題する論説を寄稿し、日米豪印 4 カ国連携構想はインド太平洋地域の安定と繁栄に有益であるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) もし日米豪印 4 カ国連携構想（The Australia-India-Japan-US quad）がインド太平洋を護ることができなければ、中国の狭量な覇権秩序が出現するであろう。そのような国際秩序の下で生きていくことは、誰もが望まないであろう。世界で最もダイナミックな地域、インド太平洋地域において、パワーバランスを不安定化させる妖怪が次第に大きくなりつつある環境下で、かつて安倍晋三首相が「民主主義の安全保障ダイヤモンド」と呼んだ構想の実現という今日的首要請は、日米豪印各国をして、民主主義勢力の戦略的な連携に向けての努力を再開させることになった。主要民主主義勢力の緊密な戦略的協調は、インド太平洋地域における力の安定と均衡を促進する。日米豪印による戦略的 4 カ国連携構想は、潜在的な民主主義国間連携の核心となるものである。
- (2) まず、明確にしておくべきは、自由で、包括的で、ルールに基づく国際秩序に取って代わるのは、中国固有の偏狭な覇権秩序であるということである。このような国際秩序の下で生きていくことは誰も望んではいない。しかし、こうした事態は、域内各国がルールに基づく国際秩序に対する挑戦に対抗しようとしなければ、まさにインド太平洋地域が直面するかもしれない事態なのである。中国は、現在の秩序の下で繁栄した。しかし、中国は、経済力と軍事力を強めてきたことで、領土、海洋及び通商問題に関する確立された規則や規範を無視することを含め、今や現在の国際秩序に挑戦しているのである。
- (3) ティラーソン米国務長官は 10 月 18 日、初めてアジア太平洋地域政策に言及した講演で、民主主義勢力の協調を主張した。このような努力を成功させるには、10 年前の 4 カ国連携構想の試みを持続させることに失敗した教訓を含め、幾つかの現実を直視しなければならない。2007 年 5 月に 4 カ国連携構想の初会合が開催された時、北京は、早速そこに「NATO アジア版」の幻影を見、激しい外交的、経済的圧力によって 4 カ国連携構想の解体を求め、最終的にはそれに成功した。4 カ国連携構想の解体は、中国の行動を望ましい方向に変えたか。むしろ中国の行動は悪い方向に変化した。もし 4 カ国連携構想が中国の圧力に立ち向かっていれば、中国は、南シナ海の現状を戦略的に変更する余裕はなかったであろう。中国は、南シナ海に 7 つの人工島を

造成し、それらを軍事化して支配権を拡大するのに成功したばかりでなく、ヒマラヤ山脈から東シナ海に至る地域でその侵略的な野心を大胆に膨らませてきたのである。

- (4) この失われた 10 年は、民主主義勢力にとって再び失敗することが許されないことを意味している。民主主義勢力は、いずれも単独では中国による領土や海洋への漸進的侵出を阻止し、あるいは益々強権的になるアプローチを制御することができなかったことから、実効的な協調と協力を通じて合同で取り組んでいく必要がある。とはいえ、民主主義勢力の連携は、正式な同盟体制を形成することにはなりそうもない。緩やかな民主主義勢力の連携は、「民主主義による平和」の概念に強みを見出すことができる。しかしながら、民主主義勢力は、不必要に会合やその意図を喧伝することなく、漸進的かつ着実に連携を強めていかなければならない。
- (5) 日印両国は、中国の直接的な軍事圧力に直面しており、従って、地理的に遠い米豪両国よりも民主主義勢力間の協調体制の形成に大きな関心を持っている。オーストラリアは、最初の 4 カ国連携構想の試みが頓挫した原因となったが、再構築された 4 カ国連携構想においても依然脆弱な連環点である。一方、再構築された 4 カ国連携構想の成功の要は、アメリカの完全な参加である。安倍外交の成果である 4 カ国連携構想の再開は、この 4 カ国間の安全保障対話を推進するとともに、拡大しつつある民主主義勢力間の緊密なパートナーシップを相互に関連させる試行的な枠組みの役割を果たすことを企図している。対称的な政治的価値観がインド太平洋の主たる地政学的分断線となったことを考慮すれば、価値共同体を構築することは、地域の平和と安定を支える上で有益となり得る。こうした価値共同体はまた、中国の挑発的な一国主義がもはや対価を強要されずに済むものではない、ということを確認するものにしよう。明白な事実は、インド太平洋地域の民主主義勢力は自然な同盟関係にあるということである。日米豪印の戦略的な四角形は、インド太平洋地域における自由、繁栄そして安定を築く努力をリードし、リベラリズムが反リベラリズムに勝ることを確かなものにする、最良のものである。

記事参照：Democratic forces must join hands to protect Indo-Pacific from China's hegemony

【関連記事 2】

「インドと 4 カ国連携構想の復活—インド専門家論評」(The Institute of South Asian Studies (ISAS), November 17, 2017)

インドのシンクタンク、カーネギー国際平和基金インド所長、兼シンガポール国立大学南アジア研究所 (ISAS) 訪問教授 C Raja Mohan は、11 月 17 日付の ISAS ブリーフィングに、“India and the Resurrection of the Quad”と題する長文の論説を寄稿し、日米豪印の 4 カ国連携構想の復活はインド政府にとって中国政府に対する交渉力強化の第一歩であるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 11 月中旬のマニラでの一連の ASEAN 会議に併せて開催されたインドと日米豪 4 カ国の局長級協議は国際的に大きな関心を集めたが、一方でインドの外交政策コミュニティ内でかなりの不安を生み出した。ニューデリーの支配的な意見は、モディ首相に対して、アメリカとの望まない同盟に組み込まれてしまう危険性を警告するものであった。こうした不安は、アメリカに対する強い不信感と、インドが伝統的な非同盟政策を放棄することへの根深い懸念を反映したものである。こうした論議は、インドの外交政策コミュニティにおける保守派の当然予想された反応でもあった。保守派は、この四半世紀、時の政府による外交的革新については、如何なる問題についても一貫して反対する傾向にあった。このような厄介な否定論者は、これまでの多くの政権を悩ませて来たかもしれないが、モディ政権には影響を与えていないようだ。アメリ

カとの協力に関する長年に亘るニューデリーのねじれ現象は、非同盟政策の永続的な遺産の一部でもある。

- (2) 2006 年末に第 1 次政権時の安倍晋三首相が初めてシン首相に提案した、4 カ国連携構想は、種々の理由から短命現象に終わった。しかし、2012 年末に安部政権が復活し、4 カ国連携構想に新たな息吹が吹き込まれた。安部首相は 2012 年 12 月、「自由で開かれたインド太平洋」を構築する努力の一環として、4 カ国連携構想の再生を求める論説を発表し、最終的にはこの枠組みと欧州の主要海洋国である英仏との連携を提案した。シン前政権下のインドは、この構想を推進することには消極的であったようだが、2011 年に発足した日米との 3 カ国枠組みには十分満足していた。4 カ国連携構想への抵抗は、2014 年 5 月に発足したモディ政権でも続いていた。それ故に、4 カ国連携構想を推進するという、今回のニューデリーの決定は、重要な政策転換といえる。モディ首相は、4 カ国連携構想を支持するが、独自の外交路線を放棄するつもりはなく、むしろ 4 カ国連携構想が域内におけるインドの全般的な地位を強化することになる、と確信している。そのためには、今後、主要国に対するインドのより幅広いアプローチの中に、この体制を位置付けていかなければならない。モディは就任時、非同盟政策の厳格な解釈に拘束されることを拒否し、インドをその周辺の戦略環境を形成することが可能な「指導的大国」と見、主要大国に対して大胆な政策をとる用意があった。
- (3) 中国に対して、モディ首相は、経済協力の拡大、国境紛争の鎮静化そして国際協力の強化に根ざした新たな枠組みを、北京との間で構築することに自信を持っていた。しかしながら、頻繁な国境地帯の緊張、インドの原子力供給国グループ加盟に対する中国政府の反対、更にはパキスタンが国境を越えたテロの温床になっていることについてのインドの懸念に対する無関心などによって、中国との関係は徐々に悪化したが、モディは挫けることはなかった。それどころか、モディは、中国への関与政策を堅持しつつも、ドクラム高地の軍事的現状を変更しようとする中国政府の試みに対しては強固な姿勢をとった。核心的な問題に対する強固な姿勢と、関係拡大の意志との組み合わせたアプローチは、この何十年も知られてきたインドの対中アプローチとは大きく異なるものであった。
- (4) アメリカに対しては、モディ首相は、対米関係におけるインドの「歴史的な躊躇 (“historic hesitations”）」を終わらせ、核の信頼性を巡る長年の係争を解決し、原子力協力協定の履行を完了した。またモディは、アメリカとの 10 年間の防衛協力枠組みを更新し、兵站支援に関する覚書に調印して、米軍部隊との相互運用態勢強化に前進した。モディは、2015 年のインド共和国記念日に米大統領を初めて招待し、オバマ大統領との間で、アジアとインド洋地域に関する共同ビジョン声明に署名した。
- (5) モディ首相はまた、日本を、彼の大国ヒエラルキーにおける極めて特殊な地位に位置づけた。日本は、南アジア以外で彼が訪問した最初の国であった。モディは、日本がインド経済改革に大きな役割を果たすことができることを認識していた。モディは、日本を普通の国にするという安倍首相の願望に理解を示し、国際政治の場において彼に全面的に力を貸す意思があった。しかし、モディには、4 カ国連携構想を復活させようとする安倍の願いをすぐに受け入れる用意はできていなかった。もしモディがそれを受け入れる適切な瞬間を待っていたとすれば、2017 年のアメリカのトランプ政権の誕生はその機会を提供したようだ。パキスタンにおけるテロの温床に対する戦いを重視し、アジアあるいは「インド太平洋」における勢力均衡システムにおけるインドの特別な役割を認め、そして中国の「一帯一路構想」(BRI) に対するインドの反対

を支持するという、トランプ大統領の意志表示は、日米両国との戦略的な相互作用を質的に向上させる用意がニューデリーにあることを示す良い契機となったと思われる。インド外務省報道官は 2017 年 10 月の声明で、志を同じくする国々と「協調する用意」があるが、「自国に関連する課題」についてだけであると述べた。インド政府はまた、現在のインド外交ではミニラテラリズム（比較的小規模の多国間主義）が普通になってきており、4 カ国連携構想に特別な意義付けをする必要はないと指摘した。

- (6) 明らかに、ニューデリーは、4 カ国連携構想に関して日米両国の後塵を拝するつもりはなかった。インドは、多くのインド国民が恐れる、アメリカの「ジュニアパートナー」になることは望んでいない。モディ首相は、4 カ国連携構想の復活に関与する条件を交渉できると確信しているようであり、その根底には以下の 3 つの重要な要因がある。
- a. 第 1 に、モディと彼の上級外交政策顧問の驚くべき自信である。モディ政権は、インドの交渉力の限界を試す用意がある。
 - b. 第 2 に、アメリカへの接近は実際には中国との交渉においてインドの行動の余地を広げる、という一般常識に反した想定である。過去のインドの外交政策立案者は、中国の不満を恐れて、アメリカに対する政策オプションを自制する傾向にあった。モディは、自らの条件で対中関係を前進させる意志を表明することによって、4 カ国連携構想の再開に繋がたいようである。このアプローチが成功するという保証はない。しかしながら、それは、インドの対中国政策における新たな発想の扉を開いたものといえよう。
 - c. 最後に、モディは、中国の台頭とその政治的主張、北京の一国主義に対する域内の懸念の増大、そして長期に亘って優位を維持しようとするアメリカの努力が、インドの地域的立場を向上させるまたとない戦略的好機を生み出したことを鋭く認識している。同時に、ニューデリーは、中国とのそれぞれの個別取引をこの構想から切り離そうとする米豪日 3 カ国の試みが本物であることも、以前の 4 カ国連携構想の経験から学んだ。それ故に、モディは、4 カ国連携構想を慎重に時間をかけて発展させるとともに、その課題設定においてインドの大きな発言力を確保したいと望んでいるのである。そうすることによって、モディは、インドは「インド太平洋」における厳しい地政学的環境下で積極的に振る舞うことに何の不安も感じていない、ということを知らしめようとしているのである。

記事参照：India and the Resurrection of the Quad

11 月 8 日「アメリカは目的を持った南シナ海戦略を追求すべし 米専門家論評」(PacNet, Pacific Forum, CSIS, November 8, 2017)

米スタンフォード大学 Walter H. Shorenstein Asia-Pacific Research Center の Southeast Asia Program リーダー Donald K. Emmerson は、11 月 8 日付の Pacific Forum の Web 誌 PacNet に、“Matching power with purpose in the South China Sea: a proposal” と題する論説を寄稿し、アメリカは単独の国家による排他的なコントロールから自由な南シナ海を維持することを戦略目標とすべしとして、要旨以下のように述べている。

- (1) トランプ米大統領は 11 月 3 日から 14 日までの東アジア 5 カ国歴訪の最初の地、日本の横田米軍基地で、「最高の装備」「最高の人々」「世界の歴史の中で最も恐ろしい戦闘力」を「我々が持っている」ので、アメリカは空、海、陸そして宇宙を「支配する」(“dominates”) と語った。トランプにとって重要なのは、アメリカの兵器と戦士であり、アメリカの論理や目的ではない。

トランプは、アメリカの軍事力の全能性を称えるあまり、何故という目的を忘れてしまった。このことは、より確かな保証を求めていたアジアの政策立案者やアナリストを失望させた可能性が高い。東南アジアについて見れば、この賞賛されるべき武勇と、それによって達成される保証との乖離は、トランプ政権より以前から存在する。例えば、2015年のオーストラリアの国防相との会談後の会見で、当時のカーター国防長官は、「誤解しないでもらいたいが、アメリカは、国際法の許す限り、世界のどの地域でも飛行し、航行し、作戦行動を行う。南シナ海もその例外ではない」と言明した。その後、米当局は、南シナ海での米海軍による「航行の自由作戦」(FONOP)を正当化するために、この言葉を繰り返してきた。

- (2) 「国際法が許す限りどこでも飛行し、航行し、作戦活動を行う」(“fly, sail, and operate, wherever international law allows”) という誓約、即ち FSOP は、「支配」(“domination”) という荒々しい響きを欠いている。しかし、南シナ海における中国の行動を懸念する東南アジアの人々の側から見れば、この大言壮語ともいえない誓約は、必ずしも安心させる言葉ではない。何故か。
- a. FSOP はグローバルである：東南アジア諸国の指導者は、世界的規模の海洋安全保障よりも、もっと身近な問題—即ち、何時の日か、南シナ海で操業したり、海底資源を掘削したり、あるいは単に通航したりするだけでも、中国の許可を得なければならなくなるかもしれないことを懸念しているのである。
 - b. FSOP は法律第一主義である：北京の海洋侵出の成功は、国際法を含むモラル政治よりも、現実政治のルールに基づいたサラミスライジング戦術を正当化した。国連海洋法条約(UNCLOS)に根拠とする威力は低下した。中国は、2016年の南シナ海仲裁裁判所の裁定を何の咎めもなく拒否し続けている。「原告」であるマニラも、その履行を北京に強く要求しないことを選択した。
 - c. FSOP は疑わしい：アメリカは、UNCLOSに未加盟であるにもかかわらず、他の多くの国家よりも、海洋法を誠実に支持しているように見える。しかし、未加盟では、アメリカのUNCLOSに対する支持が良くても条件付き、最悪の場合には偽善的であるという疑念を拭い去ることはできない。
 - d. FSOP は自己言及的である：東南アジア諸国はいずれも、「国際法が許す」世界のどこでもはもちろんのこと、南シナ海においてすら「飛行し、航行し、作戦行動を行う」アメリカの能力に匹敵し、あるいはそれに近づくことすらできない。FSOPは、我々ができることをあなた方はできない、という者の自慢以上に、東南アジア諸国を支援する歓迎される誓約ではない。
 - e. FSOP は役に立たない：FONOPもFSOPも、南シナ海における「中国化」への初期段階—人工島造成、軍事化そして初歩的なコントロール—を阻止できなかつたし、あるいは遅らせてきたともいえない。北京にとって、FONOPとFSOPは、既に事実上「中国の湖」となっている南シナ海に対してその権威を執行する上で、ほとんどあるいは全く阻止効果を持たない、単なる迷惑行為以外の何物でもないことを実証してきた。
- (3) FONOPもFSOPも中止すべきではないが、現実的な目標を付与すべきである。即ち、現実的な目標とは、アメリカ自身を含めた、いずれの単一の国家による排他的なコントロールからも自由な南シナ海を維持するために、東南アジアやアジア太平洋地域のパートナー諸国と協調した、アメリカによるより広範囲な取り組みを実施することである。こうした目標を追求することで、パワーに適切な目的が付与される。そのことは、アメリカと東南アジア諸国が共有する利益に基づく、アメリカの現実的な南シナ海戦略を確かなものにするであろう。

記事参照 : Matching power with purpose in the South China Sea: a proposal

【関連記事】

「前掲論説を巡る議論」(PacNet, Pacific Forum, CSIS, November 21, 2017)

前掲の Donald Emmerson の論説に対して、ハーバード大学 The International Security Program at the Belfer Center 研究員 Andrew Taffer が反応し、Emmerson との間で議論があった。以下は、11 月 21 日付の PacNet に掲載された 2 人の論議の要旨である。

1. Taffer による批評

(1) Donald Emmerson は前掲論説で、アメリカの軍事力を政治目的に合わせることを求めた。

Emmerson が正しく主張しているように、米軍の武勇を誇るだけでは、アジア太平洋地域において、ワシントンを舵のない状態あるいはもっと悪い状態にすることは確かである。特に、彼は、「国際法が許す限りどこでも飛行し、航行し、作戦活動を行う」(“fly, sail, and operate, wherever international law allows”) という誓約、即ち FSOP はパワーが目的から切り離された政策であり、この政策は東南アジア諸国を安心させるには不適切である、という誤った主張をしている。彼の主張とは反対に、この政策は、目的と原則を鼓吹するものであり、もしそれに伴う戦略が適切に修正され、実施されていけば、効果的に保証を提供することができよう。FSOP は、国際秩序の最も基本的な規範や法的原則に基づいて、国際的な水域やその上空における航行の自由を護るためのアメリカのコミットメントを誇示することを意図している。しかも、航行の自由は、すべての国家主体に等しく付与され、誰も制限できない権利である。この点で、彼が FSOP は目的を欠いているというのは不可解だが、この政策の目的が、彼のいう「アメリカ自身を含めた、いずれの単一の国家による排他的なコントロールからも自由な南シナ海を維持する」という「現実的な目標」と、本質的な違いがないことを考えれば、特にそう思われる。

(2) Emmerson は、FSOP が域内諸国を安心させるには不適切な理由を幾つか挙げている。彼は、戦略は未だ同盟国やパートナー諸国を十分に安心させるものではないため、政策は大幅に修正されるべきと述べて、政策と戦略を融合しているように思われる。しかしながら、政策としての FSOP は、完全に適切と思われる。

a. 第 1 に、彼は、「FSOP はグローバル」であり、地域的ではないという。彼は正しいが、これを地域的な不都合と見なすことは困難である。航行の自由は、アメリカの外交政策における核心的でかつ長年にわたる原則であり、アメリカのそれに対するコミットメントが地域毎に異なるわけがないからである。

b. 第 2 に、彼は「FSOP は法律第一主義である」という。航行の自由の原則は国際法にしっかりと根ざしたものであり、従って FSOP は法的合法だが、この政策はまた、アメリカの利益にも直接合致し、合衆国建国当初から維持されてきたものである。そうであるが故に、ワシントンは、それを護るために必要なコストとリスクを一層意欲的に受け入れなければならない。そうしなければ、アメリカのパワーと目的の両方が犠牲になるであろう。

c. 第 3 に、彼は「FSOP は疑わしい」という。アメリカと国連海洋法条約 (UNCLOS) の関係が不安定であるという点では正しいが、UNCLOS に未加盟でも、ワシントンは、これを厳格に遵守している。しかも、航行の自由は、とりわけ慣習国際法のような、他の淵源にも由来する合法的なものである。

d. 第 4 に、彼は「FSOP は自己言及的である」という。これは奇妙な批判である。東南アジア

諸国とアメリカとの能力の不均衡こそが、前者が保証を求める理由の 1 つではないのか。他者の利益を保護するに十分な能力を持つことが、効果的な保証を与えるに必要な前提ではないのか。

- e. 第 5 に、彼は「FSOP は役に立たない」という。「北京の海洋侵出」を阻止するアメリカの努力はあまり効果でなかったという点については、彼は正しいが、その原因を、航行の自由を護ることを目的としている政策である、FSOP に求めることは間違いである。修正されるべきは戦略であって、政策ではない。このため、アメリカは、南シナ海における中国の威圧的行動から同盟国やパートナー諸国を護るために、より頻繁に、そしてより大規模な航行の自由作戦を実施するとともに、一層より堅固な種々の措置をとるべきである。

- (3) Emmerson は、目的をパワーに合わせることの重要性を思い起こさせてくれたが、FSOP は、アメリカの利益を護り、同盟国とパートナー諸国に安心を提供するのに適した、明確かつ原理的な目的をもっている。問題は、アメリカの外交政策の基本的な原則と目的を修正することではなく、それらを効果的に護り、推進していく戦略を策定することである。

2. Emmerson による Taffer の批評への返答

- (1) Taffer と私 (Emmerson、以下同じ) は、同意できない部分より、同意できる部分の方がはるかに多い。最も重要なことは、我々は、アメリカは南シナ海戦略を欠いており、それを必要とするということに同意していることである。私は、「航行の自由作戦」(FONOP) が中国の海洋侵出を抑止することに失敗したと指摘したが、「FONOP も FSOP も中止すべきではない」と述べた。Taffer と私は、それらは継続し、強化されるべきであるということに同意している。
- (2) 長期目標を達成するための計画としての「戦略」と、それを達成するための手段としての「政策」を定義してみよう。FSOP は戦略ではなく、政策である。この政策は、アメリカの軍事的「力」を、世界的規模で、そして合法的に行使することである。しかし、世界注で飛行し、航行し、そして作戦活動を行う、実際の「目的」は何か。より具体的にいえば、中国の威嚇的、拡張主義的行動に直面して、南シナ海において何をしなければならぬか。FSOP それ自体は、この問題に対する答えにならない。要するに FSOP は手段であって、目的ではない。確かに、東南アジア諸国は、アメリカができるという理由だけで、世界中で飛行し、航行し、そして作戦活動を行うという政策を、それ自体が目的であると考えられるかもしれない。何故 FSOP がそれ自体目的ではなく、あるいはまた覇権的行動の偽装でもないことを東南アジア諸国に説明することは良いことだが、その際、もしアメリカに南シナ海に対する明確な戦略があれば、役立つであろう。しかし、それはない。
- (3) FSOP のマントラは、「国際法の許す限り何処でも」に限定されることである。FSOP の目的は、国際法を世界中に広めることか。合意され、遵守されてきたルールに基づくグローバル秩序の必要性を満たすという戦略的目的を FSOP に課すことによって、FSOP 政策をアップグレードすることは称賛に値することである。しかしながら、南シナ海沿岸域の東南アジア諸国から見れば、それは良くいえば非現実的であり、悪くいえば奇想天外なことであるように思われる。南シナ海で現在進行中の北京による一方的かつ継続的な占拠とその軍事化とは異なり、法に基づく世界秩序は、価値があるが、非常に長期的に見れば高尚な抽象概念である。従って、前掲論説における私の提案は、FSOP と FONOP を放棄するのではなく、「アメリカ自身を含めた、いずれの単一の国家による排他的なコントロールからも自由な南シナ海を維持する」ことを提示した目的とする戦略の中に、FSOP を明確に組み込むことである。Taffer は、私の提案に同

意しておらず、それは不必要だとしている。彼の見解では、FSOP は既に「目的を持った」政策である。実際、彼にとって、FSOP の目的は、私が提言するものとは「本質的な違いはない」のである。もし政策自体が既に戦略的で、目的に適ったものであるとすれば、それが既に持っている特性によってそれを強化するという提案を行う理由は何か。もし私が彼の言葉を引用してもよいなら、Taffer は「政策と戦略を融合しているように思われる。」

- (4) もちろん、アメリカは、国際法が許す限り、何処でも遠慮なく FSOP を行うべきだし、遠慮なくそうすると言うべきである。しかし、それ自体では、FSOP は戦略ではないし、南シナ海が単一の国にコントロールされないようにするという、アメリカのコミットメントを保証しない。それは、明言された目的を持たない政策である。FSOP は、この戦略的目標にリンクさせる必要がある。トランプ大統領は、FSOP を頻繁に実施し、そしてそれを南シナ海に対する独占排除の戦略にリンクさせることができたはずである。しかし、トランプはそうしなかった。トランプは、東アジア諸国歴訪で、南シナ海において UNCLOS が認める権利主張や行動と、認めないものに対する、トランプ政権の理解を示す地図を明示することができたはずだが（このような地図は、「9 段線」主張を無効とした南シナ海仲裁裁判所の裁定を明示したものになったであろう）、そうしなかった。その代わりに、トランプは、ベトナム訪問時に、南シナ海を巡る中国とのベトナムの紛争を「仲介あるいは仲裁する」ことを申し出た。ベトナムのチャン・ダイ・クアン主席はこの申し出を丁重に断った。FSOP や FONOP に関係なく、南シナ海に対する独占排除をコミットする、アメリカの南シナ海戦略はもはや時機を失した。

記事参照 : Response to PacNet #81 “Matching power with purpose in the South China Sea: a proposal”

11月8日「ASEAN、意志決定システム変更の時 比専門家論評 (RSIS Commentaries, November 8, 2017)

在マニラのコラムニスト Richard Javad Heydarian は、シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) の 11 月 8 日付の RSIS Commentary に、“Time For ASEAN Minilateralism” と題する論説を寄稿し、ASEAN の現行のコンセンサス方式による意思決定は、21 世紀の新たな課題、特に中国の台頭とその高圧的な姿勢に対応するには不十分であるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) ASEAN 方式の限界：コンセンサスと協議によって意思決定する「ASEAN 方式」は、もはやその役割を果たし得ない。この地域機構の全会一致による意思決定の仕組みは、外部の力の影響の下にある弱小加盟国に無意識の内に事実上の拒否権を持たせてきた。今後、この機構は、政治や安全保障の問題に対して、「ASEAN マイナス X」(“ASEAN Minus X”) 方式か、「特定多数決」(Qualified Majority) 方式を採用することで、その制度構成を変更するか、それともその存在意義を失うか、のいずれかであろう。このことは、南シナ海紛争に対する対応の過程で顕著になった。全面的な制度的革新が受け入れられない場合、残された唯一の方法は、域内の志を同じくする影響力のある国々が南シナ海紛争に対して相互の外交的、戦略的な調整を行う建設的な形式としての、「ASEAN 少数国主義」(“ASEAN minilateralism”) である。
- (2) ASEAN 諸国首脳は、2016 年のオバマ米大統領とのサニーランド・サミットでは、少なくとも表面上は団結を誇示した。双方は共同声明で、武力による威嚇やその行使に訴えることなく、普遍的に認められた国際法の諸原則や 1982 年の国連海洋法条約 (UNCLOS) に従った、紛争の平和的解決を求めるとのコミットメントを共有した。双方は、UNCLOS に基づく紛争解決を

求めただけでなく、仲裁裁判に訴えたフィリピンの決定に対する暗黙の支援と解釈し得る、「法的手続」について言及することにも合意した。更に双方は、西沙諸島の係争中の島嶼や、南沙諸島に新たに造成した人工島に建設した施設に、地对空ミサイル（SAM）システム、高周波レーダー、そしてジェット戦闘機を配備するという中国の憂慮すべき行為を視野に、係争海域における「非軍事化と自制」の必要性を強調した。しかしながら、フィリピンが提訴した仲裁裁判の裁定が明らかになると、ASEAN は突然、勢いを失い始めた。このことは、昆明で開催された ASEAN と中国の特別外相会議で顕在化した。この会議では、共同声明を発表することができなかった。

- (3) 特に仲裁裁判の裁定後、一部の ASEAN 加盟国が南シナ海紛争における ASEAN の中核的役割に期待しなくなるのに、長くはかからなかった。カンボジアのフンセン首相は、フィリピンの提訴を公然と批判し、「法律には関係のない」挑発的行為としたばかりか、「一部の国と裁判所による政治的陰謀」であるとさえ断じた。更に残念なことに、仲裁裁判所の裁定においてフィリピンが明快な勝利を得たことが明らかになった時、多くの ASEAN 諸国は、拘束力ある裁定の遵守を求めるより、即座に忍耐と冷静さを求めたことであった。フィリピンのドゥテルテ政権までも、裁定について控え目な姿勢に終始している。皮肉なことに、2017 年の ASEAN 議長国、フィリピンは、中国に対して以前の共同声明よりもあまり批判的ではない共同声明を出す羽目になった。結局、ASEAN は今後、南シナ海紛争に対して強固な声明を出すことはないであろう。
- (4) 法的拘束力を持つ「行動規範」(COC) の枠組みの概要を見ると、「目標」の項では、「南シナ海における当事国の行動を導き、海洋協力を促進する一連の規範（‘norms’）を含む、法に基づく枠組みを確立すること」と述べられている。「規範」とは、法的拘束力がないことを意味する。このことは「原則」の項において明快である。この項では、最終的な COC は「領有権紛争や海洋境界画定問題を解決するための法律文書」とはならないであろうと明記されている。それでも、フィリピン、ベトナム、シンガポール、マレーシア及びインドネシアの ASEAN 主要国は、2 国間ベースや個別ベースで、この地域における中国の行動に不満の意を伝え、南シナ海におけるこれら諸国の「小数国間」(‘minilateral’) 協力を強化する意向を伝えることはできる。また、ASEAN の領有権主張国は、国際法に基づく海洋境界画定の枠組みとして機能し、埋め立て活動、軍事施設の建設、軍事アセットの配備、そして違法操業の即時凍結を求める、法的拘束力のある COC を並行して交渉することもできる。さもないと、ASEAN は、21 世紀において潜在的に最も可燃性の高い紛争の管理に対して、全く不適切な機構になる危険がある。

記事参照：Time For ASEAN Minilateralism

11 月 14 日「『インド太平洋』概念が目指す方向 インド専門家論評」(The Washington Post.com, November 14, 2017)

インドのシンクタンク、The National Maritime Foundation (NMF) 会長で海洋戦略家の Gurpreet S. Khurana は、11 月 14 日付の米紙 The Washington Post (電子版) に、“Trump’s new Cold War alliance in Asia is dangerous” と題する論説を寄稿し、「インド太平洋」という概念は本来敵対的な性格のものではなく、将来的に中国も包含していくような形で共通の繁栄を目指すべきものであるとして、要旨以下のように述べている。(Gurpreet S. Khurana は 10 年前に、“Indo-Pacific” という用語を初めて使用した。)

- (1) トランプ米大統領は 11 月のアジア諸国歴訪で、わずかながらも彼の地政学的戦略なるものに初めて言及した。ベトナムでの APEC 首脳会議と、これに先立つ日本での安倍晋三首相との首脳会談において、トランプは、前政権が頻繁に使用した「アジア太平洋」(the “Asia-Pacific”) に替えて「インド太平洋」(the “Indo-Pacific”) という用語を口にした。この新しい用語は、冷戦終結以来、そして 1980 年代に中国が「改革開放」政策に踏み出して以来、定着してきた心象風景を書き換えるものである。「アジア太平洋」という用語は、アメリカと東アジアを結びつける利益共同体というイメージを生んだ。トランプの言う「インド太平洋」という用語は、アメリカとインドが、他のアジアの主要民主主義諸国、特に日本とオーストラリアとともに、新たな冷戦という環境下で、増大する中国の影響力を封じ込めるために協同するという、新たな形態を意味している。既に、ティラーソン米 국무長官は 10 月 18 日の講演で、「インド太平洋—インド洋全域、西太平洋そしてそれらの地域諸国を含む—は、21 世紀の世界において最も重要な地域になろう」と言明している。
- (2) 本稿の筆者 (Khurana) は、2007 年に書いた論考で「インド太平洋」の用語を最初に提唱したインド海軍退役大佐として、また海洋戦略家として、この概念は本来の意味と意図から大きくかけ離れ、ねじ曲げられていると感じている。筆者の意図は、アジア諸国がインド洋から太平洋に至るまでどのように相互に結びついているかを改めて概念化することであり、その上で、経済的、戦略的な海洋協力を通じてグローバルかつ地域的な安定を維持するという遠大な目標を強調したいと望んでいた。従って、筆者の意図は、これとは対極の、アジア地域を敵と味方に区分する地政学的な枠組みを意味するものではなかった。
- (3) 「インド太平洋」とは何を意味するか：「インド太平洋」という用語の背景にある論理は、東アフリカ沿岸地域から北東アジアに至るアジアの海洋全域を網羅する地域における、経済的及び安全保障上の動向から生じたものである。「インド太平洋」という用語は、21 世紀に入ってからインドの台頭に負うところ大である。2009 年のシャングリラ・ダイアログで、当時のインド海軍司令官は、「私はインド人として『アジア太平洋』という言葉聞く度に、これが北東アジア、東南アジアそして太平洋諸島を含み、マラッカ海峡を終点としていると思われるが故に、疎外感を感じる。しかし、マラッカ海峡の西には全世界がある」と述べて、「アジア太平洋」という用語が持つ概念上の矛盾を指摘した。「インド太平洋」という用語は、インド洋をアジアの海洋問題に組み込むことによって、この概念上の疎外感を克服するのに役立った。インド洋は西太平洋沿岸諸国の経済的繁栄の原動力である石油、天然ガスの重要な輸送路となっており、従って、このリンクは、そのエネルギー輸入量の約 80% がマラッカ海峡を経由していることから、北京に戦略的脆弱性を強い、北京の高圧的姿勢を抑止する機会をもたらす。中国の戦略的脆弱性については、2003 年 11 月に当時の胡錦濤主席が「マラッカ・ジレンマ」に言及しているが、中国の指導者にとって、太平洋とインド洋の 2 つの異なる領域の相互連結はその意味するところが非常に明確であった。
- (4) 「インド太平洋」概念の由来：2000 年代半ば頃から、日本とインドの戦略アナリスト達は、戦略的な海洋協力に関する議論を高めてきた。日印両国にとって、この地域における中国の弱点が近隣諸国に対する高圧的姿勢を抑制する梃子となり得るということは、明白であった。中国と同様に、日本もその原油輸入量の約 90% は西アジアからのもので、東京は、インドとの協力を通じて海上安全保障における役割の強化に務めてきた。「インド太平洋」の概念は勢いを増し始めた。本稿の筆者が 2007 年に初めてこの用語を使用してから数カ月後に、第一次政権時の安倍首相は、

インド議会における「二つの海の交わり」という演説で、「拡大アジア」における「自由の海、繁栄の海のダイナミックな結合」について語った。アメリカ政府も 2010 年までにこの用語を使い始めた。当時のクリントン米 국무長官は、「インド太平洋地域が世界の貿易と経済にとってどれほど重要かを理解しているが故に、我々はインド海軍との協力を拡大している」と述べた。この用語は 2013 年までにオーストラリアにまで広がった。2013 年の国防白書で、キャンベラは、「インド太平洋への経済的、戦略的及び軍事的なシフトが進行している」と強調した。当然ながら、この新たな戦略的方向性に対する中国の反応は予想に違わなかった。例えば、上海国際問題研究院の専門家は 2014 年 11 月に、「インド太平洋」概念についてインドに警告する論考を発表し、「アジア太平洋地域とインド洋地域において増大する中国の影響力に対抗し、更にはこれを封じ込めるために」、アメリカとその同盟国によって立案されたものだと主張した。

- (5) **新しい冷戦か**：将来、この**概念**がどうなっていくかは今のところ不明である。中国の「一帯一路構想」(BRI) とインドの「アクト・イースト」政策は、インド洋地域と西太平洋との経済統合に大きく貢献することができよう。同時に、域内全般が経済的に繁栄すれば、海洋支配への関心が高まることになろう。更に、BRI の推進に伴って、(インド洋と太平洋の 2 つの海洋への自由なアクセスを確保する)「ツー・オーシャン戦略」(“two-ocean strategy”) を完全に実現するために、中国は海軍の展開能力を強化していくであろう。従って、インド洋における中国海軍のプレゼンスの強化は、緊張を高めることになろう。また、中国海軍がインド洋沿岸諸国の海域において活動を活発化させれば、既に展開しておる他の大国の海軍部隊との意図しない衝突を招く可能性もある。このようなシナリオにおいては、地域の動向を管理するとともに、21 世紀にその戦略的重要性が高まっている海域において、確立された行動規範に中国を組み入れるためにも、「インド太平洋」概念は不可欠である。実際、全体として 1 つの統合された地域としての「インド太平洋」という概念は、主要大国間における断層を埋めるための最も有効な概念的枠組みとなる。その目的は、この連結された地域における共通の繁栄を実現することではなければならない。そうでなければ、この地域は、台頭する新興勢力がその支配を確立するために戦う、「トゥキディデスの罠」の新たな舞台となるであろう。

記事参照：Trump's new Cold War alliance in Asia is dangerous

【関連記事】

『「インド太平洋」概念 5 人の専門家の見方』(South China Morning Post.com, November 12, 2017)

香港紙、South China Morning Post (電子版) は、11 月 12 日付で“‘Indo-Pacific’: containment ploy or new label for region beyond China’s backyard?” と題する記事を掲載し、トランプ政権がこれまで慣習的に使用されていた用語、「アジア太平洋」から「インド太平洋」という用語を使用し始めたことについて、5 カ国の 5 人の専門家にインタビューし、要旨以下のように報じている。

- (1) Liu Zongyi (senior fellow at the Institute for International Strategic Studies at the Shanghai Institutes for International Studies, Shanghai, China)

オバマ前政権は、インド太平洋地域における政策の「柱」としてインドを重視した、「インド太平洋」概念を提起した。しかし、オバマ前政権の地域政策は、アジア太平洋の「リバランス」として認識されていた。現在、トランプ政権が「インド太平洋」という用語を使用しているが、これには 3 つの意味がある。第 1 に、オバマ前政権の政策からのトランプ政権の政策の差別化

を反映している。第 2 に、この政策は、日本や他の国からの要請に対する対応である。日本は、特に中国共産党大会後、「自由で開かれたインド太平洋」の実現を積極的に進めてきた。第 3 に、インドをして中国パワーを牽制させるとともに、アフガニスタンでの戦争を支援させるために、アメリカの地域政策におけるインドの重要性を一層強調することである。もしアメリカが、中国の政治的、経済的、軍事的影響力に対抗する海洋同盟を形成することで、中国を封じ込めることを目指すならば、このインド太平洋政策は、域内により多くの紛争と混乱をもたらすであろう。現在のところ、アメリカのインド太平洋政策は曖昧模糊としている。アメリカはこの政策にどの程度、力を入れていくのか。インドの将来的な発展はどうか。何れの問題も、この政策に決定的なインパクトを及ぼすであろう。

(2) Satu Limaye (director of the East-West Center, Washington, United States)

「インド・アジア太平洋」という用語は、近年、米太平洋軍隷下の司令官らによって公に言及されてきた。この用語は、アラビア海、アフリカ東岸から太平洋まで広がる海洋空間を強調している。オバマ前政権も、「インド太平洋」という用語を使用した。従って、この用語の使用には、一定の連続性がある。また、この用語によって、この広範な地域とアメリカとの関係の中に、より包括的な方法でインドを含めることができる。この用語の意味するところは、第 1 に、2 つの海洋に焦点を当てることは、海洋を重視するとともに、全体的な地域政策におけるインドのより重要な役割を示唆する。そして第 2 に、日本との問題意識の共有を強調している。アメリカは、全体として 4 カ国連携枠組みを受け入れており、米日豪、米日印及び日印豪など、4 カ国連携枠組を下支えするこうした 3 国関係を歓迎している。このことは、インド太平洋概念の目的ではなく、インド太平洋における協力の要素である。米中関係は、重要で複雑な関係であり、従って、この戦略地政学的用語の使用によって、形作られたり、あるいは根本的に変更されたりするものではない。しかしながら、南シナ海や東シナ海を含む、海洋空間における中国のあからさまな高圧的姿勢は、日本、インドそしてアメリカに、更にはオーストラリアにさえ、この用語に対する理解と、空間を超えて共同しようとする努力を促してきた。

(3) Rajeswari Pillai Rajagopalan (head of the Nuclear and Space Policy Initiative at the Observer Research Foundation, New Delhi, India)

明らかに、アメリカは「アジア太平洋」にインドを引き込むことに関心があり、従って、インドのより大きな役割を示唆するには、「インド太平洋」に勝る用語はない。この用語はまた、中国パワーの伸長が今や、中国の周辺の近隣諸国よりも、むしろより広い地域に影響を及ぼしていることを示唆するものでもある。アメリカの戦略が単なるレトリックからより実質的なものになりつつあるかどうかは、今後を待たなければならない。しかし、この用語は明らかに、アメリカが、アジア地域を、東アジアと南アジアに分けるのではなく、1 つの全体として見ることに関心を持っていることを示唆している。インドは、この用語がアメリカを含むより緊密な地域同盟を暗示しているが故に、この用語に幾分懐疑的である。しかし、時の経過につれて、インドはこの用語に次第に馴染むようになってきた。インドがこの用語を使用し続けるかどうかは、中国の行動如何によるであろう。もし中国が引き続き高圧的であれば、インドはこの用語をより完全に受け入れる可能性が高いが、もし中国がより融和的なパワーになれば、「インド太平洋」概念はそのモメンタムを失うかもしれない。

(4) 寺田 貴 (同志社大学教授、シンガポール国立大訪問研究員)

トランプ大統領の 2 国間主義に対する強い好みと、その「アメリカ第 1 主義」政策への拘泥

故に、域内におけるアメリカのコミットメントに対する懸念が高まっている中で、アメリカは、自らの政策に対するトランプの拘りと、その地域政策の実態との間にある、深刻な政策に対する知的ギャップに悩まされてきた。こうした背景が、「インド太平洋」概念を最初に発展させてきた安倍晋三首相とのトランプの非常に親密な関係と相まって、ホワイトハウスに、自らの地域戦略として「インド太平洋」概念を受け入れ、促進させることを促してきたのである。第1に、この概念は、ルールに基づく地域経済秩序を促進するために、日本、オーストラリア及びインドと協力して、アジアの多国間主義におけるアメリカの位置を明確にした。第2に、この概念を取り入れたことは、これら各国とのパートナーシップに対するアメリカの意図に幾分疑念を抱いていた日本を安心させた。最後に、この概念は、域内の他の諸国に対する再保証としても有益である。何故なら、これら諸国は、この地域への中国の経済的関与を歓迎するものの、他方でこの地域との経済的繋がりを自らの戦略的利益を達成するために利用しようとする、中国の意図を警戒しているからである。既存の経済ルールや規範を書き直しかねない、中国の経済的影響力の拡大は、4カ国を接近させる重要な誘因となっている。自由、開放性、透明性及び公平性に基づく、「インド太平洋」概念が、それとは異なった一連の経済的ルールに基づく中国の「一帯一路構想」(BRI)に対抗する、均衡メカニズムとして発展していくとすれば、中国は、不快感を覚え、地域経済覇権を巡るより激しい抗争を招来することになるだろう。そして、「インド太平洋」概念は、4カ国間の軍事、防衛協力を強化することによって、より戦略的な要素を強めながら急速に発展していく可能性がある。

(5) Rory Medcalf (head of the National Security College at the Australian National University, Canberra, Australia)

私は、アジアにおける変化する地域力学を理解する現実的な方法であるという認識から、米政権がこの用語を採用したと考えている。例え「海洋シルクロード」と称しているとはいえ、中国自身が既に「インド太平洋」戦略といえるものを採用している、というのが実態である。日本の努力は一定の影響力を及ぼしてきたといえる。実際、日本、インド及びオーストラリアは挙って、ワシントンにたいして、今まで以上に「インド太平洋」という視点を持つよう要請してきた。そのロジックは、全ての地域の主要国家が利害を有し、インドが域内大国として存在するインド洋にまで、中国が拡大進出しているということである。従って、中国の台頭を管理するという課題は、単に東アジアに止まらず、この広い地域的視野でこそ見なければならないのである。アメリカは今や、インドとの関係に益々戦略的重点を置くとともに、日本、オーストラリア及びその他の地域諸国との防衛関係を、インド洋地域次元にまで昇華させようとしていると見られる。アメリカはまた、影響力を巡る中国との抗争において、日本とインドを支援することに前向きであるといえよう。しかし、一方で、アメリカはいずれ、この広いインド太平洋全域において、中国と協力する方法を見出す必要性をも認識することになるであろう。オーストラリアは2013年いらい、その防衛政策の枠組として、「インド太平洋」概念を公式に採用してきた。この概念は、中国との関係を、より広い地域秩序の中に組み込むための枠組である、というのがオーストラリアの見解である。オーストラリアは、中国を排除することはしないが、中国がこの広大な地域を支配することにならないようにすることを目指している。「インド太平洋」概念は、オーストラリアと中国の間の相互に尊重された関係に対する障害となってはならない。なんとと言っても、中国は、紛れもなくインド太平洋国家である。要するに、この新しい「インド太平洋」概念という枠組をもたらしたのは、インド洋にまで伸張する中国の利害と影響

力なのである。この概念の今後の発展は、中国が「インド太平洋」概念を中国に対抗する企みとしてではなく、むしろオーストラリア自身が（インド洋と太平洋の）2つの大洋に面しているという地理的環境の自然な反映であると認識するかどうか、その多くがかかっている。

記事参照：‘Indo-Pacific’: containment ploy or new label for region beyond China’s backyard?

12月5日「『インド太平洋条約機構』の結成を検討すべき秋 インド専門家論評」（South Asia Analysis Group, December 5, 2017）

インドのシンクタンク South Asia Analysis Group 顧問 Dr Subhash Kapila は、12月5日付の South Asia Analysis Group のサイトに、“Indo Pacific Treaty Organisation Emerges Asia Security Imperative in end-2017” と題する長文の論説を寄稿し、「インド太平洋条約機構」の結成こそが、中国の脅威から「インド太平洋」の平和と安定を維持する鍵であるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 「アジア太平洋」概念に替わる地政学的概念としての「インド太平洋アジア」は、中国のアジア戦略における戦略的構成が 2008 年から 2009 年頃から「ソフトパワー」の行使から「ハードパワー」の行使に転換したこと—それ以来、中国のアジア戦略は高圧的な軍事的瀬戸際政策としての著しい特徴が見られる—に併せて、大きく注目されるようになってきた。ヒマラヤ山系から南シナ海に至る中国の高圧的な軍事的瀬戸際政策への対応を巡る論議において、アジアの安全保障に対する中国の増大する脅威は、1つの統合された全体としての太平洋戦域とインド洋戦域を跨ぐ、より広範な地理的次元からの思考を促してきた。また、地政学的概念としての「インド太平洋」は、インド亜大陸とインド洋地域においてだけでなく、西太平洋地域においても、その安全保障と安定に対して貢献する、より広い役割を果たし得る「台頭する大国」として、更には「指導的大国」として、インドの位置づけを大きく高めることにもなった。インド自身も、地域の安全保障の提供者として、次第に意識し始めている。
- (2) アメリカを中心とした既存のアジア太平洋地域の安全保障構造は基本的に、日本と韓国との 2 国間安全保障条約、更にはフィリピンとの安全保障条約と、米軍の前方展開戦力を中心に構成されている。このアメリカの安全保障構造は、旧ソ連との冷戦、そして冷戦後の軍事的に台頭する中国に対する抑止力として、時の試練に耐えて生き残ってきた。しかしながら、この 10 年間、対テロ戦争や国防予算の削減などによって、アメリカの西太平洋における抑止力は明らかに低下してきた。2017 年末の時点において、太平洋からインド亜大陸そしてインド洋地域に至るアジアの安全保障は、中国とパキスタンや北朝鮮の核保有国による厳しい挑戦に直面している。今のところ、中国が主導するこの共産主義・軍事独裁主義の結び付きは、「インド太平洋アジア」における「勢力均衡」を維持し、確保する、正式な安全保障連合として統合されたものではない。しかしながら、一方で、唯一の地域機構としての ASEAN は、中国の策動によって事実上分裂させられ、ASEAN 地域での安全保障や安定を提供する能力がない。また、アメリカ、日本、インド及びオーストラリアによる「3 カ国連携構想」や「4 カ国連携構想」は復活したばかりで、「インド太平洋アジア」を揺るがす中国の戦略に対して消極的である。
- (3) 以上のような状況を踏まえて、本稿の筆者 (Subhash Kapila) は、「インド太平洋条約機構」(Indo Pacific Treaty Organisation: IPTO) を結成することで、中国の脅威を相殺する必要があると考える。歴史的に、諸国家間の軍事同盟は、侵略的な国家の台頭による脅威に対抗する自然な行動であった。このような軍事同盟は、平和と安定を目指す志を同じくする国家間の有志連合であった。これまで、アメリカもアジア諸国も、アジアの安全保障に対する責任ある利害関係国

として中国が登場することを期待していたが、今やそうした期待は裏切られた。冷戦期の SEATO などはイデオロギー対立に基づいて結成されたが、現在、IPTO の結成を促すようなイデオロギー対立はない。2017 年末の時点において、IPTO の結成を促すのは、超大国の座を追求する習近平主席の「夢」がもたらす潜在的な中国の脅威に対抗する、「インド太平洋」の志を同じくするアジア諸国が共有する懸念である。

- (4) IPTO の結成は、既に 4 カ国連携の枠組みのメンバーであるアメリカ、日本、インド及びオーストラリアによって先導されるべきである。これらの 4 カ国が纏まれば、「インド太平洋」における中国の軍事的冒険主義に対する強力な対抗勢力となる。これら 4 カ国が IPTO の中核を形成すれば、中国に大きな懸念を抱く、韓国、ベトナム、インドネシア及びフィリピンなどの域内の他の主要国も参加することになるであろう。また、IPTO の潜在的メンバーとして、ミャンマー、バングラデシュそしてアフガニスタンも排除すべきではない。
- (5) IPTO の結成に関連して、2 つの疑問が生じる。第 1 に、そして最も大きな疑問は、IPTO が結成されたとして、中国の軍事的冒険を阻止する可能性があるかということである。第 2 の疑問は、インドが、その（非同盟主義による）歴史的な嫌悪感を克服して、多国間安全保障機構の積極的なメンバーになるかということである。第 1 の疑問に答えれば、中国の行動が IPTO の結成によって抑止されないと信じる如何なる理由もない。中国には、アジアにおいて、かつてのワルシャワ条約機構に似た対抗連合を結成する如何なる選択肢もない。中国にとっての自然な同盟相手は、ならず者の核保有国家として認識されている北朝鮮とパキスタンだけである。もっとも、IPTO に対抗することを目論んで中国が主導する連合に、ロシアが参加するかどうかは議論の余地がある。第 2 のインドの参加意思についてみれば、21 世紀のインドはもはや、戦略的パートナーシップや、多国間安全保障機構あるいは安全保障志向の機構に参加することに対する、（非同盟主義を信奉する）ネルー主義者に悩まされることはない。そうでなければ、インドは、アメリカとの戦略的パートナーシップを構築したり、4 カ国連携構想の復活に関する協議を再開したりしなかったであろう。この 2 つは何れも、暗黙裏に増大する中国の脅威を視野に入れたものであるからである。また、西太平洋における合同軍事演習への参加を含む、インドの「アクト・イースト政策」も、インド洋における益々増大する中国海軍の活動に対する積極的な対応以外の何物でもない。更に、インドの玄関先における軍事色の強い「中国・パキスタン枢軸」の出現は、南アジアのチェスボードにおける中国のあからさまな脅迫的行動を相殺するために多国間安全保障機構を結成し、参加するための、インドにとってもう 1 つの大きな触媒になるはずである。
- (6) 以下、結論として、IPTO の結成に当たって考慮すべき主要点を列挙する。
- a. 2020 年代の中国の脅威は、南シナ海、東シナ海、そして中国占領下のチベットとインドのヒマラヤ国境にまで及ぶ中国の示威的な軍事的瀬戸際政策による、「今そこにある脅威」である。
 - b. 中国の脅威は、中国が超大国としての台頭を目指す大戦略的な動きを強めるにつれて、陸上と海洋の両面で顕在化している。この「偉大なる中国の夢」の追求は、アジアにおいて中国の軍事的冒険主義を一層強めていく可能性が高い。
 - c. アメリカとその 2 国間安全保障関係による既存の体制は、中国による近隣諸国やその周辺に対する高圧的な瀬戸際政策を阻止することができなかった。
 - d. アメリカ単独では、NATO 型の多国間安全保障同盟がない場合、中国の脅威に対抗するための選択肢と戦略が限られている。アジアは、脅威に晒されているアジアの安全保障を担う、

多国間安全保障機構を必要としている。

- e. 故に、「インド太平洋条約機構」(IPTO)の結成は、急速に増大する中国の脅威に対抗するとともに、中国のヒトラー的衝動が歴史上の同じような惨禍をもたらすことを確実に回避するために、2020年代における戦略的要請なのである。NATOがヨーロッパにおいて現在にまで続く平和を維持できたことを考えれば、IPTOの結成が「インド太平洋」とう広大な地域に同じような平和を保証することを疑う、如何なる理由もない。

記事参照：Indo Pacific Treaty Organisation Emerges Asia Security Imperative in end-2017

12月20日「インドと『4カ国連携構想』 インド専門家論評」(RSIS Commentaries, December 20, 2017)

インドのシンクタンク The Institute for Peace and Security 特別研究員 Tara Kartha は、シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) の 12月20日付の RSIS Commentaries に、“India and the QUAD: Deli’s Balancing Act?” と題する論説を寄稿し、インドの日米豪印「4カ国連携構想」に対する複雑な姿勢について、要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカ、日本、インド及びオーストラリアの当局者が 11月12日に行った会合、「4カ国連携構想」(“Quad”)を巡り、メディアや有識者間で様々な憶測が飛び交っている。就中、注目されたのは、インドはついに多正面からの中国の攻勢に対抗する「ビッグリーグ」に加わったのではないか、という見方であった。2007年に登場した同じ構想は、オーストラリアが中国の圧力に屈して陣営から離脱したため、結局失敗に終わった。更に、11月の会合から、2つの疑念が浮かんでくる。第1に、各国代表は政治指導者ではなく、官僚であった。第2に、共同声明は出されず、各国が個別に声明を発表したが、各国の声明では、アメリカとオーストラリアだけが「4カ国」(“quadrilateral”)という表現を使った。日本、アメリカそしてオーストラリアの声明は、以下の8項目ほぼ全て一即ち、①アジアにおけるルールに基づく秩序、②航行と上空通過の自由、③国際法の尊重、④連結性の強化(これについては、日本は言及しなかった)、⑤海洋安全保障、⑥北朝鮮の脅威、⑦核不拡散、⑧テロリズム—に異口同音に言及していた。
- (2) 一方、インドの声明は短い上に、慎重さが見られた。インドを除く3カ国の声明では、航行と上空通過の自由と言及していたが、インドの声明では、「自由で開かれたインド太平洋地域」という大まかな表現が使われ、また協力分野から「安全保障」の文言が削除された。インドは、連結性の強化の必要性を強調しながらも、アメリカが用いた、中国の「一帯一路構想」の搾取的な性質を際立たせる用語である、「慎重な融資」との文言を使用しなかった。この点については、日本もオーストラリアも同様な慎重さを見せた。予測に違わず、インドの短い声明は、自国の主要問題であるテロリズムへの懸念を強調するとともに、事実上の核保有国としての地位を明確にし、「核拡散ネットワーク」の危険性を力説するものであった。インドは、同盟関係で結びついた他の3カ国と響を並べることには、慎重な姿勢を見せた。インド以外の3カ国の声明が将来に向けて「協力の深化」を謳う中で、インドの声明は、「アクト・イースト」政策がインド太平洋地域への関与の要となるであろう、と記述するに止まった。
- (3) 一見したところ、インドの声明は、自国の懸念事項を強調したもので、十分に妥当なものに思える。テロリズムについては、インドが参加するほぼ全ての2国間や多国間フォーラムで、パキスタンを念頭に置いて強調してきた。「核拡散ネットワーク」は、ミサイルと核物資に関するパキスタンと北朝鮮の繋がりに関する、各機関の情報や公刊資料に基づくものである。「核拡散

ネットワーク」については、インドは現実の危険と受け止めている。何故なら、北朝鮮が核実験やミサイル発射実験で得られたデータをパキスタンに有料で提供している疑惑があるからである。「インド太平洋」地域という用語は、現在のインドの国益に合致するものであろう。もっとも、一部のインド政府当局者やメディアには、インドはインド洋と太平洋における米中間の影響力抗争に巻き込まれるべきではない、との懸念がある。

- (4) しかしながら、11月の声明で慎重な姿勢を示したとはいえ、インドが11月の会合では避けた問題を2国間文書で表明することには躊躇していないことは重要である。例えば、2015年の印米共同声明は、航行と上空通過の自由への関与や、海洋安全保障対話の開始、そして国際法に基づく責任ある海底資源開発の呼びかけなど、何れも中国に向けられたと思われる事項に言及している。2017年の印米共同声明は、航行と上空通過の自由への関与を改めて表明し、インド太平洋地域における地域的連結性の強化に当たっては、「責任ある債務負担慣行」の必要性を呼びかけた。この時の印米協議は、ドクラム高地における印中対峙の最中に行われた。この問題が終結から1カ月後の日本との共同声明では、更に踏み込んで「ルールに基づく秩序」を呼びかけた上、海洋安全保障対話を大幅に強化した。また、この共同声明で注目されるのは、特に日本が提唱する「自由で開かれたインド太平洋戦略」と、インドの「アクト・イースト」政策との連携に言及したことであった。これに先立つ2017年4月のオーストラリアとの共同声明は、両国が海洋における法的秩序を尊重することに共通利益を有していることを認め、海上交通路の安全確保と、「ルールに基づくシステム」の必要性を強調した。
- (5) 最後の疑問は、11月の共同声明での「アクト・イースト」政策への言及である。インド対外関係省の文書によれば、その政策目標は「2国間レベル、地域レベルそして多国間レベルでの継続的関与を通じて、アジア太平洋地域諸国との経済協力や文化的絆を深化させるとともに、戦略的関係を発展させることであり、そうすることでアルナーチャル・プラデーシュ州を含む北東部の陸封諸州との連結性を強化する」ことにある。アルナーチャル・プラデーシュ州を特記したことは、中国が同地域の領有権を主張しているという点からも興味深い。というのも、インド政府高官が同州を訪問することさえも、北京の反発を呼ぶからである。インドの「4カ国連携構想」に対する感情は、最近のインド首相のASEANサミットにおける演説からもうかがえる。モディ首相はこの演説で、「地域の利益と平和的な発展を最大限に保障する、ルールに基づいた地域安全保障構造の構築に向けた着実な支援」を保証した。要するに、インドは、中国の怒りを惹起しかねない多国間フォーラムでは明確な関与を拒みつつも、2国間対話で意思表示することを選択したように思われる。換言すれば、インドは、対中「陣営構築」と受け取られかねないプロセスからは距離を置き、もって対中関係改善の余地を残そうとしながらも、一方では、2国間の文脈では「4カ国連携構想」も是認することを選んだのである。結局、インドは、過去に完全には信頼性を証明できていない4カ国グループではなく、自国の必要性に基づいた独自路線を選択したのである。

記事参照：India and the QUAD: Delhi's Balancing Act?

12月21日「中国は南シナ海を支配しつつある 米専門家論評〔The National Interest, December 21, 2017〕

米誌 The National Interest 前編集主任 Zachary Keck は、12月21日付の同誌のブログで、“China Is Gaining Control of the South China Sea (Thanks to North Korea)”と題する論説を寄稿し、今

や中国は南シナ海を支配しつつあるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカが北朝鮮の核問題に気をとられている間に、中国は、南シナ海の支配を固めつつある。衛星画像から中国の南シナ海における人工島の建設状況を追跡している、米戦略国際問題研究所 (CSIS)「アジア海洋透明性イニシアチブ」(the Asia Maritime Transparency Initiative: AMTI) は、最近公開した衛星画像*から、2017 年は北京にとって実りの多い年であったと報告した。AMTI によれば、過去何年かに及んだ人工島造成のための浚渫作業がほぼ完了し、中国は、これら人工島を軍事的に運用可能な前進基地に作り替えることに注力し始めた。AMTI は、「北京は、次の段階、即ち、より大規模な前進拠点における全ての機能を備えた空、海軍基地に必要なインフラ建設に専念して」おり、中国は 2017 年を通して「地下貯蔵施設と管理棟から大規模なレーダー、センサー群に至る」あらゆる施設を建設してきた、と指摘している。更に AMTI によれば、最も大規模な造成工事は南沙諸島のファイアリークロス礁 (永暑礁) で行われ、造成面積は 27 エーカー (11 万平米) に達した。中国はここに、既に建設済みの滑走路近くに大型の格納庫群を完成させ、弾薬と補給品を貯蔵すると見られる大規模な地下通路の建設を継続しており、また、この人工島の各所にミサイル用の硬化シェルターとともに、通信やセンサーのアンテナ群や施設群が建設されつつある。他方、スービ礁 (渚碧礁) でも、同じような軍事施設が見られる。特に、AMTI は、「中国がスービ礁でもレーダー能力と SIGINT 能力を持続的に強化する構えである」と述べている。AMTI は、西沙諸島のツリー島 (趙述島)、ノース島 (北礁)、トリトン島 (中建島) での建設工事についても公表した。
- (2) しかし、南シナ海の支配を主張する中国の努力は、陸上での建設作業に限らない。中国の新華社は最近、北京が南シナ海を常時監視するため、今後数年間で同海域上に 10 個以上の衛星の打ち上げを計画している、と報じた。それによれば、中国は 2019 年に 3 個の光学衛星を打ち上げ、これに続いて「中国は、南方海域で 24 時間態勢のリモート・センシングを実施するため、別の 3 個の光学衛星、2 個のハイパースペクトル・カメラ (抄訳者注：可視光から近赤外線までを細かい波長帯域に分解し、その波長スペクトルを入手して、肉眼では識別できないものの識別を可能にしたもの) を搭載した衛星、2 個の合成開口レーダーを搭載した衛星を新たに打ち上げ、2021 年までに衛星群計画を完成させるであろう」と述べている。新華社は民需に必要な衛星としているが、これら衛星は明らかに軍事的機能を有している。
- (3) 人工島の軍事化と衛星による監視態勢の強化は、南シナ海を支配するという中国の目標実現に近づける。前進基地の存在は、中国軍が本土からしか行動できない場合には困難な、南シナ海における常続的な空、海哨戒活動の実施が可能になる。同様に、衛星による監視覆域の拡大は、前方展開部隊による現地における様々な脅威の識別を可能にするであろう。そして、南シナ海における常続的な哨戒態勢を維持することは、南シナ海のほぼ全域に対する中国の主権主張を勢いづかせることになる。
- (4) 南シナ海における北京の活動は、戦略的好機をもたらしている。まず、伝統的にベトナムとともに南シナ海紛争に関して中国に対する最も辛辣な批判者であったフィリピンは、ドゥテルテ大統領が 2016 年に就任して以来、中国に対して融和的な姿勢をとってきている。同じように、アメリカはこの 1 年間、北朝鮮の核計画を制止することを優先してきた。更に、トランプ大統領は、中国との 2 国間通商関係を、これまでの政権よりも優先しようとしてきた。しかし、他方で、トランプ政権は、南シナ海における航行の自由作戦 (FONOP) をオバマ政権時よりも頻繁に実施してきた。2017 年 5 月から 10 月までの 5 カ月間に、米海軍は中国の主権の主張に対

抗して南シナ海で 4 回の FONOP を実施した。それでも、北朝鮮の核問題と米中通商問題が、トランプ政権の米中 2 国間関係の優先課題であることに変わりはない。中国政府はまた、ASEAN との南シナ海行動規範 (COC) 交渉を継続に同意することで、人工島における活動に対する批判を積極的に緩和しようとしてきた。COC 交渉を通じて、どのような結果が出るにせよ、COC が南シナ海全体の支配を強固なものにしようとする北京の究極の目標を変えさせることはなさそうである。

記事参照 : China Is Gaining Control of the South China Sea (Thanks to North Korea)

備考* : A Constructive Year for Chinese Base Building

<https://amti.csis.org/constructive-year-chinese-building/>

Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, December 14, 2017

12 月 22 日「南シナ海における中国の強引な行動の背後にあるもの チェコ専門家論評」(The Diplomat.com, December 22, 2017)

チェコ Mendel University 准教授 Richard Q. Turcsanyi は、Web 誌、The Diplomat に 12 月 22 日付で、“What's Really Behind Chinese Assertiveness in the South China Sea?”と題する興味深い論説を寄稿している。本稿の筆者 (Richard Q. Turcsanyi) は最近 (2017 年 10 月)、*Chinese Assertiveness in the South China Sea* を上梓し、「中国の強引さ」(“Chinese assertiveness”)、「中国のパワー」(China's power) をキーワードに、これらが最も顕著に表れている場所としての南シナ海の事例から、「中国の強引さ」という概念を定義し、どのような政治行動がそれに含まれるかを識別し、何故中国がこうした行動をとっているのかを説明している。筆者はこの論説で、自著の内容を要約紹介する形で、南シナ海における中国の行動と「中国のパワー」について、要旨以下のように述べている。

1. Chinese Assertiveness: What, When, and Where

- (1) まず、「強引な」行動 (an “assertive” action) とは、(この事例では) 中国が、例え他のアクターの利益と相対立しても、自らの利益を積極的に追求し、その目的達成のためには大胆な行動も辞さないことをいう。中国の強引な行動は、他の国の行動や、これまでの規範から著しく異なっていなければならない。従って、中国の強引さについて語るとき、我々は、他国の振る舞いとは質的にも、そして/あるいは量的にも異なる、中国の新しい、独特の振る舞いについて語ることになる。
- (2) 南シナ海において、こうした基準を満たす政策事例を探してみると、2009 年から 2010 年にかけての事例はそうした基準に当てはまらず、2011 年以降に中国が強引な行動をとった事例を発見できる。拙著では 5 つ事例—即ち、①ケーブル切断事件 (抄訳者注 : 2011 年 5 月、中国公船がベトナム資源探査船のケーブルを切断)、②スカボロー礁での対峙 (同 : 2012 年 4 月、中比両国の政府公船同士が対峙、比公船撤退後も中国公船が居座り、現在まで実効支配)、③セカンド・トーマス礁での対峙 (同 : 比が実効支配下する同礁の前進拠点の修復と補給を中国が妨害)、④石油掘削リグ事案 (同 : 2014 年 5 月 2 日に中国が石油掘削リグをベトナム EEZ 内に設置、中国は艦艇、公船を周辺海域に展開、ベトナム公船に衝突、放水を繰り返した)、そして⑤人工島の造成とその軍事化—を取り上げた。
- (3) これら 5 つの事例は、南シナ海において中国がどのように、そして何故「強引な」(“assertively”) 行動をするのかを研究するための論拠となる。

2. China's Power and Its Role

- (1) 中国が何故強引な行動をするのかについては、これまで様々に説明されてきたが、厳密な検証はされてこなかった。中国の増大するパワーが強引な行動をとらせてきたとする説明は最も影響力のある論理であり、拙著の核心でもある。拙著はまず、包括的で多面的なパワーモデル—これには、国際、国家及び地方の 3 つのレベルと、軍事、経済、国家的能力、国際的な制度設計、地政学的環境、国際経済における地位、国内的正統性及びソフトパワーという 8 つのパワーの淵源が含まれる—を構築している。
- (2) 前掲の 5 つの強引な行動事例を検証すると、1 つの事例だけが、新たに獲得した能力が中国を行動に駆り立てている。それは石油掘削リグ設置事案で、中国は新たに取得した先進的な深海掘削技術を装備した掘削リグを動員した。残りの 4 つの事例は、何年も、あるいは何十年も前と同じ手法である。更に、こうした強引な振る舞いをした時期には、既に大幅に中国のパワーが増大していたにもかかわらず、アメリカに追いつくには依然ほど遠いレベルであった。言い換えれば、中国のパワーは、「強引さ」段階 (the “assertive” era) を画する如何なる特別な敷居をも踏み越えてはいない。しかも、中国国内の議論を子細に観察してみると、中国指導層も、また世論も、中国がアメリカに追いついているとは見なしていない。故に、「パワーシフト」 (“power shift”) は全く起こっておらず、中国における受け止め方も概ね現実に沿ったものである。

3. Alternative Explanations: Toward the Theory of ‘Reactive Assertiveness’

- (1) 前掲の 5 つの事例の内、「パワーシフト」は 1 つの事例だけで説明できることを見た後、拙著は、2 つの仮説を検討している。1 つは、国内政治—即ち、習近平の役割、中央指導部による統制の欠如、(国民の目を) 国内問題から逸らす試み、あるいは高まるナショナリズムなどが、中国の強引さを説明するために様々な方法で引用されてきたということである。これらはいずれも、説得力のある説明とはならない。強引な振る舞いは既に胡錦濤時代から始まっている。同時に、南シナ海紛争の重要性と習近平への権力集中を考えれば、中央指導部がこの地域で進めている成果を手放すことは想像できない。利用可能な調査データからも、中国国内の世論の満足度も非常に高いレベルを示している。高まるナショナリズムだけが強引さを加速しているが、それへの引き金になったと見るのは難しい。
- (2) 他方、前掲の 5 つの事例の内、4 つの事例について妥当と見られる別の説明がある。これら何れの事例も、中国は、新たな事態の進展と見なしたものに (強引に) 対応してきた。こうした対応の直接的な引き金となったものには、南シナ海仲裁裁判所の裁定、スカボロー礁 (特に海軍の展開) とセカンド・トーマス礁 (前哨拠点の修復の試み) におけるフィリピン行動、そして新たな海洋調査であった。更に、中国の強引な行動は、アメリカが「アジアへの軸足移動」 (“pivot to Asia”) —中国は自らの地政学的立場を悪化させると見た—を宣言した後にとられたものである。
- (3) 従って、本稿の筆者 (Richard Q. Turcsanyi) は、少なくとも南シナ海での事例について見るならば、中国の「受け身の強引さ」論 (the theory of China’s “reactive assertiveness”) を主張する。但し、この論は、中国がそのような行動をとることが正当かどうか、あるいは他の領有権主張国とその行動が熟慮されたものかどうかについては、何もいっていないことを強調しておかなければならない。本稿の筆者が強調しておきたいのは、大半の強引な行動を見れば、中国はそのような行動をとることが可能なパワーを得る (と判断する) や直ちに強引な行動を取り始めたのではなく、中国がそのような行動を必要 (あるいは可能) とする状況にあると見

た時に、その能力を行使することを選択している、ということである。しかしながら、もう 1 つの疑問が残っている。それは、既に、アメリカのパワーに負の影響を及ぼしてきていると評価し得る、この地域のパワーの力学が、トランプ大統領の就任によって今度どのように動いていくかであろう。

記事参照：What's Really Behind Chinese Assertiveness in the South China Sea?

12月26日「ASEAN、今こそ団結の秋 RSIS 専門家論評」(The Diplomat.com, December 26, 2017)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 上級アナリスト Lee YingHui は、12月26日付の Web 誌、The Diplomat に、“Chinese Construction in the South China Sea: Should ASEAN Be concerned?” と題する論説を寄稿し、ASEAN は南シナ海紛争を巡って域外からの支援を期待できないとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 2017 年は、過去数年に比して南シナ海を巡る緊張が比較的緩和した年であった。中国と ASEAN 諸国の激しい外交上の応酬は、双方が平穏で協力的な環境醸成を切望したこともあり、ニュースのヘッドラインから消えていった。フィリピンのドゥテルテ大統領は就任以降、一度ならず対中経済協力の深化と引き換えに、南シナ海仲裁裁判所の裁定を棚上げするとの意思表示をしてきた。中比両国は 12 月 15 日、南シナ海における協力促進を図るべく非公開の安全保障当局者高官協議を開催した。ベトナムも、対中関係改善を図る兆候を示している。11 月の習近平主席の訪越時、中越両国は、南シナ海問題への平和的対処に合意した旨の共同声明を発表した。同時に、北京も、責任ある地域大国としてのイメージを改善すべく積極的に動いた。北京は、圧倒的な経済力を用いて、東南アジア諸国を経済協力と「一帯一路構想」(BRI) を通じた支援で懐柔しようとしてきた。東シナ海でも、北京と東京は 12 月、約 10 年に及ぶ交渉の末、東シナ海周辺での意図しない衝突に対処するためホットラインの設置で合意した、と報じられた。一部の専門家は、南シナ海と東シナ海における昨今の現状打破は近隣諸国との緊張関係の修復を図る北京の誠実さを意味する、と見ている。
- (2) しかしながら、一方では、最近の報道はあまり明るくない未来像を示しているように思われる。米戦略国際問題研究所 (CSIS) 「アジア海洋透明性イニシアチブ (the Asia Maritime Transparency Initiative: AMTI)」が最近公開した衛星画像によれば、南沙諸島と西沙諸島における中国の基地建設活動は依然として続いている。AMTI の画像によれば、北京は 2017 年半ば以降、新たな人工島の造成活動を行ってはいないものの、既存の基地において軍民共用インフラの建設を継続している。北京の建設活動は今更驚くべきものではない。何故なら、専門家は、南沙諸島と西沙諸島における海空軍基地確保と建設こそ、中国の南シナ海における接近阻止/領域拒否 (A2/AD) 戦略の要であると見なしてきたからである。こうしたインフラ施設は、中国海軍が第 1 列島線を超えてその能力を投射することを目指していることから、外洋海軍建設という中国の野望にとっても不可欠のものである。また、中国の海運の 60%以上が南シナ海を通航するため、このシーレーンの安全確保は経済的見地からも極めて重要で、中国の野心的な BRI と相まって、その重要性はかつてなく高まっている。
- (3) 南シナ海における拡張と建設は平和目的に基づいたものである、と北京はしばしば主張してきているが、その主張が正しいか否かは現時点において不明である。しかしながら、中国が占拠する人工島などに建設されたインフラの多くは軍民共用が可能であり、中国の意図に対する域

内諸国の疑念が解消されることはないであろう。とはいえ、以前の南シナ海における中国のインフラ建設を巡る出来事とは異なり、最近の AMTI の画像に対して、これまでのところ ASEAN 諸国は、表立って中国に反対や懸念を表明していない。ASEAN 諸国の沈黙は、北京の BRI に基づく経済協力の代償としての融和姿勢を反映している。

- (4) しかし、ASEAN 諸国は、北京の行動を注視し続けなければならない。
- a. 第 1 に、中国の BRI による互恵的経済発展の約束は見かけほど素晴らしいものではない。11 月には、パキスタンが中国のプロジェクトに対する融資条件を受諾できないと申し立て、「中国パキスタン経済回廊」(CPEC) から Diamer-Bhasha ダム建設プロジェクトを除外するよう要請した。12 月 9 日には、スリランカが中国との協定に基づき、戦略的要地であるハンバントータ港の管理権を 99 年間、中国に正式に貸与した。報道によれば、貸与に関する協定は、コロンボが北京に対して負う 80 億ドルの債務返済を救済する目的でなされたものである。スリランカの野党は合意を国家主権の喪失と非難している。一連の出来事は、東南アジアの指導者に警鐘を鳴らすものである。中国と経済協力を進める一方で、地域諸国は、中国から多額の融資を受ける協力プロジェクトに注意を払う必要がある。何故なら、負債の返済能力欠如は、南シナ海を含む地域における中国の更なる影響力拡大につながるからである。
 - b. 第 2 に、北京の COC 交渉開始に向けた合意は、遅滞戦術と見なせる。中国の南シナ海の人工島における継続的なインフラ建設は、北京が ASEAN との COC 交渉に示す善意をその野望の実現に利用している、との一部専門家の懸念を裏付けているように思われるからである。彼らが予想するように、COC 交渉が引き伸ばされ、COC が最終的に法的拘束力のないものになるようなら、ASEAN の南シナ海領有権主張国は、中国がちらつかせた「空手形」を掴まされる羽目になりかねないからである。その間、中国は、現状を自国優位に変更してしまっているであろう。
 - c. その一方で、国際社会は朝鮮半島で高まる緊張に巻き込まれている。トランプ政権は、最新の国家安全保障戦略において、中国を（ロシアと共に）「アメリカの国力や影響力、利益への挑戦国である」と断じた。とはいえ、アメリカにとって中国は朝鮮半島で高まる緊張と核の脅威を管理する上で欠かせないパートナーである。トランプ大統領の就任以降、アメリカは南シナ海において何度かの「航行の自由作戦」(FONOP) を実施してきたものの、彼の「アメリカ第一」政策はこの地域にアメリカのアジアへの関与を巡って懸念を生じさせた。アメリカ同様に、日本も北朝鮮の核の脅威に対して懸念を有している。
- (5) 結局、ここ 1 年で地域の 2 大プレイヤーの意識から南シナ海はほとんど消えてしまった。ASEAN 諸国が南シナ海で中国に対抗するには域外国のみを当てにできず、またそうすべきでもない。昨今の対中関係改善は大いに歓迎すべきだが、それを所与のものとするべきではない。それ故に、ASEAN 諸国は、2012 年のプノンペンでの失態を繰り返さないよう団結を維持し続けなければならない。

記事参照：Chinese Construction in the South China Sea: Should ASEAN Be Concerned?

12 月 27 日「ASEAN における日本のハードパワーとソフトパワーの現状 東大教授論評」(RSIS Commentaries, December 27, 2017)

東京大学公共政策大学院教授 Yee-Kuang Hen は、シンガポールの S. ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) の 12 月 27 日付の RSIS Commentaries に、“Japan’s Hard and Soft Power in ASEAN”

と題する論説を掲載し、ASEAN に日本のハードパワーとソフトパワーの現状について、要旨以下のように述べている。

- (1) 戦後の日本は、軍事、安全保障分野における自国のプレゼンスに対する否定的な反応を懸念して、アジアではマラッカ海峡協議会 (MSC) を構成する海運業界、あるいは国際協力機構 (JICA) や海上保安庁 (JCG) といった文民機関に大きく依存してきた。これらの文民機関は、幾度かの重要な発展を経て今日も重用されている。
- (2) JCG とフィリピンの沿岸警備隊は、2015 年にフィリピンで戦後初めての合同海賊対処訓練を実施した。JCG の練習船「こじま」は、3 カ月にも及ぶ洋上哨戒活動やこの地域における各種訓練プログラムへの協力に従事した。日本の開発協力大綱は 2015 年に、援助を国益に一層合致する形で活用できるよう改定された。東京の長年に渡る海賊対処への支援は現在も続いており、アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) は 2016 年に 10 周年を迎えた。更に、2017 年 9 月には日本で初めての世界海上保安機関長官級会合が開催された。他方、日本と ASEAN 間の防衛交流は、1990 年代初頭から徐々に進展し、今日の東南アジアにおける自衛隊の存在感が高まっている。実際のところ、自衛隊を巡っては、歴史的に、そして戦略的な重要性において、幾つかの「初めて」が付いて回った。日本の漸進的で慎重に検討されたアプローチは、依然として日本の ASEAN に対する関与の特色である。
- (3) 日本はこの地域において積極的で目に見える役割を果たすとする、安倍政権の宣言政策は明確で一貫している。安倍首相は、2014 年にオーストラリア議会で「こと国家安全保障に関する限り、日本は長らく内向きでした...我々は、日本を、太平洋からインド洋に及ぶ広大な海と空を、オープンで、自由な場とするため、法の支配に基づく国際秩序を構築するために努力する国にしたい...」と声明した。日本初の国家安全保障戦略は、自国を「開かれ安定した海洋の維持、発展」を志向する「法の支配の擁護者」としている。2014 年のシャングリラ対話において安倍首相が発表した、いわゆる安倍ドクトリンは「日本は、ASEAN 各国の、海や、空の安全を保ち、航行の自由、飛行の自由をよく保全しようとする努力に対し、支援を惜しみません」と明言した。ラオスで表明された「ビエンチャン・ビジョン 2016」は、初めて日本の対 ASEAN 防衛交流における原則を定め、現在と将来の重点領域を示した。
- (4) 2017 年 6 月には、戦後最大の護衛艦「いずも」が、東南アジアで注目を集めた航海を行った。日本は、2016 年 2 月に東南アジアでは初めてフィリピンとの間で防衛装備の移転協定を結んだ。これに基づき 5 機の海上偵察機 TC-90 が、フィリピン海軍に貸与された。その他、「初めて」の画期的な出来事は、2015 年 5 月に南シナ海で初の日比合同海上演習が実施されたことである。2016 年 4 月には、海上自衛隊の潜水艦「おやしお」と同行の護衛艦「ありあけ」と「せとぎり」が、訓練目的でフィリピン・ルソン島のスービック湾に入港した。海上自衛隊の潜水艦がフィリピンを訪問するのは 15 年ぶりであった。「ありあけ」と「せとぎり」は、戦後初めてベトナムの戦略的要衝であるカムラン湾にも寄港している。海上自衛隊の輸送艦「くにさき」は、アメリカ主導の国際人道支援活動「パシフィック・パートナーシップ 2014」の指揮艦となった。米海軍艦艇以外が指揮をとったのは、「くにさき」が初めてであった。また、自衛隊は 2013 年、フィリピンに損害を与えた台風ハイエンが去った後、同地に戦後最大規模の支援部隊を派遣した。2014 年には、行方不明となったマレーシア航空 370 便を捜索すべく、P-3C 対潜哨戒機が派遣された。
- (5) 東南アジアにおける自衛隊のプレゼンスの増大と並行して、日本のソフトパワーによる影響力

も相当大きなものになっている。シンガポールは、東南アジアで初めての「ジャパン・クリエイティブ・センター」を受け入れた。これは日本がポップカルチャーや伝統的芸術・工芸品を用いて、地域における影響力と誘因力を拡大するソフトパワー戦略の一環だとされている。また、シンガポールとジャカルタでは毎年アニメフェスティバルが開催されており、日本国外では最大規模のイベントとなっている。さらに日本の高品質な商品と生活スタイルのトレンドを紹介する、という日本政府後援のクールジャパン戦略に基づき、三越伊勢丹は 2016 年に新旗艦店をマレーシアのクアラルンプールにオープンした。文化的魅力に加え、日本の規範的ソフトパワーが持つ潜在力は、ASEAN 共通の課題に取り組む能力にまで拡大している。また、2014 年以降、ASEAN・日本アクティブイェンギ地域会議が毎年開催されている。日・ASEAN 健康イニシアチブに基づき健康的なライフスタイルと疾病予防を促進すべく、日本は 5 年間にわたり 8,000 人の人材育成を支援することになっている。ASEAN で都市化が進むにつれて、そこから生じる共通の課題への対処で協力の余地が生まれている。東京水道サービス（現在の TSS TOKYO Water）は、バンコクと給水設備の維持、とくに水漏れの検知と補修に関する契約を締結した。JICA も交通渋滞緩和を目的とするマニラ地下鉄事業を支援している。

- (6) これまでのところ、ASEAN は、日ごとに増す自衛隊のプレゼンスに対して否定的反応を見せていないが、幾つかの障害が残っていることも事実である。安倍首相が 2013 年に行った靖国神社参拝は、他の分野では親密な ASEAN 諸国から否定的な反応を招いた。シンガポール外務省は、「こうした参拝は古傷を開き、地域において信用と信頼を築く試みを損なうものである」と声明を出した。日本の高齢化対策や下水処理技術に対する関心は、必ずしも日本のより広範な外交や安全保障課題と合致するわけではない。こうした分野では、未だ具体的な成果に繋がるには至っていない。

記事参照：Japan's Hard and Soft Power in ASEAN

3 . 国際関係

10月2日「海洋に蘇る古の『シルクロード』 英専門家論評」(The Conversation.com, October 2, 2017)

英ケンブリッジ大教授で海洋歴史家の David Abulafia は、10月2日付の豪紙 The Conversation に、“How China’s first ‘silk road’ slowly came to life – on the water” と題する論説を寄稿し、中国の「一帯一路構想」(BRI)に関連して、古の「シルクロード」が海洋ルートとして蘇りつつあるとして、要旨以下のように述べている

- (1) ユーラシアの広闊な空間を西から東へ、またその逆に、砂漠を横切るとぼとぼ歩むフタコブ・ラクダの隊列以外に、シルクロードの歴史的イメージはほとんど残っていない。中国がこの「シルクロード」を現代に蘇らせようとしている時に、この古の道が実際にはどのようにしてできたのかを思い出して見ることは価値がある。これらの陸上交易ルートが中世初期から中期にかけて存在し、砂漠を横切る隊列が東から西に物産を運搬し、反対に西から東に重大な文化的影響を伝搬したことは疑いがない。しかしながら、シルクロードの歴史は、古のそれも、現代中国の BRI も、砂漠のルートとともに、海洋ルートも存在するのである。陸路は、香辛料や宝石、

そしてシルクの反物や絹織物などのかさばらない品物を運んだ。それらはまた、イスラム教と仏教の思想と装飾品を東アジアに持ち込んだ。

- (2) しかし、この陸路は、グローバリゼーションの前史と見なすことはできない。少量の高価な品物が西ヨーロッパの経済に与えた影響はわずかなものであった。アジアを横断するルートは政治状況が良好な場合にのみ繁栄し、11世紀と12世紀はそれほどでもなかった。しかしながら、モンゴルの台頭に伴い、新しい政治秩序がロシアから中国に至る地域に平和をもたらし、長距離旅行を容易にした。その顕著な事例は、ジェノヴァ人とヴェネツィア人が黒海沿岸の交易センター、特にクリミア半島のカフファ（現代のフェオドシヤ）とアゾフ海のタナに拠点を置いたことである。中世時代の中国を訪問した最初のヨーロッパ人はマルコ・ポーロではない。それ以前に、中国沿岸の泉州にまで航海し、そこに住み、死んだジェノヴァ人やヴェネツィア人がいた。彼らが西ヨーロッパにもたらしたものがシルクの反物であり、神聖ローマ帝国皇帝の儀式用の正装の1つは中国のシルク製であった。
- (3) 中国とはるかに西方の地域を結ぶ海洋ルートは何世紀もの間中断なく続いていたが、14世紀にモンゴル帝国が崩壊したことから、海洋ルートの優位性は一層明らかになった。実際、海上ルートは、エジプトからのギリシア商人がベンガル湾に到達し、ローマの外港、オステリアに大量のコショウがもたらされたローマ帝国時代に、既にある程度整備されていた。しかし、ローマ帝国時代には、中国との海洋による繋がりはごくわずかなものであり、更に当時の中華帝国も、自国の豊かな資源の開発（とそれによる税収）に関心を集中し、海から目を離す傾向にあった。現代のマレーシアとインドネシアとして知られる地域が海洋交易に門戸を開いた、7世紀から大きな変化が起こった。1100年頃に中国南部に拠点を置いた宋時代に、中国商人たちはこの海域を越え始めた。東インド諸島からの樟脳（カウチン）の交易は2つの方角、即ち、1つは中国沿岸に向かって北上し、もう1つはインド洋に向かって西進した。スマトラのシュリーヴィジャヤ王国の保護下で、中国の交易商人と、マレーとインドの交易商人を結ぶ、東インド諸島の交易ネットワークが発展した。ここに、「海洋のシルクルート」の名に相応しい交易ルートが登場した。
- (4) この海洋ルートに沿って、西に向かう香辛料の量が増加した。それらは、インド洋を通り、紅海を遡ってエジプトのアレクサンドリアに至り、そこでジェノヴァ、ヴェネツィア、バルセロナそしてその他の西方の港から来た商人に引き取られた。それらの一部は、そこから陸路で、あるいは海路でイベリア半島まで運ばれ、リュウベック（ドイツ）、リガ（ラトビア）そしてタリン（エストニア）といったハンザ同盟都市の住民のケーキの材料になった。このルートの舶載品では、イスラム世界の需要が旺盛だった中国製磁器が大量に運ばれたが、南シナ海やその周辺海域で難破することが多かった。最終的には、中国商人は15世紀の初めにマラッカに拠点を置いて、インド洋の東端に根拠地を確保した。これは、明の皇帝が鄭和提督指揮下の大規模な艦隊をインド洋沿岸域にまで派遣した、1420年頃の短期間の精力的な海洋活動の成果であった。東と西を結ぶこれらのルートは、1500年以降に世界の交易を変えた、ポルトガル人、スペイン人そしてオランダ人の到来より、先行していた。そして、（陸路よりもむしろ）この海洋のシルクのルートこそが、グローバリゼーション前史ともいえる先行事例であった。興味深いことに、この海洋ルートは現在のBRIにほぼ当てはまる。BRIの下で、アジアを横断する列車で運ばれる物資の量は、復活した中国の商船が海洋経由で運ぶことができるコンテナに積載された物品の膨大な量に対抗することは全く期待できないのである。

記事参照：How China's first 'silk road' slowly came to life – on the water

【関連記事 1】

『中国の夢』への習近平のロードマップ」(Asia Time.com, October 21, 2018)

Web 紙 Asia Times は、10 月 21 日付で“Xi's road map to the Chinese Dream”と題する論説を掲載し、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国の習近平主席は、第 19 回党大会でのスピーチで、近い将来における中国の目標を、①2020 年までに「小康社会」を実現すること、②2035 年までに近代化が基本的に実現された国家を建設すること、そして③2050 年までに豊かな社会主義強国を築くことであると設定した。習近平自身が 2013 年以来、一連のプロセスを「中国の夢」というスローガンに包含してきたが、この夢はたかだか 30 年余程度で実現されなければならない。習近平は、「中国人民の夢と、世界の人民の夢は密接に関連している。平和的な国際環境と安定した国際秩序なしに、中国の夢は実現できないだろう」と強調した。
- (2) 「一带一路構想」(BRI) として知られる新シルクロードについて、習近平は、これまで 2018 年初めのダボス会議など、あらゆる主要な国際会議において BRI の野心と桁外れなスケールを喧伝してきたが、今回のスピーチでは「国家の総合的発展に有利な環境を醸成した」と軽く触れるに止まった。それでも、BRI は、習近平が「人類の運命共同体」と定義付けたものに至るための究極的なツールであることが示されていた。BRI は、地政学的、地理経済学的なゲームチェンジャーであり、実際に習近平と中国の外交政策構想を体系付け、2050 年に向けての推進力となっている。
- (3) もともと「シルクロード経済ベルト」と「21 世紀海上シルクロード」として知られた構想は、2013 年 11 月の中国共産党第 18 期中央委員会第 3 回全体大会で承認されたものである。「シルクロード経済ベルトと 21 世紀海上シルクロードの共同建設推進のビジョンと行動」と題する公文書が 2015 年 3 月に公表された後、一連のプロジェクトは最終的に BRI と銘打たれた。中国の公式スケジュールによれば、現在はフェーズ 2 の初期段階にあるに過ぎない。2013 年から 2016 年のフェーズ 1 は、「動員」段階であった。2016 年から 2021 年に、なんとか「企画立案」段階に入る（現在実施されている大規模プロジェクトが少ない理由である）。「実施」段階は、習近平の新任期が切れる 1 年前の 2021 年に開始されることになっており、そのまま 2049 年まで続く。かくして習近平の「豊かな社会主義強国」という夢と時期が重なる BRI は、2050 年までをカバーしている。世界市場を見渡してみても、これほど総合的で、包括的で、遠大で、財政の裏付けがある発展計画は絶対に見つからない。インドの「アジア・アフリカ成長回廊」はその比ではない。
- (4) BRI の主要プロジェクトには以下のようなものがある。①新疆からロシア西方に至るユーラシア・ランドブリッジ（中国とカザフスタンは、活発にコルガス共同経済特区を推進している）。②中国・モンゴル・ロシア経済回廊。③中央アジアの「スタン」諸国と、イランやトルコといった西アジアとの連結。④イスラマバードが「経済革命」を期待する、新疆とアラビア海のグワダル港を結ぶ中国パキスタン経済回廊（CPEC）。⑤昆明とシンガポールを結ぶ中国インドシナ回廊。⑥バングラデシュ・中国・インド・ミャンマー経済（BCIM）回廊（インドがボイコットしないと見込んでいる）。⑥中国南東部沿岸と地中海、ピレウス港（ギリシア）からヴェネツィアを結ぶ海上シルクロード。他方、義烏・ロンドン間の貨物列車や、上海・テヘラン間の貨物列車、そしてトルクメニスタンから新疆までのガスパイプラインは、既に実現している。この先、高速鉄道網や発電所、ソーラーファーム、高速道路、橋、港、パイプラインなどのイン

フラ建設やそれらの接続ツールは、アジアインフラ投資銀行（AIIB）の資金と密接に関連付けられるであろう。また、上海からロッテルダムに至る新ユーラシアの建設には上海協力機構（SCO）を通じた安全保障、経済協力が必須となる。

- (5) 習近平は、机上に中国のカードと工程表を並べて見せた。「中国の夢」に関する限り、その目標は今や明確である。即ち、BRIを受け入れて、共に旅をしようというのである。

記事参照：Xi's road map to the Chinese Dream

【関連記事 2】

「『『一帯一路構想』、実現には『ユーラシア経済連合』加盟国との協力が極めて重要 中国専門家論評」(East Asia Forum, October 25, 2017)

北京師範大学教授胡必亮は、同大学博士研究員らと共に、10月25日付のWeb誌、East Asia Forumに、“Adding ‘5+1’ to China’s Belt and Road Initiative” と題する論説を寄稿し、「一帯一路構想」(BRI)の実現には、「ユーラシア経済連合」(EEU)加盟国との協力が極めて重要であると指摘し、要旨以下のように述べている。

- (1) 「一帯一路構想」(BRI)は現在の中国にとって最も重要なプロジェクトだが、効果的な「5+1」枠組の構築がBRI成功の鍵である。「5+1」枠組とは、「ユーラシア経済連合」(EEU)加盟国であるロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン及びアルメニアの5カ国と、中国との協力枠組である。EEUは2015年1月1日に発足し、2025年までに物品、役務、資本及び労働の自由な移動という中期目標を実現し、最終的には統合を目指している。「5+1」枠組は、以下の3つの理由からBRI成功の鍵といえる。
- a. 第1に、EEU加盟国のユニークな地理的位置である。EEUは、ユーラシア大陸の内陸地域に位置し、東アジアとヨーロッパの貿易と交通を結ぶハブとしての機能を有している。従って、中国がシルクロード経済ベルトを建設するには、ロシアや、中央アジア諸国、西アジア諸国と手を携える必要がある。それ故に、EEU加盟5カ国は、シルクロード経済ベルトを西方と北方に延ばすための要となっている。BRIは6本の経済回廊から成っており、その内の3本がEEU加盟国と直接繋がっている。即ち、「中国・モンゴル・ロシア経済回廊」、カザフスタンとロシアを通過する「新ユーラシア・ランドブリッジ経済回廊」、新疆ウイグル自治区からカザフスタン、キルギスタンへと延びる「中国・中央アジア・西アジア経済回廊」である。これら3本の経済回廊は、BRIを促進し、成功裏に実現させるための基盤である。
 - b. 第2に、EEU加盟諸国が貴重な天然資源に恵まれていることである。世界銀行の2015年版データによると、(中国を除外した)BRI沿線諸国は4,050万平方キロメートルの陸地から成り、その中でEEU加盟諸国の割合は48%を占めている。また、2015年におけるBRI沿線諸国のGDP総計は約12兆米ドルであり、その中でEEU加盟諸国は1.7兆ドルを占める。しかしながら、EEU加盟諸国の人口はBRI沿線諸国全体の5.6%に過ぎない。換言すれば、EEU加盟諸国は、BRI沿線諸国全体の6%以下の人口で、(中国を除いた)BRI沿線諸国全体のGDPの15%を占めていることになる。EEU加盟諸国は水資源も豊富で、2014年の時点で、EEU加盟諸国はBRI沿線諸国の水資源の36%を占めている。また、2015年版の世界エネルギー統計年鑑のデータによれば、BRI沿線諸国の化石燃料エネルギー消費量の内、28.93%がEEU加盟5カ国によって賄われている。以上のデータが示すように、EEU加盟諸国は豊富な資源を融資、一方で中国が巨大な国内市場と資金供給力を有していることから、両者には

BRI の枠組の下で協力を進める大きな潜在力がある。

- c. 第 3 に、中ロ 2 国間関係が BRI 促進の鍵であり、両国関係が「5+1」枠組の下で一層強化され得ることにある。既に両国は、協力の重要性を強調している。例えば、両国は 2015 年 5 月 8 日、EEU とシルクロード経済ベルトの建設を一体化する共同声明に署名している。中ロパートナーシップは、中ロ両国の利益を重視しつつも、EEU、ASEAN そして上海協力機構 (SCO) の加盟国を段階的に受け入れるべきである。「5+1」枠組による協力は、地域間を跨ぐ経済貿易協力の促進にも寄与する。グローバル化の中で、世界中の国々は、経済的結びつきや社会的連結性を大いに深めている。地域の経済統合は、地域の競争力を向上させる効果的な制度的インフラをもたらす。中国は EEU 加盟諸国と密接な関係を築くべく努めており、こうした関係を前進させる最重要領域の 1 つが経済貿易協力となろう。
- (2) 「5+1」協力を一層強化し、中国の BRI 推進に資する、主要政策の協調手段は数多く存在する。
 - a. 資金面に関して、中国の金融機関は、EEU 加盟 5 カ国に対して、中国の民間企業がこれら諸国の金融分野への進出を奨励することで、更なる支援を行うべきである。また、BRI が中国政府基金のみに依存しては十分とはいえず、「5+1」諸国は、投資機会を求めている民間資本の多くを BRI の特別ファンドに組み入れる必要がある。
 - b. 投資政策の協調は、もう 1 つの協力深化の手段である。EEU 加盟諸国、特にカザフスタンは、中国とより緊密な投資パートナーシップを結ぶことに関心を示している。カザフスタンと中国は、投資政策の協調に関して 2016 年に 22 の投資協力協定を締結するなどしてきたが、この分野で両国が協力を拡大する余地は大いにある。
 - c. 「5+1」関係は、貿易政策の協調を強化することによっても深めることができる。既に中国とロシアは、「5+1」協力を最高指導者レベルで促進する協定に調印しているが、これに歩調を合わせ「5+1」自由貿易協定を成立させるべきである。こうした自由貿易協定は、BRI を促進するのみならず、EEU 加盟諸国の貿易発展と経済成長の原動力にもなるだろう。
 - d. 最後に、「5+1」諸国は、産業政策の協調も深化させることができる。EEU 加盟諸国は、農業やエネルギー、鉱物分野で産業優位性を有するが、製造業が未発展の上、工業化も遅れている。産業政策の更なる協調は、中国と EEU 加盟諸国における関連産業の補完的発展に直接寄与でき、地域の経済的繁栄も促進できるであろう。

記事参照：Adding '5 + 1' to China's Belt and Road Initiative

10 月 4 日「アメリカの本気度を測る指標としての対台湾政策 米専門家論評」(PacNet, Pacific Forum, CSIS, October 4, 2017)

米ジョージ・ワシントン大学教授 Robert Sutter は、10 月 5 日付の PacNet に、“US China policy review – thoroughly consider Taiwan” と題する論説を寄稿し、アメリカの対台湾はアメリカの本気度を測る指標であるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) トランプ政権における対台湾政策の再検討が長く先延ばしになっているが、台湾は、対中政策の再評価において重要な位置を占めている。米台関係を弱体化させる機会を常に追い求めている中国指導者と接触する、トランプ大統領と政権幹部は、いわゆる台湾問題におけるアメリカの重要な安全保障上の、そして経済的、政治的利益を包括的に理解する必要がある。大胆かつ強引な指導者、習近平の下におけるアジアの大国としての地位への中国の台頭によって、これらの利益の重要性は高まってきている。中国の台頭に伴って、域内各国がアメリカの強さや弱

さをどう認識するかを判断する重要な指標は、台湾問題に対処するアメリカの決意如何にかかっている。一方で、アジア太平洋諸国は、合理的な理由がなければ、中国との深刻な緊張を引き起こすアメリカの行動を支持しない。他方で、これら諸国は、ワシントンが中国の力と要求の増大に直面するこれら諸国をどのように支援してくれるかを判断する指標として、長年にわたるパートナーである台湾との関係に対するアメリカの対応を注意深く観察している。

- (2) オバマ前政権は、中国の挑戦と拡張主義に対処するに当たって、あまり効果的ではなかった。オバマ政権の「リバランス」政策は、中国を除いて広く歓迎されたが、北京の拡張主義に対処するに当たっては、決意の表明以上のもではなかった。台湾は、「リバランス」においてほとんど役割を果たさなかった。中国の行動に対するアメリカの批判は高まったが、それが台湾政策に影響を及ぼすようになることは決して許さなかった。アメリカは、中国を怒らせかねない行動を慎重に避け続けてきた。大方の批評家の見解では、台湾に対する中国の威嚇に対するアメリカの沈黙は、他の場所でもこうした中国の威嚇的行動に対するアメリカの躊躇を示唆する兆候と受け取られ、結果的に南シナ海における中国の漸進的支配をもたらすことになった。
- (3) トランプ大統領と政権幹部が対中政策における台湾の位置づけを再検討するなら、オバマ前政権以前にまで遡って再検討する必要がある。ニクソン以来のアメリカの歴代大統領は、北京との重大な論争のリスクを冒すより、大抵はむしろ台湾問題の繊細な側面について中国に配慮する道を選んできた。しかし、これまで2回のアメリカの対中政策に関する再検討は、台湾に対するアメリカのより強い堅固な支援を示す知恵が見られ、現行の政策再検討における参考に値すると思われる。アメリカが中国との関係改善のために対台湾関係を縮小した10年後の1982年から1983年にかけて、当時のシュルツ国務長官主導による対中政策の大幅な再検討が行われた。その結果、中国の増大する要求に対して、台湾とその他の諸問題に対するアメリカのスタンスはより強固なものになった。米政府は、中国との関係悪化も辞さない用意があった。中国は、1984年に当時のレーガン大統領の訪中を歓迎するために、関係を再調整し、強化することを余儀なくされた。中国は、台湾に対する武器売却が、それを縮小していくとした対中合意に甚だしく違反していると多くのアメリカが見なしていることを明らかに不問に付した。2回目の再検討は、ブッシュ（子）政権の発足時に行われた。中国が台湾に対する威嚇を強めており、クリントン政権がそれほど強い対応を示さなかったことを懸念して、シュルツ長官の下で対中政策の再評価に当たった何人かのベテランを抱えたブッシュ（子）政権は、中国の圧力を制止するより好ましい勢力均衡を作為するために、アメリカの防衛力と、同盟国やパートナー諸国との関係強化に注力した。オバマ前政権の「リバランス」政策とは異なり、ブッシュ（子）政権の「リバランス」政策は、台湾をアメリカのアプローチの中核に据えて、大規模な武器売却の提案に加えて、もし中国によって攻撃された場合には、アメリカが台湾を防衛するために「如何なる手段をもとる」との大統領特別声明を宣言した。こうしたアメリカの断固とした態度に対して、中国は、台湾に対するその平和的な意図をアメリカに保証することを選んだ。
- (4) 要するに、もし台湾に影響を及ぼすトランプ政権の決定が、台湾との関係において危険に晒される可能性のある広範なアメリカの優先事項に対する徹底的な検討に基づいて行われるならば、それはアメリカにとって最良である。最近の歴代政権の政策に見られる惰性的な無気力、一方の側からもう一方の側への振幅、あるいは台湾を弱体化させようとする中国の指導者の意図に従って交渉することは、これらのアメリカの利益を損なうことになる。

記事参照：US China policy review – thoroughly consider Taiwan

10 月 27 日「ロシアの『東への軸足移動』、短い中国との蜜月 RSIS 専門家論評」(RSIS Commentary, October 27, 2017)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 上級研究員の Chris Cheang は、10 月 27 日付の RSIS Commentary に、“Russia’s ‘Pivot’ to the East: Short-lived with China?” と題する論説を寄稿し、ロシアは西側とヨーロッパ世界と不可分に結びついており、文化的、歴史的そして地理的理由から、ロシアの中国への「軸足移動」は短命におわるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 1917 年～1991 年のソ連時代においても、ロシアでは、西欧の文化的影響力が全面的に排除されていたわけではなかった。全体として、1917 年の革命によって、ロシアのヨーロッパや西側との文化的絆が断絶されたわけではなかった。クリミア問題とウクライナ問題を巡る西側の制裁によって、ロシアが中国との関係強化を「余儀なくされ」、やがて中国との緩やかな同盟の中で従属的パートナーに甘んじることになるのではないかと、しばしば指摘されてきた。中国は如何なる同盟関係にも加入する意思がないと公言しているし、またロシアも従属的パートナーにならないとの意思を有していることに加えて、文化的、歴史的、伝統的そして地政学的現実、ロシアの中国への「軸足移動」(“pivot”) が短命に終わることを暗示している。
- (2) 大まかに言って、文化的要因は過少評価されるべきではない。一般的に、ロシア人は、その階級や政治信条を問わず、北京、東京あるいはソウルなどよりも、ローマ、パリ、ロンドンあるいはニューヨークで休暇を過ごすことを好む。これは地理的にアジアに近いシベリアや極東に住むロシア人も同じである。ロシア人は、自身をヨーロッパ人とはいわないが、ヨーロッパの歴史、そして伝統や風習に親しみと心地よさを覚える。プーチン大統領は、中国への「軸足移動」を提唱し、推進しているにも関わらず、ロシアがヨーロッパ国家であると常日頃から公言して憚らない。ソチで 2017 年 10 月 14 日から 22 日まで行われた世界青年学生祭典において、プーチンは、ロシアは「ユーラシアの空間」に位置するが、その「文化や言語グループ、そして歴史」は「ヨーロッパ文化に属する人々が住むヨーロッパの空間にあることは明白である」と強調した。エリツィン政権期のロシアは、公然と「文明化された世界」(the “civilised world”) に回帰しようとした。「文明化された世界」という言葉は、今日でもロシアの指導者や有識者によってしばしば言及される。1990 年代から 21 世紀初頭にかけてロシアは、G8 に加わり、OECD への加盟意思を表明し、欧州議員会議に加盟し、さらに NATO 加盟さえもプーチンは否定しなかった (BBC が 2000 年 3 月に行ったインタビューにおける発言)。しかしながら、こうした「文明化された世界に参加する」という願いは全て徒労に終わった。ロシアの「クラブ」参加への「申請」を却下したことについては、西側もある程度の責任を負わなければならない。ヨーロッパ人とアメリカ人の精神には、大国ロシアへの恐怖が深く根付いている。波乱に富んだ歴史も理由の 1 つではあるが、ロシアは長きにわたり「アジア的」勢力だと見なされてきた。正当であるか否かはともかく、ヨーロッパ人とアメリカ人のロシアに対する認識にはそうした色眼鏡が介在しているのである。
- (3) 歴史的背景も関連している。ロシアの歴史は、ヨーロッパ史と不可分に結びついてきたし、今もそうである。ロシア国家の勃興から、キリスト教の受容、モンゴル/タタールの軛、対チュートン騎士団戦、対ポーランド戦やスウェーデン戦、ナポレオン戦争期のヨーロッパ協調における役割、イギリスとフランスを敵にしたクリミア戦争、1870 年代と 1880 年代のバルカン半島を巡る対トルコ戦、第 1 次・第 2 次世界大戦、そして 1945 年から 1991 年の戦後期といった、こうした出来事の全ては、ロシアをヨーロッパに結び付けている。

- (4) 最後に、地理は不変である。ロシアはユーラシア大陸を横断する広大な領土を有しており、地理的にはその大部分がウラル山脈の東側に位置するが、国民の多くはウラルの西側に居住している。従って、ロシアの課題は、人口が希薄で衰退していくシベリアと極東地域を発展させることにある。ロシアの指導者は、当初からこの途方もない課題を達成する必要性に気付いていたが、国民の多くが発展し、経済的に安定したヨーロッパ・ロシアに住みたがるということには変わりがなかった。
- (5) 以上のような文化的、歴史的そして地理的理由から、中国への「軸足移動」は、必然的に、さして長続きしないものとなるであろう。長続きするかどうかは、特にロシア指導者の性格や気質、世界観、就中、西側への認識次第であるが、最近の出来事や過去の歴史から判断すれば、ロシアの指導者がヨーロッパに先祖返りすることは疑いが無い。中国と世界最長の陸上国境を接する唯一のヨーロッパ国家であるという事実は、どんなヨーロッパ国家にとっても不安である。ましてや、中ソ対立後の緊張した敵対関係は言うまでもなく、帝国としての中国の歴史や救世主的な政治的・経済的イデオロギーに加えて、超大国としての地位を目指す中国であれば、なおさら不安が高まるであろう。
- (6) 米中関係の状況次第が、東南アジアと太平洋地域の安全保障や経済、政治構造を規定し、左右し続けていくであろう。ロシアは、この地域への関与が未だ限定的であることから、アメリカや中国ほどにはこの地域への独自の影響力を発揮することができない。東南アジア諸国は、ロシアの「軸足移動」が持続し得るものなるのであれば、否定的に捉えるべきではない。ロシアの「軸足移動」が安定した予見可能な米中関係につながり、その結果としてこの地域に経済的波及効果が及び、東南アジア諸国との均衡のとれた関係が生まれるのであれば、東南アジア諸国は、ロシアの「軸足移動」政策を歓迎し、その進捗を注意深く監視していくべきである。

記事参照 : Russia's "Pivot" to the East: Short-lived with China?

10月28日「何故トルコは『一帯一路構想』に熱心なのか 豪専門家論評」(East Asia Forum, October 28, 2017)

オーストラリア国立大学研究員 Nicol Brodie は、10月28日付のWeb誌、East Asia Forum に、“Why is Turkey so eager to be led down the Belt and Road?” と題する論説を寄稿し、トルコがなぜ、中国の「一帯一路構想」(BRI) に熱意を示しているのかについて、要旨以下のように述べている。

- (1) アンカラと北京は急速に接近している。一方で、トルコの NATO やドイツ (最大の輸出相手国) との以前の強固な関係は冷え込んでいる。こうした状況下で、トルコの外相は 8 月、国内の反中国メディア報道の一掃を約束し、「我々は、中国の安全保障を我々の安全保障として見なす」と述べた。エルドアン大統領は、5 月に北京で開催された「一帯一路構想」(BRI) フォーラムに参加している。
- (2) この新しく登場した関係は、中国とトルコの共通の利益と、西洋に代わる相手を探している国を絡め取る北京の手口の巧妙さを明らかにしている。中国は、アジアからトルコを通過してヨーロッパに入る歴史的なシルクロードに沿った一連の経済プロジェクトとして、BRI を売り込んでいる。BRI は、指導者が世界第 2 の経済大国によって裏書きされたプロジェクトに対して自国の「自由化」よりも関心を示す、資金不足の中央アジア諸国に巨大な機会を提供するものである。就中、アジアとの連携強化によって、NATO や EU といった西側機構への依存を減らすことに熱心なのは、エルドアン大統領とその「ユーラシア指向」官僚である。冷戦終結以来、

トルコは、中央アジアにおける地歩を固めることに努力してきた。アンカラは、地域プレゼンスを拡大できるとともに、西洋との悪化する関係に対してヘッジとなり得る外交枠組みを必要としている。

- (3) 中国とトルコとの友好関係は既に実質的に深化しており、北京は、トルコ政府がトルコ市民と政権の敵対者を見張るために利用しているといわれる、Turk Telekom の株式を購入した。高速鉄道、港湾などのインフラ計画も準備されている。また、BRI は、1990 年代から中央アジアで操業してきたトルコの建設会社を支援することになる。もし NATO が何もしなければ、北京は、ヨーロッパの境界に位置する友好国と、BRI に対する支援国を獲得することになる。もし NATO 諸国が北京の進出に懸念を表明すれば、これはかえって、北京が中立的立場を維持できる一方で、「西側」がトルコを封じ込めようとしているとする、エルドアン民族主義的主張を強めることになる。BRI の魅力は、それがトルコや中国にもたらす経済的利益ではない。むしろ、それは、ドイツやアメリカといった経済的、戦略的パートナーに代わる選択肢を見出そうとするアンカラの必死さに付け込むとともに、自らの経済構造を構築しようとする中国の願望を支えていることにある。それはまた、アメリカからの直接的な反発を招くことなく両国が関係を強化することを可能にする。
- (4) トルコと中国の関係は北京の漸進主義や非ゼロサム的思考に合致しているが、問題がないわけではない。その 1 つは、中国北西部のウイグル分離主義者とトルコとのかつての連帯である。2009 年に当時首相だったエルドアンは、漢民族とウイグル族がともに関わった中国の暴動事案に対して、中国が「大虐殺的行為」に関与していると主張した。しかしその後、エルドアンは発言を撤回し、そして最近ではトルコに住むウイグル族を弾圧し、アンカラは、中国との関係を強化するための用意ができていることを示してきた。中国は最近、ウイグル族が新疆で行ったテロ事件が国外から扇動されたと主張しているが、北京はこれらの事件に関連してトルコを非難したことは一度もない。エルドアンやその関係者がトルコ国内での人気を得るために、汎イスラム主義レトリックに依存していることを考えれば、トルコと中国の関係は、将来このアイデンティティの不調和に取り組みなければならないであろう。
- (5) 全体として、トルコにとって、将来の NATO による戦略的な取り込みの枠外に居たいという願望を満たすとともに、アンカラとの論議が絶えないドイツなどのヨーロッパ諸国への経済的依存を最小限に抑えるという目標を達成するために、中国の投資と協力が必要である。一方、中国にとって、歴史的に NATO 陣営内にいる国との新しい協力関係を誇示することは、願ってもない機会である。BRI を通じて、中国は、トルコの NATO と西側諸国との関係に疑問を投げかけるよりも、むしろそれを補完する関係を静かに構築しようとしている。

記事参照：Why is Turkey so eager to be led down the Belt and Road?

11 月 1 日「インドネシアのブルーエコノミー構想 RSIS 専門家論評」(RSIS Commentary, November 1, 2017)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 研究員 Dedi Dinarto は、11 月 1 日付の RSIS Commentaries に、“Indonesia’s Blue Economy Initiative: Rethinking Maritime Security Challenges”と題する論説を寄稿し、インドネシアはブルーエコノミー構想の推進に熱心だが、IUU (違法、無報告、無規制) 漁業、海賊、海洋のプラスチックごみなど、解決すべき数多くの非伝統的海洋安全保障課題があり、その実現には海洋安全保障ガバナンスが重要な役割を果たすとして、要旨

以下のように述べている。

- (1) ジョコ・ウィドド (ジョコウィ) 大統領の「グローバルな海洋の要」(Global Maritime Fulcrum) ビジョンにおける海洋資源計画の主要優先課題の 1 つとして、ブルーエコノミー構想—沿岸域や海洋生態系の活用を重視する持続可能な開発モデル—が大きな注目を集めてきた。ジョコウィ大統領は、インドネシアの海洋アイデンティティを再活性化し、海洋資源を管理し、海洋防衛能力を強化し、海洋外交を推進し、そして群島内の各島嶼間の連結性を高めることを公約してきた。
- (2) 最近公表された「国家海洋政策 2017」は、海洋ビジョンを実現させるための包括的ロードマップと政策ガイドラインを規定し、ブルーエコノミーを政権の重要政治課題の 1 つに盛り込んでいる。インドネシアの継続的な取り組みは、環インド洋地域協力連合 (IORA) などの地域フォーラムに対する国際的関与によっても示されている。2017 年の第 2 回 IORA ブルーエコノミー閣僚会議を主催する機会を得たインドネシアは、IORA 加盟国に対してブルーエコノミーを巡る意見交換に止まらず、多数のブルーエコノミー構想、具体的には、漁業や養殖漁業、港湾間協力、関税協力、海洋観光及び海洋プラスチックごみなどの分野で協力し合うよう要請した。
- (3) インドネシアは、ブルーエコノミーの一層の推進を決意しているが、依然、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業問題に悩まされている。インドネシアの調査報道誌、Tempo によれば、インドネシアは 2013 年以降、蔓延する IUU 漁業活動によって年間 30 億ドルもの損失を被ってきた。シンガポールの東南アジア研究所 (ISEAS-Yusof Ishak Institute) が 2009 年に行った調査では、アラフラ海が IUU 漁業に最も脆弱な海域の 1 つであった。また、ジャワ海とボルネオ島近海の領海も IUU 漁業に悩まされている。スシ海洋水産相は、IUU 漁業に対して強硬な対抗手段をとってきた。同相の手法は、拿捕した違法船舶を沈めることであった。インドネシアは 2017 年 6 月、IUU 漁業に関わった船舶 81 隻を沈めた。スシ大臣の手法は、国内的には喝采を浴びたものの、国際的には過酷だとの批判を浴びた。違法船舶を沈めることはインドネシア領海への違法漁船の侵入を防ぐ効果的な手法だとしているが、その一方でインドネシアは、違法漁船だと疑われる船舶の追跡と監視をサポートする豪衛星データ会社 Spire Global と協力しながら、予防的手法や監視手法も追求している。有効なデータや実用的な情報は、インドネシア海軍と海上保安機関が違法船舶を調査し、拿捕することに役立つであろう。
- (4) またインドネシアは、依然として海賊行為や武装強盗事案にも直面している。シーレーンの安全確保は、ブルーエコノミーの重要な要素である。IMB のデータによれば、これら事案は 2011 年に 46 件、2015 年に 108 件を記録しており、134%という急激な増加となっている。インドネシアにおける海賊行為や武装強盗事案のほとんどは、公海や領海ではなく、港湾付近で発生している。港湾におけるこれら事案の割合は 2012 年に全体の 65%であったが、その割合は間断なく増加し、2015 年には 82%に達している。一方で、領海や公海における事案は減少している。更に、海洋環境に被害を及ぼし、海産物を汚染する海洋プラスチックごみも、インドネシアのブルーエコノミーの課題となっている。シティ環境林業相は、インドネシアはこの問題対処に相当な努力を払っている一握りの国家群の 1 つに過ぎないと指摘した。とはいえ、インドネシアは、リサイクル体制や廃棄物管理体制の不備により、年間約 130 万トンものごみを生み出してもいる。海洋観光の観点からすれば、大量の海洋プラスチックごみは、インドネシアの未熟な海洋観光産業の着実な発展を阻害しかねないものである。
- (5) ジョコウィ政権の取り組みを促進する上で、海洋指向の統合経済発展計画を策定するに当たっ

ては、経済と安全保障の連結という難問を考慮に入れなければならない。インドネシアは、IUU 漁業抑止策として違法船舶を沈めることに加えて、良好な海洋安全保障ガバナンスを執行することで、ブルーエコノミーを更に発展させる道を切り開かなければならない。良好な海洋安全保障ガバナンスとは、海洋安全保障の指針となるもので、機能と役割を明確に分離し、情報共有を統合し、海上保安機関同士の頻繁かつ良く調整された海上哨戒を実施することで、起こり得る脅威を明確にすることである。

記事参照：Indonesia's Blue Economy Initiative: Rethinking Maritime Security Challenges

11 月 14 日「台頭する中国に立ちはだかる 5 つの課題 米専門家論評」(The National Interest, November 14, 2017)

中国、インド及びインド太平洋に関するコンサルト業務を主とする The Atlas Organization の創立者 Dr. Jonathan Ward は、米海軍将校 Reed Simmons と連名で、12 月 13 日付で米誌、The National Interest (電子版) に、“These 5 Things Could Challenge China's Rise” と題する論説を寄稿し、台頭する中国の前に立ちはだかる 5 つの課題について、要旨以下のように述べている。

- (1) 10 月の第 19 回共産党大会において中国の習近平主席は、「中国の平和的台頭」が「中華民族の偉大な復興」に道を開き、今や中国が「(世界の) センターステージに躍り上がりつつある」と言明した。今日、中国の対外的自信の表れは、例えば、南シナ海から (ジブチの) 初めての海外軍事基地まで、あるいはアジア開発投資銀行から「一带一路構想」(BRI) まで、数多く見られる。それにも関わらず、中国最高指導部を悩ます課題が依然多く存在する。本稿では、最高指導部を悩ます課題として、地理的条件、アメリカ、その他の大国の台頭と復興、「分離主義」、そして経済的安定の 5 つである。
- (2) 地理的条件：中国の対外的拡張と高圧的姿勢を動機づけているのは何か。これについては、これまであまり言及されてこなかったが、中国に不利な戦略的地理がある。中国は現在、世界最大の貿易国であり、その継続する繁栄は開かれた海上交通路に依存している。とはいえ、中国にとって海洋への開かれたアクセスは非常に限定されている。東から来る船舶は、潜在的な敵対的勢力である日本と台湾の間の海峡を通航しなければならない。西から来て南シナ海にアクセスするためには、マラッカ海峡、スンダ海峡及びロンボック海峡によって制約される。この戦略的脆弱性—しばしば「マラッカ・ジレンマ」と呼ばれる—に対処する上で、大規模な海軍力の建設、南シナ海における人工島の造成そして「一带一路構想」(BRI) は一体化した政策と見なすべきである。エネルギーについて見れば、中国は 2016 年の総需要の約 64% に依存しており、2035 年までに 80% にまで増大するとの見方もあり、BRI の旗艦計画である「中国パキスタン経済回廊」(CPEC) がグワダル港から新疆地区に至るエネルギー・インフラ建設をその中核に据えているのは偶然ではない。そして中国が投資した所には、軍が後に続く。中国軍は最近、ジブチに初めての海外基地を開設した。基地自体は戦略的チョークポイントから離れた位置にあり、これは海軍のインド洋への展開と海賊対処活動に資するための動きである。中国のグローバルな対外的拡張はしばしば発展する力の表徴と見なされるが、それはまた、拡大するグローバルな利益に伴う増大する不安の表れとも見なされるべきである。習近平の「中国の夢」の成功が幾つかの海洋チョークポイントの通航に大きく左右されているということは、間違いなく中国最高指導部にとって頭痛の種である。
- (3) アメリカ：「何時の日か、アメリカは、世界の他の地域を手放したのと同じように、間違いなく

西太平洋を離れ、米本土に撤退するであろう」と述べたのは、毛沢東であった。アメリカの政策策定者が好むと好まざるとに関わらず、中共中央のビジョンには、アジアにおいてアメリカに取って代わるが見込まれている。毛沢東時代から変わったのは、中国が今やアジアの大国というだけでなく、主要な世界大国になったということである。前述したように、中国が必要とする資源は国内だけで賄うことはできない。中国の軍事力の台頭は、中国の貿易量の増大と軌を一にしたものであり、最終的にはグローバルな展開能力を必要とすることになる。しかしながら、中国は、支配的な超大国、アメリカの影の下で、中国の台頭に災厄をもたらすような（アメリカの）対応を引き起こすことなく、その経済力と軍事力の建設を進めていかなければならない。中国最高指導部は、パックス・アメリカナの影の下で台頭するためには用心深く振る舞わなければならない。最高指導部は、中国の台頭が妨害されることのない、「戦略的機会の時期」（a “period of strategic opportunity”）を見極めてきた。中国は、南シナ海での人工島の造成から BRI に至る構想に見られるように、大胆かつ「高圧的」だが、これらは、中国の手に負えない程にアメリカを挑発することなく中国の野心を押し進めることを狙った、計算されたリスクである。

- (4) その他の主要大国の台頭と復興：中国は、他の強国や台頭する国家に囲まれた環境下で大国となった。即ち、中国の台頭は、力の真空の中で起こったのではない。中国は、アメリカだけでなく、他の主要国とも張り合わなければならない、しかもこれら諸国の多くは、中国の経済的、軍事的野心に対する懸念から、中国と均衡を保つため団結し始めているのである。更に、これら諸国のそれぞれの地理的位置は中国に対して相対的に有利な位置にあり、このことが中国の地政学的ジレンマを一層複雑にしている。即ち、
- a. 中国が貿易とエネルギー資源を依存するインド洋地域は、台頭するインドの裏庭である。インドは、アメリカ、オーストラリア、日本、そして民主主義諸国などの利害共有国とともに、経済力、軍事力を発揮していくであろう。日本は、台頭する国ではないかもしれないが、強力な国であり、日米同盟に関係なく、中国と張り合う上で間違いなく引けを取ることはないであろう。インドネシアは、台頭する国であり、海軍力を増強しつつあり、しかも海洋紛争の当事者であることはインドネシアを中国との均衡を維持しようとする側に押しやることになるかもしれない。ロシアは、依然軍事強国である。中ロの軍事的、経済的協力関係は現在のところ強固だが、ロシアが長期にわたって中国との連携を維持していくかどうかは不明確である。
 - b. アメリカ主導による対中「囲い込み」や「封じ込め」への恐怖は、中華人民共和国建国の以来、中共中央政治局で共有されてきた。今日、実力のある国は、中国の経済力や軍事力に対して自らの地位を強化するために、独自の方法で行動しつつある。アメリカが他のアジア諸国との協力することに対して、中国人はしばしば「冷戦思考」と攻撃するが、実際には、中国自身の行動や領有権主張が中国に対抗する世論や集団的行動の引き金になっていることを見落としているようである。他の主要な諸国によるこうした協調行動が中共中央を煩わせる中核的課題の1つであることは間違いない。
- (5) 分離主義：中国は外の世界に目を向けることが増えたとはいえ、新疆からチベット、香港そして台湾に至る、地方の分裂に対する中国の恐怖は根強いものがある。何故か。政治的に、「国家の復興」は完全な統一なしには達成できない。このことはまた、戦略的にも真実である。台湾は、第1列島線の要の位置にあり、台湾を制することによって中国は近海を支配することになる。中

国の軍事マニュアルによれば、「台湾が大陸中国に再統一されるやいなや、日本の海上交通路は中国の戦闘機及び爆撃機の攻撃圏内に完全に入る。」ここに、政治的、戦略的誘因がある。同様に、新疆は国内外の安全保障とリンクしている。中国がインド洋地域とエネルギー資源地域にアクセスする主要な陸路である、「中国パキスタン経済回廊」(CPEC)の成否は、国内が不安定なパキスタンだけでなく、この中国の北西省に対する支配の継続如何にかかっている。

- (6) 経済的安定：中国経済の発展は減速している。中共中央は、経済学者達が言うところの経済構造のバランスの回復に取り組んでいる最中である。その意味することは、経済の原動力を輸出主導から消費主導へ転換することである。加えて、中国は、国営企業に集中する巨額で増え続ける債務負担に直面している。経済的安定は、今後何年もの間、中共中央の頭脳集団を悩ます難問となろう。
- (7) 結論：中国の台頭は世界の勢力均衡に歴史的な転換を画したが、全体的な勢力均衡は、益々多くの国が習近平の「中国の夢」の真意を理解し始めるにつれ、何れ反中国に向かうと見られる。本稿では、中国最高指導部を悩ます課題を取り上げた。もう 1 つ、中国が恐れなければならないことがある。即ち、それは、世界の益々多くの国が中国の野心の本質を見極めて厳しい決意をし始め、中国の「包括的国力」に支配される世界を阻止しようとする選択肢を模索し始めたことである。中共中央が恐れなければならないことは、「戦略的機会の時期」は過ぎ去り、そして世界が目覚めたことである。

記事参照：These 5 Things Could Challenge China's Rise

11 月 20 日「米中は冷戦中なのか 米専門家論評」(Survival, December 2017-January 2018, November 20, 2017)

米ジョンズホプキンス大 SAIS 教授 John L. Harper は、英誌 Survival (December 2017-January 2018) に寄稿した、「Cold War in East Asia?」と題する論考で、米中は冷戦中なのかと問い、要旨以下のように述べている。

- (1) レイモン・アロンの有名な定義に従えば、「冷戦」とは、戦争—全面戦争—は起こりそうにもないが、平和もあり得ない、覇権を巡る抗争である。全面戦争が起こりそうにないのは、誰もが勝者になり得ない核戦争になるかもしれないからである。アロンの定義の後半部分、正常な関係（あるいは平和）もあり得ないのは、基本的な体制の違いがあったからである。米ソ両陣営とも、相手陣営を、自己の政治、経済システムと価値に対する重大な脅威と見なしてきた。そして冷戦の最も危険な側面は、特定の地域を巡る抗争であった。これらは、両陣営にとって利害調整がほとんど不可能な地図上の地点—即ち、トルコ海峡、ベルリン、キューバそして台湾であった。冷戦は、幾つかの制約—核兵器の存在や、危機の時に妥協を図ろうとする両陣営における現実主義者の存在—の中で戦われてきた。冷戦期を通じて、米ソは外交、通商関係を維持し、国連加盟国でもあった。
- (2) では、この定義に従えば、米中は冷戦中なのか。将来の衝突を予測している専門家もいるが、1950 年代初めや 1980 年代初めの米ソ関係のように、相手側からの攻撃を極度に恐れるということは全くないし、少なくともアメリカにおいてはそうである。米ソがそうであったように、米中間にもその体制に大きな相違があるが、米中いずれも、相手側の体制を打倒しなければならないという信念に突き動かされているわけではない。中国は、「中国の夢」を実現し、世界第 1 の大国になろうとしている。しかしながら、中国は、この目標を達成するために、アメリカを

打ち負かし、天下という古い帝国思想によって世界を従わせなければならないと考えているのであろうか。本稿の筆者（Harper）はそうは思わない。「一帯一路構想」（BRI）は、それが意図するように、中国にとって新たな政治的影響力を創出するであろうが、それは基本的には減速する経済成長を維持するための戦略である。

- (3) しかしながら、米中間には、冷戦との憂慮すべき幾つかの類似点がある。事実、この類似点は、本来の冷戦における未解決の事案—即ち、中国に隣り合わせの領域の支配を巡る抗争に由来する。台湾が焦点であることは、依然として不変である。加えて、最近の焦点は東シナ海と南シナ海である。そして我々は、軍事力を政治的影響力に転化しようとする現在進行中の抗争を目撃している。中国にとっての利害には、領土の完全な防衛と、中国経済にとって死活的な海上交通路に対する抗争相手の支配を許さないことが含まれる。アメリカにとっての利害は、より象徴的ではあるが、死活的と定義されるもの—即ち、航行の自由を含む法に基づく国際秩序の保護、そして同盟国やパートナー諸国の視点から見たアメリカの信頼性の維持である。重要な問題は、この抗争において、何れの側が自らの利害をより大きいと見ているか、そしてそのためにより高い代価を払う用意があるか、ということである。歴史家バーバラ・タックマンによれば、例え全体として弱者ではあっても、自己の利害をより大きいものと見なし、そのためにより高い代価を払う用意がある側が、恐らく最終的には勝つであろう。1つ確かなことは、もし現在の中国の地位にあるような大国が自らの近隣地域でそれに相応しい行動をしなかったとすれば、その方が驚きである。要するに、最良のアナロジーは冷戦にあるのではなく、アメリカそのものにあるのである。アメリカは、モンロー・ドクトリンを振りかざし、1890年から1914年にかけてカリブ海域でその力を誇示してきた。
- (4) もし冷戦とある種の類似性があるとすれば、冷戦が我々に遺した幾つかの教訓が参考になろう。
- a. 第1に、米中両国が世界的なイデオロギー抗争を繰り広げてはいないとしても、理念とドクトリンは重要である。スターリン死後のソ連の指導者が資本主義国との戦争を不可避とするドクトリンを改め、アメリカも予防戦争論を排し、両国が平和的抗争に転じたことが重要であった。戦争を不可避とするドクトリンや、「トゥキュディデスの罠」などの人を誤った方に導く歴史的アナロジーは自己実現的の予言になりかねない。一度、戦争は不可避と自らを信じ込ませてしまうと、遅くなる前に戦争を始めようとする誘惑にかられるであろう。
 - b. 第2の教訓は、係争地点での武力衝突を回避する方法、即ち妥協である。米ソは、ベルリンとキューバで妥協した。中国が忍耐強いとすれば、中国は何れ、政治的圧力と経済的誘因とを餌に、アメリカの同盟国やパートナー諸国の一部を取り込む—冷戦期の言葉を借りれば、「フィンランド化」（‘Finlandise’）あるいは「分断」（‘de-couple’）—ことができるようになるかもしれない。中国は既に、フィリピンに対して働き掛けており、更に、中国本土から第1列島線の間海域における中国海軍の優位をアメリカに認めさせようとさえしている。しかしながら、こうしたことは直ぐに起こるわけではなく、その過程で、戦争を回避する方法は妥協である。アメリカは、キューバが共産化し、そして最近ではクリミアがロシアに併合されたことを受け入れたように、南シナ海の一部が中国によって要塞化されることを受け入れなければならないであろう。一方、中国は、南シナ海が他国海軍も行動する国際水域であることを受け入れなければならないであろう。何れの側も満足させることではないが、死よりは増しな不満足であろう。
 - c. 冷戦の3つ目の教訓は、1つの大国が1つのシステムによって支配するには、世界はあまり

に大きく、多様性に満ちているということである。冷戦の終結は、真の 1 極体制をもたらしたわけではない。例え中国が世界第 1 の大国に、あるいは少なくともアジア第 1 の大国になったとしても、アメリカ、EU、インド、ロシア、そして日本（この場合、日本は恐らく独自の核武装国）を含むその他の中心となる国が存在する余地は十分にある。

- (5) 長い目で見れば、アメリカがアジアにおいて何時までも現在の地位を維持していると考えるのは、非現実的であり、歴史的に無知であるように思われる。地理は中国の味方である。「大陸（アメリカ）が島（英国）によって永遠に支配されると考えるのは不自然である」とは、トーマス・ペインの 1776 年の米英関係についての言及である（抄訳者注：政治パンフレット『コモン・センス』）。今日、地球の反対側の大国が中国の玄関先の地域を永遠に支配すると考えるのは不自然なものがある。アジアにとって、それが意味するところはまたは別の問題である。しかし、アメリカにとって、太平洋において 1898 年（抄訳者注：米西戦争によってフィリピンを取得し、アジアに進出した年）以前の地位により近い地位に戻ったとしたら、それはアメリカにとって悲劇であろうか。何が起ころうと、世界は依然大きな空間である。

記事参照：Cold War in East Asia?

11 月 27 日「オーストラリア外交白書 ベイトマン解説」(RSIS Commentaries, November 27, 2017)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 上席研究員 Sam Bateman は、11 月 27 日付の RSIS Commentaries に、“Australia’s Foreign Policy White Paper: Dealing with Uncertainty” と題と題する論説を掲載し、オーストラリアが新外交白書において、経済安全保障の利害を米中の狭間で均衡させるという課題設定をしたと指摘し、要旨以下のように述べている。

- (1) オーストラリア政府は、14 年ぶりに外交白書を発表した。新白書は、中国の台頭と、インド洋・太平洋地域に対するアメリカの先行き不確実な関与がもたらす課題に焦点を置いている。更に、白書は、益々高圧的になる中国に対抗するために、アメリカとその他の有志地域諸国との協力を重視していくとしているが、明確に記述されているわけではないが、もはやアメリカをかつてのように信頼できないことを匂わせている。
- (2) 今次白書には、オーストラリアの外交政策における 5 つの主要な施策が示されている。
 - a. 第 1 に、インド洋・太平洋地域のパートナー諸国との間で、経済的機会を追求することである。
 - b. 第 2 に、ルールに基づく制度に対するオーストラリアの利益とコミットメントとを共有する有志民主主義諸国—ここでは、インド、日本、インドネシア及び韓国といったアジア諸国が挙げられている—と協力し、地域秩序を方向付ける取り組みである。
 - c. 第 3 に、地域における海洋安全保障能力を強化するために、オーストラリアの投資を増大させるコミットメントを含め、東南アジア諸国を最優先に扱うことである。
 - d. 第 4 に、東南アジアに対する一層のコミットメントと南太平洋に対する同様の活動を調和させることである。
 - e. 最後に、強靱性と自立が、今次白書を通じて強調されている新たな主題である。
- (3) 白書は、オーストラリアは中国と強固で建設的な関係を築くと述べているが、他方で、特に南シナ海における中国の行動を厳しく批判し、同海域をこの地域における大きな「断層線」(a major ‘fault line’) と見なしている。白書は、中国が「法の支配に基づく国際秩序」に対する挑戦者になっていることを暗示している。白書のこの部分はやはり北京を激怒させたが、2 国関係

について妥当で客観的見解を示した論評もあった。域内の他の諸国と同様に、オーストラリアにとっても対中関係は外交政策における厄介な課題である。中国の特定の活動に潜む不安定化要因に懸念を示しつつも、外交政策は、良好な対中関係が基本的に重要であることを認識しなければならない。オーストラリアの対外貿易に占める中国の支配的地位を別としても、毎年 100 万人以上の中国人観光客がオーストラリアを訪問し、約 16 万人の中国人留学生がオーストラリア国内で学んでいる。今や中国は、オーストラリアへの観光客と留学生の主要供給源となった。その上、対豪投資も極めて多く、時には厄介な政治問題を招来している。

- (4) 白書は、オーストラリアはアメリカのグローバルなリーダーシップを強く支持すると述べ、この地域にアメリカを引き続き関与させるために、積極的な働きかけを行うことを外交政策の目標に設定している。このことは、今後もワシントン主導の地域戦略がこの地域にとって最良だという、オーストラリアの確信を反映したものである。オーストラリアの安全保障は、長年に亘ってアメリカとの同盟と、アメリカの技術やインテリジェンスへの特権的アクセスに支えられてきた。アメリカがこの地域に関与し続けるための支援として、オーストラリアは、米軍に提供するアクセス拠点を増やすことを計画している。しかしながら、こうした動きは、地域の一部諸国から歓迎されないかもしれない。特にインドネシアは、オーストラリア北部地域における米軍のプレゼンスを以前から批判してきたこともあって、懸念を示すであろう。
- (5) 白書は、不確実な未来に向けての計画立案が困難であることを承知している。白書は不確実性について多くを語っているが、この地域の将来方向は、既に周知のものであるといえるかもしれない。増大する中国の影響力とアメリカの影響力の減退という趨勢は既に定着しており、変わるとは思えない。白書は、トランプ後のアメリカがこの地域に回帰し、第 2 次世界大戦後の秩序維持を支援するであろう、との非現実的な期待を示しているが、最良のシナリオでもそうなるかは不確実である。更に、白書は、オーストラリアはワシントンか北京を選択する必要がない、という政治的虚構を持ち続けている。しかしながら、現実には、例えば、南シナ海における一層積極的な「航行の自由」作戦には参加しないが、アジアインフラ投資銀行 (AIIB) には参加するなど、オーストラリアはしばしばいずれかの選択に迫られているのである。白書は、アメリカの力と影響力の再興に期待を込めて、過去の地域秩序を懐古的に振り返っている。白書は、アメリカ主導の地域秩序がもはや現実的ではないことを示唆する変化に、もっと鋭敏な感受性を示すべきであったろう。

記事参照 : Australia's Foreign Policy White Paper: Dealing with Uncertainty

Full Report: 2017 Foreign Policy White Paper

<https://www.fpwhitepaper.gov.au/foreign-policy-white-paper>

Australian Government, November 24, 2017

4 . その他

10月31日「中国洋上原子炉、完成間近」(Reuters.com, October 31, 2017)

ロイター通信は10月31日付けで、中国の洋上原子炉が完成間近であるとして、要旨以下のように報じている。

- (1) 中国初の洋上原子炉計画に関わっている、中国船舶重工業集団 (CSIC) の技術者によれば、洋上原子炉は間もなく完成する。北京は、洋上原子炉が新たな市場を獲得するだけでなく、洋上の石油天然ガス掘削リグや南シナ海の人工島に対する安定した電力を提供することによって、「海洋強国」になるという国家的野心を促進できることを期待している。CSIC の技術者は、時期は明言しなかったが、2020年以前には渤海湾の掘削リグに電力を提供できるようになるという。この洋上原子炉計画は、CSIC、中国海洋石油総公司 (CNOOC)、及び2つの原子炉製造会社、中国核工業集団 (CNNC) と中国広核集団 (CGN) によって進められている。
- (2) 専門家は、洋上原子炉の安全性と安全確保などに懸念を示している。米シンクタンク、The Carnegie Endowment for International Peace の Mark Hibbs 上席研究員は、「遠隔の洋上にある原子炉は、安全性、安全確保、経済性や補給などのあらゆる問題が懸念される。また、中国は洋上原子炉を護るために軍事プレゼンスを強化することで、南シナ海の紛争海域の軍事化が促進されることになろう。中国は、原子力エネルギーを、戦略的利益を促進する、優れて戦略的な技術と見なしている」と指摘している。

記事参照 : China close to completing first offshore nuclear reactor

Image: An illustration shows China General Nuclear Power Corporation's ACPR50S reactor, which appears set to become the one of the world's first floating nuclear reactors.

12月3日「イランのチャーバハル港、開港」(The Times of India.com, December 3, 2017)

イラン南東部のオマーン湾に面した戦略港、チャーバハル港の第1期拡張工事が完了し、12月3日にローハニ大統領が出席して、開港式典が行われた (第1期 Shahid Beheshti 港)。3億4,000万ドルの経費でイラン企業によって行われた第1期拡張工事によって、同港の貨物取扱量は、年間250万トンから850万トンに増強された。拡張工事によって5本の埠頭が建設され、その内2本は10万トン級のコンテナ船が接岸できるコンテナターミナルである。同港は、パキスタンの戦略港、グワダル港と国境を隔てて約80キロの位置にある。チャーバハル市には、国際空港とイラン海、空軍の基地もある。

インドは2016年5月に、2本の埠頭建設と周辺の経済特区を含むチャーバハル港の開発整備に5億ドル、また同港からアフガン国境に近いザーヘダーンまで、そこから更にアフガン国内までの650キロの鉄道や道路の関連インフラ建設計画に16億ドルを投資する計画である。チャーバハル港を通じて、インド国内からアフガン、中央アジア諸国に直接アクセス可能になり、既にインドは10月に、同港経由でアフガンに輸出する13万トンの小麦の一部を積載した最初の貨物船を出港させている。

なお、イランのメディアが12月28日付で報じたところによれば、イランは、チャーバハル港とパキスタンのグワダル港とのリンクを求める中国からの要請を受けたことを明らかにした。報道によれば、中国はグワダル港からの物資を域内の各地に輸送するためにチャーバハル港を利用することに関心を持っていると、イランに伝えたという。(Iran Front Page.com, December 28, 2017)

記事参照 : Iran inaugurates new extension to its main Arabian Sea port

12月9日「スリランカ、ハンバントータ港を中国に99年間貸与」(South China Morning Post.com, December 10, 2017)

スリランカ港湾庁 (SLPA) は 12 月 9 日、中国国営招商局港口控股有限公司 (CMPort) との間で、ハンバントータ港の運営権を 99 年間貸与する協定に調印した。CMPort は、SLPA との間で合弁企業を立ち上げ、株式の 70% を保有する。CMPort の出資額は 11 億 2,000 万ドルで、同港整備のために更に 6 億ドル出資する。これは、スリランカの 60 億ドルの対中負債を肩代わりする計画の一環である。ハンバントータ港は、2010 年に 15 億ドルの費用を投入して開港されたが、商業活動がほとんどないことから、負債を抱えていた。

スリランカ中央銀行が 12 月 26 日に公表したところによれば、CMPort の出資額は 11 億 2,000 万ドルの内、第 1 回分、2 億 9,210 万ドルが払い込まれた。(Colombo Page.com, December 26, 2017)

記事参照 : Sri Lanka hands over running of Hambantota port to Chinese company

Photo: The Hambantota port on Sri Lanka's southern coast.

5 . 北極海関連事象

5 - 1 主要事象

10 月 10 日「中国砕氷船『雪龍』、北極圏調査を終え、帰港」(China Daily.com, October 11, 2017)

中国極地研究所によれば、砕氷船「雪龍」は 10 月 10 日、8 度目の北極圏調査を終え、上海に帰港した。「雪龍」は 6 月 20 日に上海を出航し、83 日間にわたって 2 万カイリ、その内、海氷面を 1,995 カイリ航行した。今回の航行では北西航路と北極海中央の極点ルートを航行し、2012 年の北方航路に加えて、初めて北極海一周を完了した。調査隊の主任科学者は、「極点ルートを航行したのは、公海域での海洋調査が実施できるためである」と語った。同主任は、北西航路を航行し、カナダの 3 人の科学者と合同調査を実施したことで、北極海の科学調査におけるブランクの一部を埋めることができた、今回得た調査データは将来の商業航行に重要な情報を提供することになるだろう、と語った。また、同主任によれば、北極圏調査は通常 2 年に 1 回実施されてきたが、今後頻度を増やすという。現在、中国は局地調査のために初の国産調査砕氷船「雪龍 2」を建造中で、2019 年に完成する計画である。「雪龍 2」は、現在の「雪龍」の 1.1 メートルの砕氷能力に対して、1.5 メートルの砕氷能力を持つ。

記事参照：Science vessel returns from Arctic

10 月 30 日「中国の北極圏への進出、地域的規制基準の必要性を示唆 米専門家論評」(The Hill.com, October 30, 2017)

米シンクタンク、CNA Corp 副理事長 Mark E. Rosen と Hoover Institution 研究員 David Slayton は、10 月 30 日付の米議会紙、The Hill に、“China is seizing the geopolitical opportunities of the melting Arctic” と題する論説を寄稿し、中国は北極圏に対する積極的な投資活動を行っているが、資源開発と投資に関する北極圏における統一的基準が必要であるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 北極海の海氷の溶解が進むにつれ、石油、天然ガスそして様々な鉱物を含む天然資源開発の可能性や、海上輸送ルートとしての北極海へのアクセスの将来性に対して、様々な国、特にアジアの国からの関心が高まっている。北極圏の資源開発に当たっては、資源開発の加速による利益もリスクもともに受ける北極海沿岸 6 カ国—カナダ、アイスランド、グリーンランド、ノルウェー、ロシア及びアメリカ—による、統一された、あるいは少なくとも協調された対応が必要である。短期的には、輸入するにも輸出するにも海を経由しなければならないため、北極海は共有海域であり、従って、もし問題が生起すれば、沿岸 6 カ国は、人道支援や災害救助などのコストを負担する必要がある。北極圏では既に大規模な資源開発が行われているが、北極圏から資源を運び出すための道路、鉄道そして港湾といったインフラ開発は、資金調達の課題に直面している。
- (2) 問題は、どの国が、北極圏における資源開発とインフラの開発の資金を負担するのか。更に重要なことは、どのような方法で北極圏における開発の安全を確保するのか、そして北極圏の開発事業に固有のリスクにどのように対応していくかである。アメリカと他の 5 カ国は北極海沿岸域を共有しており、閉鎖海である北極海の何処かで事故が発生すれば、石油や天然ガスの開発現場の物理的境界をはるかに超えて悪影響を及ぼす可能性があることから、「どの国」が「何を」負担するかを問うことは重要である。不幸にも、北極圏における地域的な法的枠組みはほ

とんど空白状態であり、この種の国境を越えて影響を及ぼす事故に対処するための基準や法的プロセスは全くない。更にこの状況を複雑にしているのは、域外資本の投資である。

- (3) 北極圏における資源の分布は不均一であり、北極圏の開発や法的枠組みの整備に対する沿岸各国の政治的態度も同様である。CNAによる北極圏に対する域外資本の投資に関するによる調査は、北極圏への外国の直接投資が活発なペースで増加していることを示している。中国は、北極圏の特定の活動と北極諸国への主要な投資国である。2012年から2017年の7月までの間における、中国の北極圏の特別プロジェクトに対する投資は892億ドルを超えている。因みに、北極圏全体の経済規模は約4,500億ドルである。エネルギー、交通及びインフラ計画が最も多くの域外投資を集めた。この間、最も多くの域外投資を受け容れたのはロシアで、アメリカ、カナダが2番目と3番目であった。
- (4) これらの域外からの投資の経済的、政治的意味は重要である。例えば、グリーンランドに対する中国の投資は40億ドルで、額は少ないかもしれないが、グリーンランドのGDPの185%強を占める。これは、他の北極圏諸国に対する中国の投資—カナダに対する投資は同国GDPの3.8%、ロシア同2.1%、アメリカ同1.3%—に比して異常に高い。北極圏に対する域外国の直接投資の影響を真に理解するためには、各国独自の法的、経済的状況の視点からの検討が必要である。北極海沿岸6カ国における外国の直接投資に関する法的枠組みは、個々の投資（及びプロジェクト）が財政的に、または環境的にも健全で、かつ沿岸域を共有する他国の利益を保護する形を実施されることを保証するという点では、十分とはいえない。更に、最大の投資先の1つであるロシアは、依然として不透明である。ロシアは、法令を整備しているが、実際の規制実施は不透明で、全ての事業が公表通りに実施されているかについては、信頼度が低い。従って、ロシアの外国投資に対する規制は、ロシアの法令が規定する規制よりもはるかに弱い可能性がある。
- (5) ロシアのYamal LNG 輸出ターミナルやBelkomur 鉄道に対する大規模な投資に加えて、カナダの石油天然ガス会社Nexenを総額151億ドルで取得したことや、ロシア、カナダ及びグリーンランドでの鉱物資源取得に数十億ドルを投資したことなど、中国の資源戦略は、幾つかの要因—即ち、天然資源へのアクセス、代替輸送路、主要市場におけるプレゼンスと収益の確保—によって推進されている。中国はまた、Northern Lights Institute や China-Nordic Arctic Research Center などの研究構想を通じて、北極評議会などの政策フォーラムにおけるプレゼンスを強化している。外国資本と外国人労働者の大規模な導入は、受容国の政治的主権に影響を及ぼす可能性がある。これらの活動を通じた中国の着実かつ漸進的な進出は、気がつけば北極圏諸国が中国の鉱物資源開発や石油天然ガス開発業者に何時の間にか取り込まれている状況をもたらしかねない。
- (6) 中国は北極圏への投資に完全な法的権利を有しており、差別的扱いの対象とすべきではないが、最も低い規制基準の国家が無節操な業者を引き付けることにならないように、外国の投資とその透明性に関する客観的な地域的基準が必要である。そうした基準を実現するためには、数十年かかるであろう。しかしながら、「北極圏開発銀行」(an Arctic Development Bank)の創設といった、資金調達メカニズムに資源開発基準を組み込むことは、関係各国がそれらの資源を開発し、必要な北極圏インフラを開発するために、自国の主権的権利を追求することを可能にするであろう。

記事参照：China is seizing the geopolitical opportunities of the melting Arctic

10 月 30 日「北極圏におけるロシアの課題 ノルウェー専門家論評」(Eurasia Daily Monitor, October 30, 2017)

ノルウェー・オスロの国際平和研究所上席研究員 Dr. Pavel K. Baev は、10 月 30 日付の Web 誌、Eurasia Daily Monitor に、“Militarization and Nuclearization: The Key Features of the Russian Arctic” と題する論説を寄稿し、要旨以下のように述べている。

- (1) ロシアは北極圏に対する領有権を確保し、「征服する」欲望を増幅させているが、厳しい現実には直面している。10 月 26 日にスピッツベルゲンで 8 人が死亡した Mi-8 ヘリコプター事故はその典型例である。ノルウェーは 30 分以内に救助活動を発動したが、ロシアは状況がつかめず行動を躊躇し続け、救助隊が現場に駆け付けたのは 10 月 29 日であった。厳しい気象の中で地下資源の豊富なスピッツベルゲンのピラミダまで飛行を強行する理由などなかったはずであるが、ロシア政府はノルウェー群島域へのプレゼンスの維持に執着している。ロシアのラブロフ外相は最近のバレンツ会議で、ノルウェーはスピッツベルゲンでのロシアによるヘリコプターの運航などを含む活動を規制している、と非難した。ロシアの国防相もまた、ノルウェーが北極圏でのロシアの利益、特にスピッツベルゲンにおける利益を脅かしていると咎めている。
- (2) ロシアは、自国の利益が外部から脅かされていると主張して、北極圏での自国の軍事力の増強を正当化している。ロシア北方艦隊は、一連の Zapad 2017 演習で、東シベリア海のコチュリヌイ島に新設した基地からバレンツ海のノヴァヤゼムリア島とフランツヨーゼフランド諸島に至るまでの地域で、ミサイル攻撃に支援された両用作戦などを実施した。2014 年に創設されたロシアの北極コマンドは、北方航路 (NSR) の防衛態勢の強化を目指しているが、最大の問題は老朽化したインフラである。ロシアの原子力砕氷船隊を保有する国営原子力企業「ロスアトム」は、NSR に対する管轄権の掌握を試みてきたが、連邦運輸省は省益を固持している。また、10 月に実施された長距離爆撃機、ICBM 及び戦略原潜 (SSBN) の戦略核戦力 3 本柱を含む、ロシア戦略部隊の演習は、モスクワにとっての北極圏戦域の重要性を誇示するものであった。ロシアは、中国が北極圏にシンボリックなプレゼンスを強め、北極海沿岸 5 カ国の独占状態を打ち破る機会を視野に入れて、調査や北極圏におけるインフラ計画への投資を進めつつあることを承知している。現在までのところ、北京の最大の成果はヤマル天然ガス計画への参画で、ここからの最初の天然ガスが 11 月に中国の輸送されることになっている。2016 年の中国の投資は破産しかけていた同計画にとって救いとなったが、中国は現在、配当金に対する課税の削減を求めている。ロシアは、軍事力を誇示することによって、中国の北極圏への漸進的進出に対処できると期待しているのかもしれない。
- (3) しかしながら、経済が停滞する中で、ロシアが今後、軍事力を背景とした政策に依存できるかどうかははなはだ疑問である。2018 年～2020 年度までの予算草案では、支出の大幅な削減が見込まれており、軍高官の激しいロビー活動にも関わらず、国防予算も削減されることになる。大幅な予算増が見込まれる唯一の分野は、プーチン大統領の指示による計画のみである。これらには、サハリン島と本土を結ぶ橋の建設という巨大プロジェクトが含まれるかもしれない。一方で、1976 年にサハリン島近くで墜落した Tu-95 爆撃機からの核爆弾の回収や、コラ半島における膨大な量の核廃棄物の処理などは、大統領の大きな関心事項ではないようである。
- (4) 北極圏におけるあらゆる事業に伴う問題は、これらの事業は現在のところ採算がとれておらず、国家予算からの資金割当てに依存しているということである。資金が不足しているにも関わらず、それに伴って政治的期待度が低められるどころか、軍事演習など示威行為を繰り返して

いる。補給や補修といった分野が予算削減の主たる対象だが、前述のスピッツベルゲンでの悲劇がこうした分野の予算削減のリスクを示唆している。こうした予算削減のリスクはロシア軍に顕著であり、シリアやロシアのカルーガ地方の基地での戦闘機や爆撃機の墜落事故などはほとんど報道されていない。また、厳しい環境の北極圏において、未完成の軍事基地や、コラ半島に集中している核兵器、原子炉、核廃棄物などが危険に晒されている。プーチン大統領は北極圏の手つかずの自然に思い入れがあるかもしれないが、北極圏の超大国としてのロシアの地位を高めたいとする彼の願望は、多くの人命を危険に晒すことになるだろう。

記事参照 ; Militarization and Nuclearization: The Key Features of the Russian Arctic

11 月 3 日「中国の大型浚渫船、進水」(South China Sea Morning Post.com, November 3, 2017)

香港紙 South China Sea Morning Post (電子版) が 11 月 3 日付で報じるところによれば、中国は 11 月 3 日、新たに建造した世界の最先端を行く大型国産ポンプ浚渫船「天鯤号」の進水式典を江蘇省啓東で実施した。「天鯤号」は、全長 140 メートル、全幅 27.8 メートル、最大掘削深度 35 メートルで、標準浚渫能力は毎時最大 6,000 立米に達し、海底の岩石や土砂を吸い上げ、パイプラインで埋め立て地に投入できる。同船は、最新の測位システムと自動コントロールシステムを装備している。一部の中国メディアは「アジア最大の人工島造成船」と評している。中国は、過去 10 年間に浚渫船建造に重点的に投資してきており、2006 年以来、推定 200 隻が建造された。今や、中国は世界最大の浚渫船建造国の 1 つであり、毎時最大 4,500 立米の浚渫能力を持つ、浚渫船「天鯨号」が南シナ海での人工島造成に威力を発揮してきた。

記事参照 : Launch of Beijing's new dredger may spark concerns of renewed island building in South China Sea

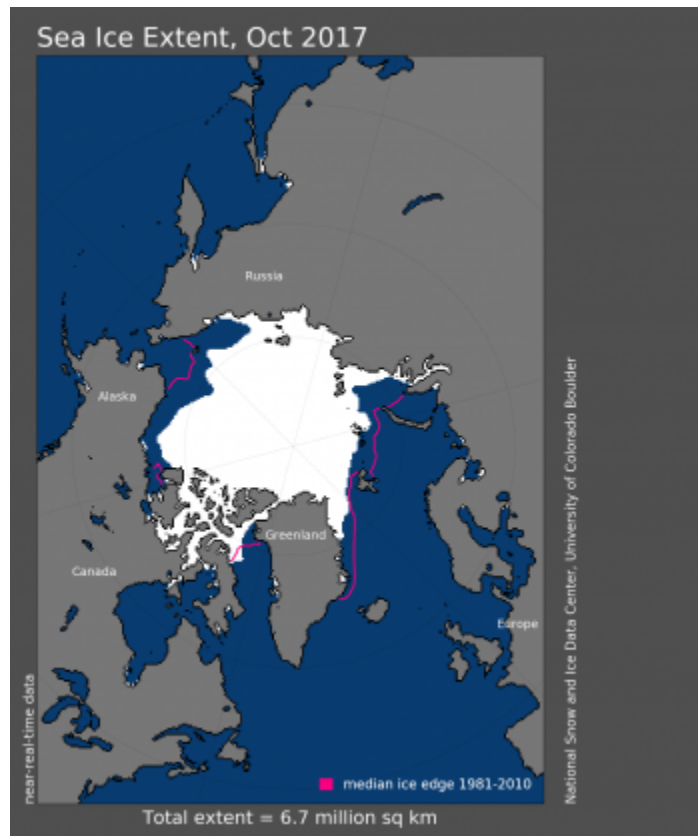
画像 : 「天鯤号」

5 - 2 海水状況

以下は、米国の The National Snow and Ice Data Center, University of Colorado の HP に掲載された、北極海の海氷についての衛星観測データ・月間状況分析（英文タイトルを含む）である。

10月の海氷状況

2017年10月の状況：Freezing in the dark



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2017/11/freezing-in-the-dark/>

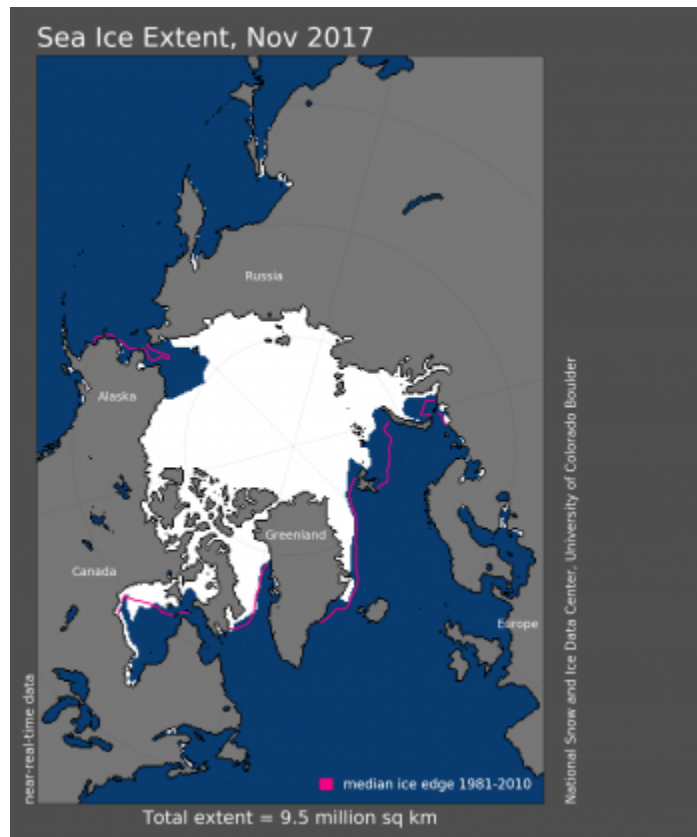
※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981年～2010年の期間における10月の平均的な海氷域を示す。
+は北極点を示す。

10月の海氷面積の月間平均値は671万平方キロで、1981年～2010年の期間における5月の平均値を164万平方キロ下回った。10月の海氷面積としては、2012年10月の最小記録よりは82万平方キロ上回ったが、1979年～2017年の衛星観測史上、5番目に小さかった。10月末までに、全面的に海氷に覆われていたラプテフ海を除いて、北極海の大部分の海域での海氷面積は平均値を下回っていた。10月中の海氷面積の拡大は、ボーフォート海、東シベリア海、及びラプテフ海とバフィン湾内において最も大きかった。チュクチ海、カラ海及びバレンツ海では、海氷面積の拡大はよりスローペースであった。東グリーンランド海でも、海氷面積の拡大は平均値を下回った。

925hPa レベル（海面上ほぼ3,000フィート）での10月の大気温度は、北極海の大部分の海域で平均値を摂氏2度～4度上回り、また東グリーンランド海上空では平均値を最大摂氏7度上回った。

11 月の海氷状況

2017 年 11 月の状況 : Record low extent in the Chukchi Sea



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2017/12/record-low-extent-in-the-chukchi-sea/>

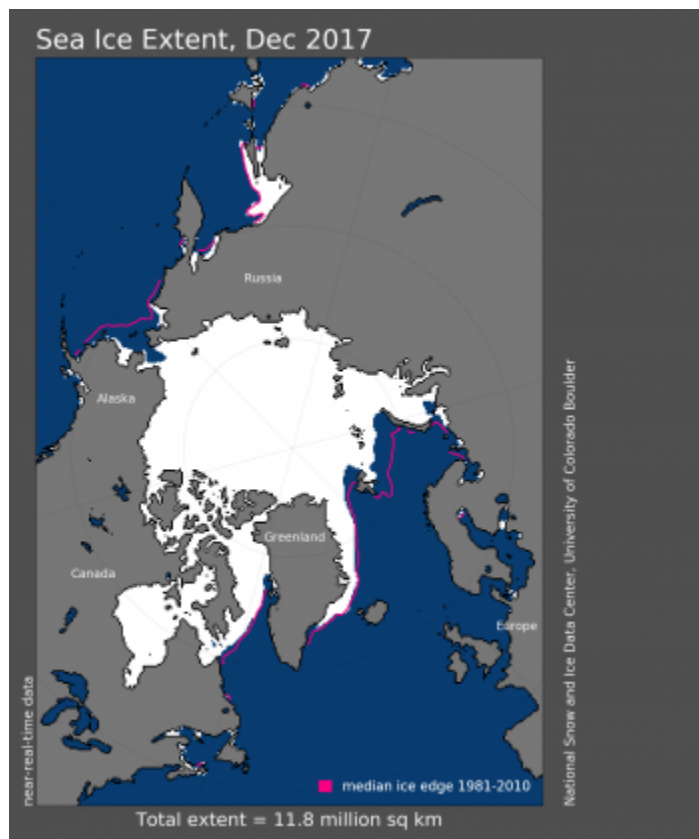
※実線 (median ice edge) は、新たな基準値、1981 年～2010 年の期間における 11 月の平均的な海氷域を示す。
+ は北極点を示す。

11 月の海氷面積の月間平均値は 946 万平方キロで、1981 年～2010 年の期間における 11 月の平均値を 124 万平方キロ下回った。11 月の海氷面積としては、2016 年 11 月の最小記録よりは 83 万平方キロ上回ったが、1979 年～2017 年の衛星観測史上、3 番目に小さかった。11 月末までに、北極海の大西洋側、特にバレンツ海とカラ海において海氷面積は平均値を下回り、ハドソン湾西部では平均値をやや上回り、チュクチ海では平均値をかなり下回った。

925hPa レベル (海面上ほぼ 3,000 フィート) での 11 月の大気温度は、北極海のほぼ全域で平均値を上回り、特にチュクチ海とスヴァールバル諸島北部では平均値を摂氏 6 度以上上回る場所もあった。

12 月の海氷状況

2017 年 12 月の状況 : Baked Alaska and 2017 in review



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2018/01/baked-alaska-and-2017-in-review/>

※実線 (median ice edge) は、新たな基準値、1981 年～2010 年の期間における 12 月の平均的な海氷域を示す。

12 月の海氷面積の月間平均値は 1,175 万平方キロで、1981 年～2010 年の期間における 12 月の平均値を 109 万平方キロ下回った。12 月の海氷面積としては、2016 年 12 月の最小記録よりは 28 万平方キロ上回ったが、1979 年～2017 年の衛星観測史上、2 番目に小さかった。12 月末までに、北極海の極北海域とバレンツ海では海氷面積は平均値を下回ったが、ハドソン湾西部では平均値をやや上回り、ベーリング海とチュクチ海では引き続き平均値を下回った。グリーンランド東岸とオホーツク海の海氷面積は平均値に近かった。

925hPa レベル (海面上ほぼ 2,500 フィート) での 12 月の大気温度は、北極海全域で平均値を摂氏 2 度～6 度上回った。アラスカ中央部では平均値を摂氏 10 度以上上回り、スヴァールバル諸島とシベリア中央部では平均値を摂氏 6 度近く上回るなど、特に気温の高い地域があった。一方、東シベリアでは、平均値を摂氏 2 度～3 度下回った。

・解説

スターリンの時代のソ連が推進した大海軍建設について

前海上保安大学校 基礎教育講座 講師（ロシア語） 丹下博也

はじめに

スターリン、この人物は、ソ連の国家指導者として有名である。そして、彼が戦艦と重巡洋艦の建造に意欲を示しながらもそれは未成に終わったとの情報は我が国でも知られていた。しかし、前述の建造は、当時のソ連によって推進された大規模な海軍建設（以下、「大海軍建設」という）の枠内において実施されたものの、同建設は、これまで我が国ではロシア連邦（以下、「ロシア」という）側の資料によっては把握されていなかったように思う。従って今回、実際これに、つまりは当事国の資料に基づく前述の建設の概要調査に着手し、さらにはその概要に考察を加えた。その結果が本稿と言える。なお、本稿中のカッコ内は筆者注釈である。また、海軍を調査研究するとの観点からするならば、同軍が有していた航空兵力に関しても言及しなければならないところであるが、本稿は、専ら海洋政策の観点からの調査研究を目的とするものであるため、同兵力については紙幅の関係で割愛している。本稿は筆者個人の研究者としての考えを述べたものであり、所属組織の見解ではない。

1. スターリンの時代のソ連が推進した大海軍建設の概要について

本章では、スターリンの時代のソ連が推進した大海軍建設の概要を把握するが、まず、前提条件として、彼が如何なる人物であったのかを説明したい。

ヨシフ・スターリン（本名ヨシフ・ジュガシヴィーリ）は、1879年12月、グルジア（現在のジョージア）のゴーリに生れた。思想上の問題から神学校を退学処分となった後には、職業革命家となり、1912年、共産党中央委員会委員となってからは、「スターリン」（「鋼鉄の人」との意）との姓名を名づけた。ロシア革命（1917年）までは逮捕、流刑、逃亡を繰り返したものの、1924年におけるレーニンの死後、相次いで政敵を排除し、独裁体制を固めるとともに、1928年からの5か年計画により工業化を強行。1936年に制定された所謂「スターリン憲法」の起草を指揮したが、その前後から膨大な数の国民が投獄、処刑される「大粛清」が、彼の意思により開始された。1941年には人民委員会議議長（首相）の地位をも兼ね、第二次世界大戦では国家防衛委員会議長、ソ連邦軍最高総司令官として戦争を指揮し、勝利したが、1953年に死去した。

この略歴を念頭に置きつつ、前述の建設が如何なるものであったのかを、戦艦、重巡洋艦、そして空母（以下、これらを総称して「大型艦」という）の建造に留意しつつ見てゆく。ロシア側の三つの資料、つまりはソ連における巨大戦艦の歴史に関する資料¹、第二次世界大戦前までの同国の海洋政策に関する資料²、さらには戦後におけるソヴィエト・ロシアの大海軍の歴史に関する資料³に基づきつ

1 Балакин С., Линкоры-гиганты.

参照： <http://flot.com/history/branches/nk/giants.htm> (アクセス日, 2017年7月19日).

2 Грибовский Ю.В., Морская политика СССР и развитие флота в предвоенные годы. 1925-1941 гг., ООО Военная Книга, 2006.

つ述べるのであれば、それは次のようなものとなる。まず、いつからソ連では大海軍建設が始まったと見るかであるが、注 1 と注 2 の資料によるならば、それは、「海軍艦艇大建艦」プログラム (программа «крупного морского судостроения») が、スターリンの同意と共にソ連邦勤労防衛会議により承認された 1936 年 7 月であると判断する。そして、同プログラムにより、1937 年から 1941 年にかけてソ連には、「А (アー)」型戦艦 8 隻、「В (ベー)」型戦艦 16 隻、軽巡洋艦 20 隻、嚮導艦 17 隻、駆逐艦 128 隻、潜水艦 344 隻を内訳とする計 533 隻からなる海軍が建設されることが予定された⁴。私見ながら、この 1936 年が、前述の略歴のところで述べた「スターリン憲法」制定の年と同じであることが興味深い。察するに、国家の頂点に立った人物が、海に目を向けたということなのであろう。ならば、何故目を向けたのか、つまりは何故スターリンが大海軍建設の必要性に目覚めたのかという疑問が当然の如く湧いてくる。しかし、注 1 と注 2 の資料によるならば、その理由は明確ではなく、ドイツ、日本による脅威が増大したため⁵、一連の国が大型艦の建造に乗り出したためといった記述しか見当たらないのであるが、ここで筆者としては今述べたこと、つまりは、国家指導者と海という二つの存在の関連性に注目したい。何故ならば、この関連性から思い出されるのは、帝政ロシア、ソ連、そして現在のロシアにおいて、正規のロシア陸海軍の創設者として一貫して評価されているピョートル大帝の存在だからである。しかも、同大帝が治世していた 17 世紀末期、ロシアにとっては、海を通じ対外的に覇権を求め、国際的舞台における自国の役割の向上が志向された時代であった。従って、スターリンがそのようなピョートル大帝の時代に倣いたいと考えたとした場合、前述のプログラムに対する同意は、次なるピョートルになるべく、海洋国家、少なくとも海軍国としてのソ連の発展を望んだことによるものと言えるのではなからうか。また、ロシア側の情報によるならば、スターリンは、国民に対し自分の偉大な姿を過去のロシアの国家指導者に重ねさせるため、ピョートル大帝を主人公とした映画を製作させたとのことであり⁶、ここにも、スターリンの強い考え、願いが見て取れる。さらには、このように考えるならば、1936 年における大海軍建設に対するスターリンの意志は硬かった、と言うよりも、大海軍建設の指導者は彼であったと断言して構わないはずなのである。続いて、1936 年のプログラム承認以後の前述の建設の概要に関して、大型艦に留意しつつ述べるのであれば、それは次のようなものとなる。注 1 の資料によるならば、「1936 年 8 月、『А』型 (プロジェクト 23) 戦艦、『В』型 (プロジェクト 25) 戦艦の設計に際する技術的要件が承認されたが、後者は、『プロジェクト 69』重巡洋艦の建造を実現化するために廃棄された。その代わり、『А』型戦艦は大きなものとなっていった」とのことであり、「その後、『海軍艦艇大建艦』プログラムは見直された。1938 年 2 月にスターリンにより承認された新たな『大建艦プログラム』[«Большая судостроительная программа»]において、『В』型『小型』戦艦は既に姿を消し、その代わり、プロジェクト 23 の『大型』戦艦の数は、8 隻から 15 隻に増加された」とのことでもある(この時点で予定されていた総隻数は、空母 2 隻を含め 424 であった⁷)。さらに、同資料によるならば、同年 7 月 15 日、レニングラード市 (現在のサンクトペテルブルク市) のバルト工場において「А」型戦艦のネームシップ「ソヴィエツキー・ソユーズ」(「ソヴィエト連邦」との意) が起工され、続

3 Егоров Ю., Самый большой флот в мире.

参照 : <http://flot.com/history/interesting/largest.htm?print=Y> (アクセス日, 2017 年 7 月 28 日).

4 前掲注 2, 33 頁.

5 前掲注 2, 27 頁.

6 Алексеев М., Петр I : последний царь и первый император 295 лет назад Россия официально стала империей. 参照 : <http://svpressa.ru/post/article/159968/> (アクセス日, 2017 年 7 月 26 日).

7 前掲注 2, 36 頁.

いて四番艦までが起工されたとのことであるが、同戦艦は、起工直前において、設計図上どのようなものであったのか、注 1 の資料によるならば、それは次のようなものであったとされる。我が国の戦艦「大和」は、満載排水量 72810t、全長 263m、主要兵装 460mm 砲 9 門であった。

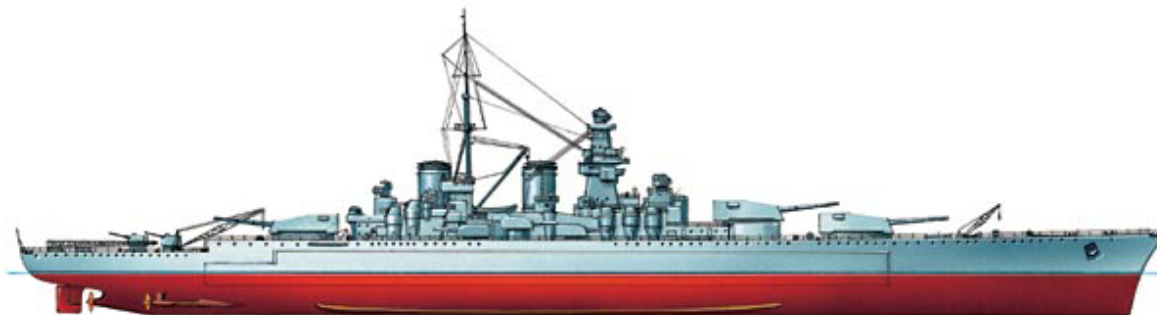


図 1 「プロジェクト 23」戦艦「ソヴィエツキー・ソユーズ」
満載排水量—65150t、最大長—269.4m、最大速力—29kt、主要兵装—406mm 砲 9 門

そして、「ソヴィエツキー・ソユーズ」の建造が始まった後、1939 年 4 月には、ニコラーイ・クズネツォーフが海軍人民委員に任命され、同人民委員は、同年 8 月、スターリンらの政府首脳に対して「労農海軍建艦 10 年計画」（«10-летний план судостроительства кораблей РКВМФ»）を提出した⁸。同計画は、計 699 隻の艦からなる海軍が建設されるという過去最大のものであったが、本稿において着目している大型艦を見た場合、戦艦 15 隻、重巡洋艦 16 隻、加えて空母 2 隻ということで 1938 年のプログラムとほぼ同じである。そして、この 1939 年については、注 1 の資料によるならば、「プロジェクト 69」重巡洋艦、つまりは「クロンシュタット」と「セヴァストーポリ」が起工されたことを挙げることができる。この艦について興味深いのは、注 2 の資料における「305mm 砲を搭載した重巡洋艦は、[1938 年から] スターリンの特別の愛をこの彼が亡くなるまで受けた」との記述であろう⁹。「プロジェクト 69」艦は、正にこの 305mm 砲を搭載することとなっていた艦である。それではここで、「プロジェクト 69」重巡洋艦が起工直前において、設計図上どのようなものであったのか、注 1 の資料によるならば、それは次のようなものであったとされる。

8 前掲注 2, 40-45 頁.

9 前掲注 2, 39 頁.

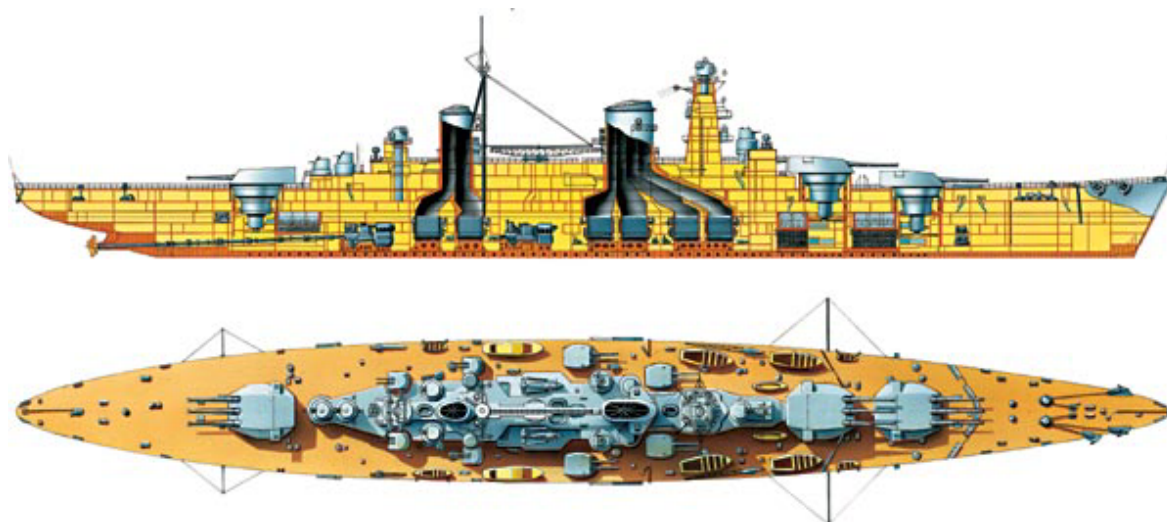


図 2 「プロジェクト 69」重巡洋艦「クロンシュタット」

満載排水量－41540t、最大長－250.5m、速力－33kt、主要兵装－305mm 砲 9 門

続いて、1939 年から後の建艦プログラム及び計画を見るならば、1940 年 7 月、クズネツォーフ海軍人民委員により承認された「1940 年から 1942 年における海軍建艦計画」（《План судостроительства кораблей ВМФ на 1940-1942 гг.》）に大きな変化を見ることができる¹⁰。同計画により、1938 年から 1942 年にかけての第三次 5 か年計画において建造中であった計 330 隻の艦艇のうち、210 隻が 1942 年 1 月 1 日までに戦列に加わることとされたのであった。また、同計画においては、前述の 330 隻のうち、戦艦は 15 隻から 6 隻に減じられ、重巡洋艦は 16 隻から 4 隻に減じられ、加えて空母が削除されたこと、さらには、前述の 210 隻の中には、戦艦と重巡洋艦が含まれていなかったことに注目すべきであろう。そして、この 1940 年の計画が最終的なものとなったまま、ソ連海軍は、1941 年 6 月におけるドイツ軍の侵攻により、第二次世界大戦に突入してゆくこととなる¹¹。また、「プロジェクト 23」戦艦と「プロジェクト 69」重巡洋艦のその後について、前者の建造は、前述の大戦により阻まれたとのことであり、開戦の時点での工程は、最も進んでいた「ソヴィエツキー・ソユーズ」の場合、約 21%であったという¹²。後者の建造については、注 1 の資料によるならば、「やはり仲間であった「ソヴィエツキー・ソユーズ」型と同じ運命を辿ることとなった」とのことであり、前述のドイツ軍の侵攻の時点での工程は、約 12%であったとされる。つまり戦前、ソ連が建造を開始した大型艦は、全て未成に終わったのであった。第二次世界大戦中のソ連海軍については、水上艇を除き、開戦の時点で計 272 隻の勢力であったことが分かる¹³。その中でも、本稿において着目している大型艦について見るならば、戦艦 3 隻であったが、その 3 隻とは、帝政ロシア時代に建造された戦艦に近代化工事を施したものであったことを付記しておく¹⁴。それからは戦後となるが、注 3 の資料によるならば、「ソ連邦海軍総司令部の提案により（本質的にはスターリン個人の

10 前掲注 2, 49 頁.

11 前掲注 2, 52 頁.

12 前掲注 2, 64 頁.

13 前掲注 2, 36 頁.

14 前掲注 2, 64 頁.

考えにより）、1946 年の 10 か年計画に基づき、戦艦 8 隻、重巡洋艦（実際には巡洋戦艦）10 隻、巡洋艦 84 隻、空母 12 隻、駆逐艦 358 隻、そして潜水艦 344 隻の建造が計画された」とのことである。さらに、同資料によるならば、その後、「1946 年 10 月には、修正された 1946 年から 1955 年における軍用建艦 10 か年プログラム〔десятилетняя програма военного кораблестроения на 1946-1955 гг.〕が承認された」とのことでもあり、特に建造を展開すべきとされたのが、「プロジェクト 82」重巡洋艦、換言するならば「スターリングラード」型重巡洋艦 4 隻、軽巡洋艦 30 隻、駆逐艦 188 隻、潜水艦 367 隻であったことが分かる。また、注 1 の資料によるならば、「1950 年 3 月に開かれたプロジェクト 82 重巡洋艦の検討会においてスターリンは、35kt までの速力を求めた」とのことであり、1951 年から 1952 年にかけて、「スターリングラード」をネームシップとする 3 隻の艦が起工されたものの、1953 年、彼の死後に建造は中止されたとも述べられている。中止された理由が、高価であり、戦術的意義が全く不明瞭とするのは、それまでの国家指導者に対して言うことができなかった周りの関係者達の本音といったところであろう。つまりは戦後、ソ連が建造を開始した大型艦も、戦前の場合と同様に未成に終わった。それではここで、やはり、「プロジェクト 82」重巡洋艦が起工直前において、設計図上どのようなものであったのか、注 1 の資料によるならば、それは次のようなものであったとされる。

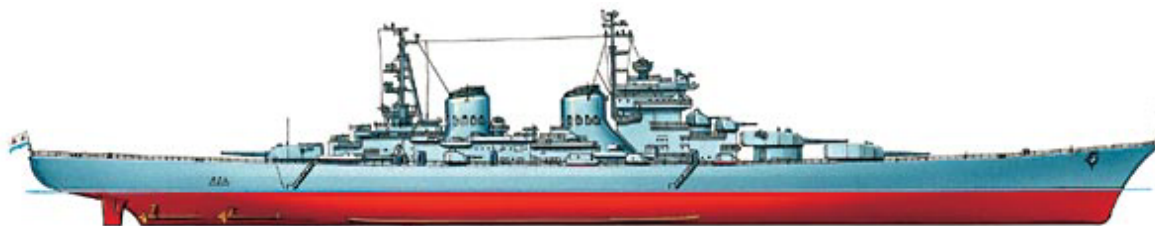


図 3 「プロジェクト 82」重巡洋艦「スターリングラード」
満載排水量—42300t、最大長—273.6m、速力—35.2kt、主要兵装—305mm 砲 9 門

主要兵装が 305mm 砲であることは、脚注として注 9 を付した部分で述べたことを思い出すのであれば、興味深い。大口徑砲を搭載した重巡洋艦に対するスターリンの思い入れの深さを痛感する。そして、このスターリンの死去をもって、彼個人の考えにより推進された大海軍建設は終了したと言える。何故ならば、注 3 の資料には、「1949 年のソ連邦における核実験、ミサイル兵器の急速な発展、米国における原子力潜水艦の開発、さらにはスターリンの死去が、ソ連邦における巨大水上艦の建造の中止とソヴィエト原子力ミサイル潜水艦隊設立の始まりの原因となった」と述べられているからである。なお、前述の資料によるならば、ソ連海軍は、スターリンが死去する 1953 年を含むこととなる戦後 10 年の間に水上艦（巡洋艦、駆逐艦、警備艦）約 200 隻と通常動力の潜水艦 272 隻を就役させたことを付記しておく。それでは、本章の最後に、大海軍建設において建造に着手されることのない空母、同艦の保有に関してスターリンと海軍首脳部（筆頭はクズネツォーフ）との間に考えの相違があったことについて述べる。これまで使用してきたロシア側の資料によるならば、注 1 と注 2 の資料の中に「スターリンは空母を過小評価した」との記述がある¹⁵。そして、注 2 の資料によるな

15 前掲注 2, 28 頁.

らば、1927 年、ソ連海軍には練習艦「コムソモーレッツ」を空母に改造する計画があったとのことであり¹⁶、また、これに端を発し、同軍が空母の重要性を認識し、プロジェクトをも立案し、同艦の保有を常に望んでいたことが理解できる¹⁷。従って、この建造が実現化しなかったからには、戦艦と重巡洋艦、特に後者を愛してやまなかった前述の国家指導者の反対があったと見るべきなのであろう。では何故、スターリンは空母を嫌い、同艦の必要性を認めなかったのかに関してであるが、その理由については、ロシア側の資料を見ても、明確な記述がないのが現状と言える。だが、筆者は、その理由とは、戦術的又は戦略的な思考に基づくものでもなく、案外単純なものであったのではないかと考えている。つまりは、スターリンが海事・海軍の専門家ではないとの前提に立つのであれば¹⁸、極度の大型巨砲主義者であった彼にとって、広大な飛行甲板のみが目立つ空母は、戦闘単位として極めて頼りない存在としか見えなかったのではないかと考える。

2. 考察

(1) 本論としての考察

本節では、前章で述べた大海軍建設の概要に基づき、同建設に関する考察、そして、同建設に関連した考察を述べる。

それでは、大海軍建設に関して考察する。この場合、まず前章の概要から求められるべきは、同建設が成功したのか否かという判断であろう。1927 年から第二次世界大戦開戦の直前まで、つまりは約 14 年の間に、ソ連海軍には 312 隻の艦が引き渡され、そのうちの 4 隻は巡洋艦、30 隻は駆逐艦、6 隻は砲艦であったが¹⁹、時間的な間隔、さらには前章でも述べた開戦の時点でのソ連海軍の勢力をも考慮するならば、これらの隻数が、前章で述べたどの建艦プログラム及び計画で掲げられた目標となる隻数にも及ばないものであったことは明らかである。そして、「このような [312 隻という] 成功にもかかわらず、『大海軍』建設プログラムへの着手が 1936 年と遅いものであったことが、数多くの施設における生産力の低下、さらには〔後述することとなる〕『大粛清』の否定的結果と相俟って、海軍が革命前のレベルにすら復活することを許さず、最新の戦争を遂行するための軍備の質のレベルを確保することを許さなかった」と述べられているのは興味深い²⁰。この後、「プロジェクト 23」戦艦と「プロジェクト 69」重巡洋艦が未成に終わることは、前章で既に述べたとおりである。次には戦後について、やはり前章で述べたところではあるが、注 3 の資料によるならば、大戦直後におけるソ連の建艦に関する計画（1946 年）で掲げられた 1955 年に達成すべき目標（修正後のもの）が、重巡洋艦 4 隻、軽巡洋艦 30 隻、駆逐艦 188 隻、潜水艦 367 隻であったのに対し、実際に就役させることができたのは、水上艦（巡洋艦、駆逐艦、警備艦）約 200 隻と通常動力の潜水艦 272 隻であったことが分かる。単純に隻数を比較するならば、戦後 10 年となっても、ソ連では、「プロジェクト 82」重巡洋艦は言うに及ばず、全てが建艦の目標となる隻数を達成できなかったのであった。そして、前述の就役数を考慮しつつ、前章で述べた修正前の計画において掲げられた目標の隻数を思い出すのであれば、同計画がどれだけ現実離れしたものであったのかが痛感される。戦前・戦後のこの状態によるならば、筆者は、スターリンの時代のソ連が推進した大海軍建設は失敗したものと判断する。確

16 前掲注 2, 13 頁.

17 前掲注 2, 34,36, 65 頁.

18 前掲注 2, 28 頁.

19 前掲注 2, 52 頁.

20 前掲注 2, 52 頁.

かに、前述の建設の最中に第二次世界大戦が起こり、ソ連では陸戦が主体となり、海軍は陸軍を支援する側に回らざるを得なかったため、外洋海軍を志向することができなかったのは事実であろう。しかし、スターリンが熱望したとされる戦艦と重巡洋艦のみならず、海軍が熱望したとされる空母も、彼が亡くなるまで、実際に就役することはなく、同国が望んだ大海軍が建設されなかったのもまた事実である。では何故、大海軍建設は失敗したのか、その原因について考えてみたい。これに際して、まず思いつくのは、今まで述べてきた目標と現実のギャップからして建設自体に無理はなかったのかという疑問である。その観点に立ち調査するならば、注 2 の資料において 1940 年の計画の立案に際して、それまでのものが、自国の現実的な生産力を考慮したものではなく、壮大なものであったと述べられていることに注目すべきである²¹。この記述の正当性については、もはや疑うまでもないが、前述の資料において、これに関連して更に注目すべきは、スターリンを始めとした政府関係者が、1936 年と 1939 年の時点において、先行きの見通しに関して楽観的であったと述べられていることであろう²²。このことは、戦前における大海軍建設が、失敗の宿命を負うこととなった原因と考える。そして、建艦に関する計画に対するソ連首脳部の見通しが甘かったということは、先に述べた 1946 年以後、つまりは計画が修正される前からの状態を見るのであれば、戦後についても同様であったと考える。また、無理はなかったのかという観点から戦前における大海軍建設の流れを見た場合、注 1 と注 2 の資料の中に散見されるのが、当時のソ連における最新の技術力の不足、換言するならば、同技術力の外国への依存である。この問題は、大型艦建造に際して特に顕著となって現れるものと考えるが、注 1 の資料における例を挙げるならば、次のとおりとなる。

- ・ 新型戦艦の設計に際しては、当初はイタリアの、後には米国の専門家を招かねばならなかった。
- ・ 新型戦艦の船体に関して、中央部にはイタリア型のものが、端部には米国型のものが採用された。
- ・ 「ソヴィエツキー・ソユーズ」の主機には、英国の会社の物が採用された。
- ・ 戦艦の装甲の発注に関する交渉相手は、ドイツのクルップ社であった。
- ・ 重巡洋艦「クロンシュタット」の兵装に関する取引先はドイツであった。

つまりは、戦前においてソ連は、戦艦、重巡洋艦を独力では建造できなかったという実態が浮かび上がってくる。この問題に関し、注 2 の資料に述べられている主な例として、イサーコフ海軍人民委員第一代理を代表とする使節団が 1939 年に外洋航行が可能な最新型艦を獲得又は発注するために渡米したものの不調に終わったこと²³、さらには同年、クズネツォーフが防衛委員会に対して、艦建造で使用される装備品の輸入を申請したことを挙げることができる²⁴。注 1 と注 3 の資料を見るならば、「プロジェクト 82」重巡洋艦に関し、最新の技術力が不足していたと解釈される記述は見受けられないが、それは、ソ連における技術の進歩を意味するというよりは、東西冷戦を迎えた同国にとって、もはや、西側諸国からの正式な援助が望めなくなったためと考える。続いては、前章の冒頭、スターリンの略歴で述べたとおり、彼が独裁者であったことに目を向けることとしたい。何故ならば、そのような強大な権力を持った人物であったからには、その行動は、大海軍建設に大きな影響を与えたはずである。注 2 の資料によるならば、前述の建設に関してスターリンがとった行動とは、次のとおりであった。

21 前掲注 2, 49 頁.

22 前掲注 2, 34, 45 頁.

23 前掲注 2, 45 頁.

24 前掲注 2, 48-49 頁.

- ・1936年、スターリンは、「事前の承諾なしに」海軍の艦隊司令官を個別に執務室に呼び出し、どのような艦とどのような軍備を造らなければならないのか、そして、戦時においてその艦は、まずどのような敵に遭遇することになるのかという旨の質問を投げかけた。その後、これに対する回答を得たスターリンは、司令官を退室させるに際して、「あなた自身は、自分にとって何が必要なかをまだご存知ではないようですね」とコメントした²⁵。
- ・1937年、国防人民委員部と海軍人民委員部の指揮を実際に実施したのはスターリン自身であったが、彼は、原則的な諸問題の解決の詳細に個人的に介入してきた²⁶。
- ・1938年に開かれた会議において、進行中の大海軍建設が抱える諸問題に関してスターリンは、数多くの海軍軍人達の考えを聞いたが、将来の海軍の規模、構成要素、作業の集中的実施に関して同建設が抱える原則的な諸問題は検討されなかった。何故ならば、前述の規模等は既に「党の決定」として採択されていたからである²⁷。

これら三つのことが事実であるとするならば、とにかく当時、スターリンの周りにいた関係者達は、彼に対する対応にかなり苦慮したのではないか。これまで本稿において、海軍の代表者として取り上げてきたクズネツォーフに関する資料を見ても、彼がスターリンには身を張って接していたことが分かる²⁸。国家の頂点に立つ人物が、その強大な権力と共に個人行動を始めたならば、国内に混乱が生じるのは当然であり、このような状態が大海軍建設に良い影響を与えなかったのも当然であるに違いない。また、前述の行動は、いずれも戦前のものであるが、戦後となっても、スターリンの個人行動には、歯止めが掛からなかったものと判断する。何故ならば、「プロジェクト 82」重巡洋艦のネームシップの艦名が、前述の人物の姓を冠した都市名、つまりは「スターリングラード」（現在のヴォルゴグラード市）であったことを見るように、スターリンに対するソ連国内での個人崇拜は続いていたからである。つまりは、大海軍建設を失敗へと導いたのは、同建設を承認し、指導する側にいたスターリン自身であったと言える。そして、このスターリンに関連し、注2の資料では、前述の建設を失敗へと導いた原因として、本稿では前章の冒頭等でも既に述べたところではあるが、彼が引き起こした「大粛清」（《большой террор》）の存在が、数回にわたり指摘されている²⁹。同資料の中の一節によるならば³⁰、1936年8月、スターリンは、政敵であったジノーヴィエフとカーメネフを処刑した後、内務人民委員部の指導部を一新し、ソ連の社会では、産業における「人民の敵」、「害敵」の摘発が始まったとのことである。さらに前述の節によるならば、その摘発は、造船業界にも及び、1937年6月からは、海軍指揮官にも及び始めたとのことでもある。同節の末尾では、「経験を積み、有能であった海軍軍人ヴィクトロフとガッレルは、数多くの者が逮捕される中であって、海軍建設の諸問題解決において能力と自主性を十分には発揮できなかった」と述べられているが、前述の海軍軍人達の実事上の前任者となる2人が、「大粛清」により共に死去することとなった事情を考えるならば、その深刻さが理解できよう。スターリンが治世していた時代のソ連が如何なるものであったのかについてはもはや周知の事実であるが、スターリンが死去する1953年まで、「大粛清」が生み

25 前掲注2, 28頁.

26 前掲注2, 38頁.

27 前掲注2, 40頁.

28 Костев Г., ТАК ЧТО ЖЕ СДЕЛАЛ АДМИРАЛ КУЗНЕЦОВ: совершил подвиг или просто выполнил приказ Сталина?.

参照: <http://2000.novayagazeta.ru/nomer/2000/38n/n38n-s25.shtml> (アクセス日, 2017年7月21日).

29 前掲注2, 45,52, 61頁.

30 前掲注2, 35頁.

出した状況に変化はなかった。以上、繰り返すならば、スターリンの時代のソ連が推進した大海軍建設が失敗に終わった原因とは、ソ連首脳部の見通しの甘さ、同国における最新の技術力の不足、スターリンの個人行動、加えて、彼により引き起こされた「大粛清」ということになるが、これら四つを概観するに、少なくとも半分以上に関しては、スターリンに責任を求めることが可能と考える。

次には、大海軍建設に関連した考察である。まずは、本稿が、海洋政策の観点からの調査研究を目的とするものであることを踏まえ、前述の建設が、今日の「ロシア連邦の海洋ドクトリン」(Морская доктрина Российской Федерации. 以下、「海洋ドクトリン」という)³¹によるならば、どのように位置づけされるのかを考えてみたい。この海洋ドクトリンは、ロシアの国家海洋政策を決定する基本的な文書であり、2015年7月、プーチン大統領により承認されたものであるが、もし同国が今、これまで本稿において述べられてきたと同規模の大海軍建設に着手したとした場合、同建設は、海洋ドクトリン第3章「国家海洋政策の内容」第1節「国家海洋政策の機能的方針」の中に定められた「海軍活動の実行」を目指すために行われるものであると筆者は解釈する。そして、前述の建設を実行するためにも、同ドクトリン第4章「国家海洋政策の実現化の確保」第1節「造船、艦艇建造」に定められた目標をロシアは目指さなければならないのであろう。海洋ドクトリンは、今日のロシアの海洋政策にとって必要な海上輸送、資源開発、海洋漁業、海洋の科学的調査等を網羅した総合的なものであり、同ドクトリンによって作り上げられるかたちが同国の海洋政策にとって理想的なものであるとしたならば、大海軍建設は、今日のロシアにとっては、偏向的なかたちの政策となる。実際に、同国が今、このような政策を実施し得るのかについては、様々な事情を考慮するならば即断はできないが、単純に考えて、同政策の実施は、艦艇に関して約280隻を有する現在のロシア海軍の勢力を少なくとも倍以上の数のものとするることになり、かなりの必要性が見いだせない限り難しいものと判断する。ところで、海洋ドクトリンといえば、筆者にとって注目したいのは、以前の拙稿でも述べたところであるが、第1章における「海洋潜在力」(морской потенциал)の定義である³²。何故ならば、やはり以前の拙稿でも述べたところであるが、この定義に似た考え方を提唱した海軍軍人が、かつてソ連に存在したからである³³。その人物とはセルゲイ・ゴルシコフソ連邦海軍元帥であり、彼は、東西冷戦の最中であってソ連海軍の増強を指導した人物であるが、1979年に上梓した代表作とも言える著書「国家の海洋力」(《Морская мощь государства》)の中で、海軍、輸送船隊、漁業船隊、科学調査船隊等が国家の海洋力の構成部分である旨を述べ³⁴、国家の維持発展における「海洋力」(морская мощь)の重要性を説いたのであった。従って、海洋ドクトリンにおける海洋潜在力に関する規定の内容に、ゴルシコフの思想への関連性があるとの前提に立つならば、彼が、スターリンの時代のソ連が推進した大海軍建設をどのように評価したのかを知ることは、今日の海洋ドクトリンが

31 参照：<http://static.kremlin.ru/media/events/files/ru/uAFi5nvux2twajftS5yrIZUVTJan77L.pdf> (アクセス日、2015年8月1日)。なお、邦訳については拙訳「ロシア連邦の海洋ドクトリン」(2015年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向報告書(参考資料編)、公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所、2016、93-121頁)を参照されたい。

32 拙稿「ロシアの新たなる海洋ドクトリンに対するコメント」、海洋情報季報 第10号、公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所、2015、138頁。

参照：<https://www.spf.org/oceans/wp/wp-content/uploads/2016/01/1510.pdf> (アクセス日、2017年8月11日)。

33 拙稿「ロシアの海洋ドクトリンについて(北極海に着目して)」、北極海季報 第10号、海洋政策研究財団、2011、39-40頁。

34 Синецкий В.П., Теория и практика морской деятельности : поиск закономерностей, ТЕОРИЯ И ПРАКТИКА МОРСКОЙ ДЕЯТЕЛЬНОСТИ, СОВЕТ ПО ИЗУЧЕНИЮ ПРОИЗВОДИТЕЛЬНЫХ СИЛ, 7(2005), 67-68頁。

参照：http://www.morskayakollegiya.ru/publikacii/nauchnye_trudy/ (アクセス日、2009年8月21日)。

持つ性格を知る一助になるはずである。その観点に立ち、彼の著作を見るならば、戦前のソ連海軍に関して、戦艦「ソヴィエツキー・ソユーズ」と重巡洋艦「クロンシュタット」が 1938 年から 1940 年の間に自国内で建造開始された例を挙げ、これら二つを前者については米国戦艦「アイオワ」と、後者については米国重巡洋艦「アラスカ」と比較している記述が存在することに注目すべきである³⁵。そして、ここにおいて更に注目すべきは、ゴルシコフは、自国で建造された前述の二つの大型艦が未成に終わったことについては言及していないことである。つまり、これらのことから推測される彼の大海軍建設に対する評価とは、次のようなものと考えられる。

とにかく、「ソヴィエツキー・ソユーズ」と「クロンシュタット」の存在に言及していることからして、ゴルシコフは、スターリンの時代のソ連が推進した大海軍建設を少なくとも否定はしていなかった。ただし、フルシチョフが 1956 年 2 月の第 20 回共産党大会においてかの「スターリン批判」を行って以来、スターリンは公式には否定されており、ソ連崩壊（1991 年）前に死去することとなる自らの存命中、前述の考えを公にすることもできなかった。また、前述の二つの大型艦の建造は、ゴルシコフにとってソ連海軍が米国海軍に比肩し得る存在となる誇らしいことであった。従って、これら二つの艦が未成に終わったことは無念でならなかった。

ならば、その無念は、どのようにして晴らされることとなったのであろう。これに関しては、注 1 の資料によるならば、「プロジェクト 1144」原子力ミサイル巡洋艦の建造によるとの解釈が可能である。何故ならば、同資料の末尾では同艦が、「クロンシュタット」と「スターリングラード」の後継者と述べられているからである。それでは、ゴルシコフは前述の原子力ミサイル巡洋艦の建造に関わっていたのかについてであるが、同艦の建造史を紐解くと、1957 年当初の設計開始の段階から、クズネツォーフの後任として海軍総司令官となっていた彼が既に関与していたことが分かる³⁶。さらに、注 36 の資料によるならば、その後、ゴルシコフは、1977 年に採択された海軍艦船類別において「プロジェクト 1144」の艦を原子力対潜巡洋艦から重原子力ミサイル巡洋艦に改めたこと、1980 年、ネームシップの「キーロフ」が海軍に引き渡されたことも分かる。この軍人が海軍総司令官の職責を後任者に譲るのが 1985 年であるからにはその 5 年前となって、前述の設計段階を起点とするならば 23 年後となって、ようやく前述の無念は解消されたのだと言える。そして、このように考えるならば、ゴルシコフは、大海軍建設を少なくとも否定はしていなかったとは、先に述べたところであるが、否定しなかったどころか、逆に彼は同建設を熱心に支持していたと断言して構わないものと考えられる。その熱心な支持の裏側には、本章における前述の考察でも述べたところではあるが、第二次世界大戦中、陸軍を支援する側に回らざるを得なかった、外洋海軍を志向することができなかったソ連海軍軍人としての彼の悔しさもあったのかもしれない。それではここで、注 36 の資料により、スターリンが熱望したとされる大型艦の後継者である「プロジェクト 1144」原子力ミサイル巡洋艦の概要を、次に紹介する。このプロジェクトの艦で、現在唯一稼働中なのは、北洋艦隊に所属する「ピョートル・ヴェリーキー」（「ピョートル大帝」との意）であるという。

35 С・Г・ゴルシコフ著 宮内邦子訳、ゴルシコフ ロシア・ソ連海軍戦略、原書房、2010、140-142 頁。

36 Кузин В.П., Атомные ракетные крейсера проекта 1144.

参照：http://scilib-military.narod.ru/Pr1144/1144.htm (アクセス日、2013 年 5 月 26 日)。



図 4 「プロジェクト 1144」原子力ミサイル巡洋艦「キーロフ」
 満載排水量—24300t、最大長—251m、最大速力—31kt、主要兵装—対艦ミサイル 20 基

ところで、前述の「キーロフ」について、注 3 の資料では、その就役が、歴史的意義からして、1907 年における英国戦艦「ドレッドノート」のそれに比肩し得るものであると述べられており、その観点からするならば、ゴルシコフは大艦巨砲主義者であったと解釈することも可能である。従って、彼は前章で論じたスターリンと同様ということになるが、果たしてゴルシコフは、前述の国家指導者のような空母軽視論者であったのだろうか。筆者としては、そうではないと考える。何故ならばゴルシコフは、1975 年以降、「キエフ」、「ミンスク」等、「プロジェクト 1143」航空巡洋艦、つまりは当時の西側諸国が空母の出現として喧伝した 4 隻を就役させ、さらに、1990 年に就役することとなる「プロジェクト 1143.5」重航空巡洋艦、つまりは事実上の本格空母「アドミラル・クズネツォフ」の設計及び建造を指揮しているからである³⁷。やはり、彼は、海軍軍人としての見識を有していたということなのであろう。このように、大海軍建設を支持していたと考えられるゴルシコフであるが、その観点から先に述べた海洋力の概念を再考してみたい。繰り返すが、前述の概念は、海軍、輸送船隊、漁業船隊、科学調査船隊等は国家の海洋力の構成部分であるというものであった。一見、基本的には四つの勢力の存在は、同じ並びのようにも見える。だが、その提唱者が前述の建設、つまりは海軍の強力な増強を支持したのであれば、概念の中に列記された諸勢力の中で特に重要視されるべきは海軍ということになるはずであり、この推測は、注 35 の資料では、現代海軍の諸問題について述べられた最終章にある次の一文によって、その正しさが証明されることとなる。

「しかし国家海洋力〔原文ママ〕の最も重要な構成要素は、海洋における国家の利益を護り、海洋方面からの予想される打撃から国家を防衛することを使命とする海軍であると見なさざるを得ない。」³⁸

また、海洋ドクトリンに立ち返ってみたならば、前述の「海軍活動の実行」の中に、次の二つの条文があるのが分かる。

- 「41. 海軍は、ロシア連邦の海洋潜在力の主要な構成要素及び基礎であると共に国家の対外政策の手段の一つである。
42. 海軍は、世界の海洋におけるロシア連邦及びその同盟者達の国益の武力手段による保護、全世界的な及び地域的水準における軍事的・政治的安定性の維持、海の方面からの侵略の撃退を使命とするものである。」

³⁷ Заборский В., Длинная рука военного флота.

参照： <http://vpk-news.ru/articles/103> (アクセス日, 2017 年 8 月 26 日).

³⁸ 前掲注 35, 244 頁.

注 38 の文、さらには海洋ドクトリンのこの二つの条文、双方に共通性を見出すのは容易である。従って、本考察の立ち上がりで述べたとおり、前述のドクトリンは、ロシアの国家海洋政策を決定する基本的な文書であり、今日のロシアの海洋政策にとって必要な海上輸送、資源開発、海洋漁業、海洋の科学的調査等を網羅した総合的なものであるものの、その本質は海軍主導型であり、安全保障を重視したものであると結論付けることが可能と考える。そして、これが、海洋ドクトリンの有する性格と言えるのであろう。ついでながら、今回のこの考察により、海洋ドクトリンにおける海洋潜在力に関する規定の内容に、ゴルシコーフの思想への関連性があるとの自説の正しさが証明されたとも考えるが、ここで、海洋ドクトリンでは動員（мобилизация）の規定が、第 2 章から第 4 章にかけて、海上輸送船隊、漁業船隊、科学調査船隊、特殊船隊及び造船に対して再三にわたって定められている点に注意したい。つまり、その徹底した規定により海洋ドクトリンにはやはり海軍主導型、安全保障重視の姿勢が現れていると言えるのであり、ならば、ゴルシコーフの提唱した「海洋力」と同ドクトリンにおける「海洋潜在力」、この二つの概念は同じ意味なのだと断言して構わないものとも判断する。さらには繰り返すが、海軍主導型、安全保障重視の姿勢が海洋ドクトリンの有する性格であるならば、それら二つは、今日のロシアの海洋政策が有する本質ともなるのである。

それでは、本考察の最後に、ゴルシコーフにより連想される「海の地政学」、同学問の祖としてあまりにも有名なアルフレッド・マハン、この米国海軍軍人に関連した考察を述べる。本稿では、スターリンの時代のソ連が推進した大海軍建設に関して調査及び考察を進めてきた訳であるが、彼が独裁者であったことが、特に考察における重要な要素の一つであった。独裁者、この字句が、一個人が政治上の全権力を掌握して国家を支配するという点において専制君主という字句に置き換えられるとした場合、この専制君主に関してマハンは、自らの著作「海上権力の歴史に及ぼした影響」において大変興味深い理論を展開していた。

「これに反して、専制君主が思慮分別と一貫性をもって権力をふるう場合、自由な国民の遅鈍な政治過程によるよりも直接かつ迅速に、大貿易と見事な海軍を勃興させることができた先例がいくつかある。ただ、独裁専制のときに問題となるのは、特定の君主の死後その政策を持続することが困難になる、ということである。」³⁹

1914 年、つまり帝政ロシアの時代に死去したマハンにとって、海に関連した専制君主として同国の君主が念頭にあったとした場合、それがピョートル大帝であったことは想像に難くない。また、ソ連の独裁者であったスターリンの治世は、マハンの死去後のことであり、同軍人にとっては認識されていなかったこととなるが、ならば、ピョートル大帝とスターリンが、前述の理論によってどのように解釈されるのかを考えてみたい。ピョートル大帝は、マハンが論じたとおり、「直接かつ迅速に見事な海軍を勃興させることができた」人物である。マハン自身、同大帝を「勃興させることができた先例」の一つとして考えていたに違いない。また、ピョートルの死後、政策は維持され得たかに関しては、同大帝は、自ら船舶工学を当時の先進的海洋国家であったオランダのアムステルダム市で学び、正規のロシア陸海軍の創設者であったのみならず、同国における水路測量及び海図編集の祖でもあった⁴⁰。その点からしても、少なくとも、海洋国家としてのロシアの礎を作り上げた人物である。スターリンに関しては、これまで本稿において述べてきたことを考慮した上で、マハンの言を借りるのであれば同国家指導者は、「思慮分別をもって権力をふるった」とは到底言えない。従って、やはりマ

39 麻田貞雄 編・訳、マハン海上権力論集、講談社、2010、84 頁。

40 РУССКАЯ ГИДРОГРАФИЯ ДО 1917 ГОДА.

参照：<http://www.imha.ru/1144531015-russkaya-gidrografiya-do-1917-goda.html> (アクセス日、2014 年 2 月 2 日)。

ハンの言う「見事な海軍」を大海軍建設によって実現できた訳でもなかった。だが、「その政策を持続させること」ができなかったのかと問うならば、筆者が先程まで展開してきた本考察により、結果的にはゴルシコフが持続させたことが分かる。しかし、それはあくまでゴルシコフ個人が先導してこれを持続させたのであって、前章で述べられた大海軍建設の概要を思い出すのであれば、スターリンの死去により、ソ連という国家にとって同建設は終了したと見るのが妥当である。何故ならば、前章の末尾でも述べたが、注3の資料によるならば、戦後における核兵器とミサイル、さらには原子力潜水艦の登場が、前述の国家指導者の個人的な考えに基づく海軍建設の継続を放棄する理由を国家に与えたからである。

ところで、前述のピョートル大帝といえ、筆者は、かつての拙稿においてプーチン大統領が、同大帝を念頭に置いた上で、「海洋国家としてのロシアの発展」を意識した可能性は極めて高く、同国の海洋政策にて最も影響力を持つアクターはプーチン大統領であると述べた⁴¹。また、海洋ドクトリン第102条によるならば、海洋活動の分野におけるロシア連邦国家安全状況に対する総合評価に関する報告が、毎年、大統領に対して為される旨のことが定められており、自国の海洋政策に直接的に、積極的に関与しようとするプーチンの姿勢が窺える。従って、本稿の結論として、これまで述べてきたこと全てに基づき、前述の大統領が主導するロシアの海洋政策の今後を推測してみたい。大凡二つの将来が考えられる。その一つ目は、プーチン大統領がまさしくピョートル大帝の再来として正しい海事知識を有し、ロシアの海洋政策を適切に指揮することができたならば、というものである。この場合、ロシアの海洋政策は発展を見る可能性がある。そして、二つ目は、前述の大統領が正しい海事知識を有しないまま、自国の海洋政策を大国としての意識の高揚の手段としてしか見なかったならば、というものである。この場合、ロシアの海洋政策の然るべき発展は望めない。だが、今述べた二つの将来のうち、どちらの道をロシアは進むこととなるのか、何とも言えない。何故ならば、プーチン大統領は、サンクトペテルブルク副市長時代に「自己のオフィスにピョートル大帝の肖像を掲げて、その下で執務していた」とする情報がある反面⁴²、スターリンのモニュメントに献花する同大統領の写真も存在するからである⁴³。従って、現時点でプーチン大統領がピョートル大帝路線を選択するのか、スターリン路線を選択するのか見通すことは困難であるが、海洋政策に関するロシアの今後を見守ってゆきたい。

(2) 補足としての考察

本節では補足ながら、北方領土問題に関連して述べる。現在日ロ間に、前述の問題が存在することは周知の事実であり、領土領有に関してロシアが適用を主張する法的根拠とは、1945年2月11日付けのヤルタ協定、1945年7月26日付けのポツダム宣言、1951年9月8日付けのサンフランシスコ平和条約、国連憲章第107条の条文、これら四つであるとされている⁴⁴。そして、その中でも、ロシアにとって最も重要な根拠とはヤルタ協定であろうというのが筆者の見解であるが、同協定は、1945

41 拙稿「ロシアとノルウェーの間の海洋境界画定について(補足)」, 北極海季報 第12号, 海洋政策研究財団, 2011, 38-39頁.

42 木村汎, 「現代ロシア国家論 プーチン型外交とは何か」, 中央公論新社, 2009, 87頁.

43 Путин возложил цветы Сталину. 参照: <http://burckina-faso.livejournal.com/1468526.html> (アクセス日, 2017年8月22日).

44 Брифинг официального представителя МИД России А.К.Лукашевича, 8 сентября 2011 года, МИД РОССИИ.

参照: http://www.mid.ru/web/guest/foreign_policy/news/-/asset_publisher/cKNonkJE02Bw/content/id/796964 (アクセス日, 2016年12月11日).

年 2 月 4 日から 11 日にかけて、黒海に面したクリミア半島にある保養地のヤルタで行われたルーズベルト、チャーチル、スターリンの会談、所謂ヤルタ会談において締結されたものであった。そして、その中では、「三大国、すなわちソヴィエト連邦、アメリカ合衆国及びグレート・ブリテンの指導者は、ソヴィエト連邦が、ドイツが降伏し、かつ、欧州における戦争が終了した後 2 か月又は 3 か月で、次のことを条件として、連合国に味方して日本国に対する戦争に参加すべきことを協定した」として、その条件の一つとして「千島列島がソヴィエト連邦に引渡されること」が挙げられている⁴⁵。前述の協定は、その内容のとおり、ソ連の対日参戦を促すものであり、これによりスターリンの領土拡大に対する欲求は大いに満たされたとするのがこれまでの通説のようであるが、今回、本稿を書き終えた今、スターリンが求めたものはそれだけであったのだろうかという疑問を筆者は感じている。大海軍建設を目指した国家指導者であったからには、外洋へのソ連海軍の進出をも考えたに相違なく、特に極東において太平洋へと進出するためには、千島列島が自国にとっては重要な存在となる、そのことにスターリンは気付いたに違いない、そのように考える。そして、もしこの推測が的を射たものであったとした場合、ルーズベルトとチャーチルは、領土拡大に関してスターリンに譲歩したばかりでなく、特にルーズベルトに関しては、海洋政策の観点からするならば、太平洋における自国に対する脅威の発生を容認したという点において、やはり先行きを見誤ったということになる。

おわりに

本稿を終えるにあたり、第 1 章と第 2 章で言及した空母に関して述べたい。特に取り上げたいのは、第 1 章で言及したクズネツォーフ、そして、第 2 章で言及したゴルシコーフ、この 2 人の海軍軍人であるが、既に述べたとおり、海軍総司令官という役職においてこの双方は、前任と後任の関係にあった。しかも、やはり既に述べたところではあるが、ゴルシコーフが設計及び建造を指揮し完成をみた本格空母の艦名は、まさしくこの艦種の保有をスターリンに対して身を張って求め続けたクズネツォーフであった。この事実を筆者は、この 2 人の海軍軍人が望んだものは一つとなって達成されたのだと見る。そして、その観点に立つならば、空母「アドミラル・クズネツォーフ」の就役日（1990 年）は、スターリンに対するソ連海軍の、遅ればせながら訪れた勝利の日であったはずなのである。しかし、そのソ連が、それからわずか 1 年後に崩壊してしまうのは、運命の皮肉としか言いようがない。

45 ソ連では、我が国とは異なり、北方領土は千島列島に含まれると解釈されていた。同解釈は、旧体制崩壊後、ロシアの時代となっても継承されている。

【補遺】

以下は、季報で抄訳紹介しなかったが、有益と思われる主な論調やシンクタンク報告書などを当該月ごとに列挙したものである。なお、URL は当該月にアクセス可能であったものである。

2017 年 10 月

1. Conflict with China Revisited

https://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/perspectives/PE200/PE248/RAND_PE248.pdf

RAND, October, 2017

By James Dobbins (Senior Fellow) , Andrew Scobell (Senior Political Scientist) , Edmund J. Burke, David C. Gompert, Derek Grossman, Eric Heginbotham, Howard Shatz

2. Force Planning for the Era of Great Power Competition

http://csbaonline.org/uploads/documents/CSBA6302_%28Developing the Future Force%29_PRINT.pdf

CSBA, October 2, 2017

Mark Gunzinger (Senior Fellow) , Bryan Clark (Senior Fellow) , David E. Johnson (Senior Fellow) , Jesse Sloman (Analyst)

3. Force Planning for the Era of Great Power Competition

http://csbaonline.org/uploads/documents/CSBA6302_%28Developing the Future Force%29_PRINT.pdf

CSBA, October 2, 2017

Mark Gunzinger (Senior Fellow) , Bryan Clark (Senior Fellow) , David E. Johnson (Senior Fellow) , Jesse Sloman (Analyst)

4. China's Secret Military Plan: Invade Taiwan by 2020

<http://freebeacon.com/national-security/chinas-secret-military-plan-invade-taiwan-2020/?utm>

Washington Free Beacon.com, October 3, 2017

By Bill Gertz, the senior editor of the Washington Free Beacon

5. Securing the Frontier: Challenges and Solutions for U.S. Polar Operations

<http://csbaonline.org/uploads/documents/CSBA6303-Securing the Frontier WEB.pdf>

CSBA, October 5, 2017

Bryan Clark (Senior Fellow) , Jesse Sloman (Analyst)

6. War & Weapons Analysis: US vs China

<https://scout.com/military/warrior/Article/War-Weapons-Analysis-US-vs-China-108617594>

Scout Warrior.com, October 8, 2017

7. Inside the USS Gerald R. Ford

<https://www.marinelink.com/news/inside-gerald-ford430250>

MarineLink.com, October 11, 2017

8. Chinese Power Projection Capabilities in the South China Sea

<https://amti.csis.org/chinese-power-projection/>

Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, October 13, 2017

9. Force Buildup in the South China Sea: The Myth of an Arms Race

<https://amti.csis.org/force-buildup-scs-myth/>

Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, October 16, 2017

Alexander L. Vuving is a professor at the Daniel K. Inouye Asia-Pacific Center for Security Studies.

10. Tracking Malaysia's Force Build-up in the South China Sea

<https://amti.csis.org/tracking-malaysias-force-build-up/>

Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, October 20, 2017

Alexander L. Vuving is a professor at the Daniel K. Inouye Asia-Pacific Center for Security Studies.

11. Taiwan: Issues for Congress

<https://fas.org/sgp/crs/row/R44996.pdf>

Congressional Research Service, October 30, 2017

Susan V. Lawrence, Specialist in Asian Affairs

Wayne M. Morrison, Specialist in Asian Trade and Finance

12. Autopilot: East Asia policy under Trump

<https://www.lowyinstitute.org/publications/autopilot-east-asia-policy-under-trump>

Lowy Institute, October 31, 2017

Aaron L Connelly is a Research Fellow in the East Asia Program at the Lowy Institute.

2017 年 11 月

1. ASIA's Energy Security and China's Belt and Road Initiative

http://www.nbr.org/publications/specialreport/pdf/free/010218/SR68_Aσίας_Energy_Security_November2017.pdf

The National Bureau of Asian Research, November, 2017

By Erica Downs, Mikkal E. Herberg, Michael Kugelman, Christopher Len, and Kaho Yu

2. 2017 ANNUAL REPORT

Chapter 3 SECTION 3: HOTSPOTS ALONG CHINA'S MARITIME PERIPHERY

https://www.uscc.gov/sites/default/files/Annual_Report/Chapters/Chapter%202%2C%20Section%203%20-%20Hotspots%20along%20China%27s%20Maritime%20Periphery.pdf

U.S.-CHINA ECONOMIC and SECURITY REVIEW COMMISSION, November 15, 2017

3. North Korea's Submarine Ballistic Missile Program Moves Ahead: Indications of Shipbuilding and Missile Ejection Testing

http://www.38north.org/2017/11/sinpo111617/?utm_source=Sailthru&utm_medium=email&utm_campaign=New%20Campaign&utm_term=%2ASituation%20Report

38 North, November 16, 2017

By A 38 North exclusive with analysis by Joseph S. Bermudez Jr.

4. Why Russia is sending robotic submarine to the Arctic

<http://www.bbc.com/future/story/20171121-why-russia-is-sending-robotic-submarines-to-the-arctic>

BBC News.com, November 21, 2017

5. AVOIDING WAR: CONTAINMENT, COMPETITION, AND COOPERATION IN US-CHINA RELATIONS A BROOKINGS INTERVIEW

https://www.brookings.edu/wp-content/uploads/2017/11/fp_20171121_china_interview.pdf

Brookings, November 21, 2017

6. Australia needs to engage China and hedge the risks of this relationship

<https://www.lowyinstitute.org/publications/australia-needs-engage-china-and-hedge-risks-relationship>

Lowy Institute, November 23, 2017

Alan Dupont, Non Residence Fellow of Lowy Institute

7. Territory and Conflict: Island Disputes vs. Continental Disputes

<https://storage.googleapis.com/scstt/publications/Issue-Briefings-2017-17-Streich.pdf>

South China Sea Think Tank, Issue Briefing 17, 2017

By Philip Streich, Specially Appointed Assistant Professor in the Human Sciences Program at Osaka University.

2017 年 12 月

1. Regional Security Outlook 2018

<http://www.cscap.org/uploads/docs/CRSO/CSCAP2018WEB.pdf>

Council for Security Cooperation in The Asia Pacific, December 5, 2017

2. MORE MONEY ON THE HORIZON?: ANALYSIS OF THE FY 2018 DEFENSE BUDGET REQUEST

http://csbaonline.org/uploads/documents/CSBA6306_%28FY_2018_Defense_Budget_Report_%29_web.pdf

The Center for Strategic and Budgetary Assessments (CSBA) , December 5, 2017

Katherine Blakeley, a Research Fellow at the Center for Strategic and Budgetary Assessments

3. What are the differences between China's two aircraft carriers?

<http://www.scmp.com/news/china/diplomacy-defence/article/2123610/what-are-differences-between-chinas-two-aircraft>

South China Morning Post.com, December 11, 2017

4. Maritime Territorial and Exclusive Economic Zone (EEZ) Disputes Involving China: Issues for Congress

<https://fas.org/sgp/crs/row/R42784.pdf>

Congressional Research Service, December 12, 2017

Ronald O'Rourke, Specialist in Naval Affairs

5. China Naval Modernization: Implications for U.S. Navy Capabilities—Background and Issues for Congress

<https://fas.org/sgp/crs/row/RL33153.pdf>

Congressional Research Service, December 13, 2017

Ronald O'Rourke, Specialist in Naval Affairs

6. A Constructive Year for Chinese Base Building

<https://amti.csis.org/constructive-year-chinese-building/>

Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, December 14, 2017

7-1. Building Allied Interoperability in the Indo-Pacific Region: Discussion Paper 1

Command and Control

https://csis-prod.s3.amazonaws.com/s3fs-public/publication/171215_Shearer_BuildingAlliedInteroperability1_Web.pdf?h6YrwMDqrUIeWDbujuW0.xZzh0wm3Ta

CSIS, December 15, 2017

7-2. Building Allied Interoperability in the Indo-Pacific Region: Discussion Paper 2

A Case Study in Joint Command and Control for the Japanese Self-Defense Forces

https://csis-prod.s3.amazonaws.com/s3fs-public/publication/171215_Shearer_BuildingAlliedInteroperability2_Web.pdf?cXXeciMvhLuTmLviegkHoHvuznRhCorc

CSIS, December 15, 2017

Trent Scott, Military Fellow, Alliances and American Leadership Project, CSIS

Andrew Shearer, Senior Adviser on Asia Pacific Security and Director, Alliances and American Leadership Project, CSIS

8. Navy Ford (CVN-78) Class Aircraft Carrier Program: Background and Issues for Congress

<https://fas.org/sgp/crs/weapons/RS20643.pdf>

Congressional Research Service, December 22, 2017

Ronald O'Rourke, Specialist in Naval Affairs

9. Navy Force Structure and Shipbuilding Plans: Background and Issues for Congress

<https://fas.org/sgp/crs/weapons/RL32665.pdf>

Congressional Research Service, December 22, 2017

Ronald O'Rourke, Specialist in Naval Affairs

10. Southeast Asian countries vie for port supremacy

<https://asia.nikkei.com/Business/Trends/Southeast-Asian-countries-vie-for-port-supremacy?page=1>

Nikkei Asian Review.com, December 31, 2017

 笹川平和財団

 海洋政策研究所

公益財団法人笹川平和財団

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル
TEL : 03-5157-5210 FAX : 03-5157-5230